

平成 3 1 年

## 第 2 回 三川町議会定例会会議録

平成 3 1 年 3 月 1 1 日 開 会

平成 3 1 年 3 月 2 2 日 閉 会

三川町議会事務局

# 目 次

第 1 日

3 月 11 日 (月)

会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・三川町振興審議会報告	4
施政方針	
・三川町施政方針	5
・教育委員会行政方針	14
・農業委員会行政方針	17
議第 4 号 平成 30 年度三川町一般会計補正予算 (第 8 号)	18
議第 5 号 平成 30 年度三川町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	18
議第 6 号 平成 30 年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	18
議第 7 号 平成 30 年度三川町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	18
議第 8 号 平成 30 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)	18
議第 9 号 平成 30 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	18
請願審査員会報告 (継続審査)	
請願第 3 号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について	35
議第 10 号 平成 31 年度三川町一般会計予算	38
議第 11 号 平成 31 年度三川町国民健康保険特別会計予算	38
議第 12 号 平成 31 年度三川町後期高齢者医療特別会計予算	38
議第 13 号 平成 31 年度三川町介護保険特別会計予算	38
議第 14 号 平成 31 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算	38
議第 15 号 平成 31 年度三川町下水道事業特別会計予算	38
議長発議により、予算審査特別委員会設置 (審査付託)	47

## 【予算審査特別委員会 開催】

第 2 日

3 月 12 日 (火)

会議録第 2 号

一般質問 2 名	50
----------	----

第 3 日 3 月 13 日 (水) 会議録第 3 号

一般質問 4 名 ..... 7 6

第 4 日 3 月 14 日 (木) 会議録第 4 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 8 日 3 月 18 日 (月) 会議録第 5 号

【予算審査特別委員会 開催】

第 12 日 3 月 22 日 (金) 会議録第 6 号

予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告 (予算審査特別委員会委員長報告) .....	1 2 8
議第 16 号 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について .....	1 3 1
議第 17 号 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について .....	1 3 3
議第 18 号 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について .....	1 3 4
議第 19 号 三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する 条例の制定について .....	1 3 8
議第 20 号 三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について .....	1 4 6
議第 21 号 三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について .....	1 4 9
議第 22 号 町道路線の変更について .....	1 5 3
議第 23 号 財産の交換について .....	1 5 3
議第 24 号 三川町教育委員会委員の任命について .....	1 5 4
議第 25 号 三川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について .....	1 5 6
議第 26 号 人権擁護委員候補者の推薦について .....	1 5 7
発議第 3 号 三川町議会傍聴規則の一部を規制する制定について .....	1 5 8
(別紙) 三川町議会議員の派遣について .....	1 5 9
発委第 1 号 閉会中の所管事務調査について .....	1 5 9
発委第 2 号 閉会中の所管事務調査について .....	1 6 0

発委第 3号	閉会中の所管事務調査について	.....	1 6 1
発委第 4号	閉会中の所管事務調査について	.....	1 6 2

## 平成31年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成31年3月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
菅原和子健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

- |       |  |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 | 会期の決定  |
| 日程第 3 | 諸般報告<br>・三川町振興審議会報告  |
| 日程第 4 | 施政方針<br>・三川町施政方針<br>・教育委員会行政方針<br>・農業委員会行政方針                     |
| 日程第 5 | 議第 4号 平成30年度三川町一般会計補正予算(第8号)                                     |
| 日程第 6 | 議第 5号 平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                               |
| 日程第 7 | 議第 6号 平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                              |
| 日程第 8 | 議第 7号 平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)                                 |
| 日程第 9 | 議第 8号 平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)                             |
| 日程第10 | 議第 9号 平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)                                |
| 日程第11 | 請願審査員会報告(継続審査)<br>請願第3号 ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について |
| 日程第12 | 議第10号 平成31年度三川町一般会計予算  |
| 日程第13 | 議第11号 平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算                                      |
| 日程第14 | 議第12号 平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算                                     |
| 日程第15 | 議第13号 平成31年度三川町介護保険特別会計予算  |
| 日程第16 | 議第14号 平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算                                    |
| 日程第17 | 議第15号 平成31年度三川町下水道事業特別会計予算                                       |

○議長発議により、予算審査特別委員会設置(審査付託)

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） ただいまから平成31年第2回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木淳士議員、  
8番 成田光雄議員、以上、2名を指名します。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る3月6日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として平成30年度各会計補正予算6件、平成31年度各会計予算6件、条例改正6件、事件案件2件、人事案件3件、以上23件があり、この他に諸般報告1件、請願審査委員会報告1件、施政方針3件、一般質問6名、議長提案の6件であります。

本定例会にあたり、町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日11日から22日までの12日間と決定をみたものであります。

なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後に、三川町施政方針、教育委員会並びに農業委員会の行政方針が示されます。なお、この際に、補佐・主査・係長も出席となります。次に、平成30年度各会計補正予算6件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。その次に、継続審査にかかる請願審査委員会報告1件が上程され、質疑、討論、採決を行います。

次に、平成31年度各会計予算6件が一括上程され、直ちに議長発議により予算審査特別委員会を設置して各会計予算を審査付託し、本会議は散会となります。その後、予算審査特別委員会を開き、委員会構成を行います。本日はこれで散会となります。

第2日目の12日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は、通告順に2名の議員が行い、これで散会となります。

第3日目の13日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。この日は、通告順に4名の議員が一般質問を行い、これで散会となります。

第4日目の14日と第8日目の18日は、午前9時30分から予算審査特別委員会が本会議場で開催されます。予算審査は2日間にわたることから、審査日程表を別途各位に配布いたします。また、予算審査においては補佐・主査・係長の出席を求めることとしておりますが、所管以外の審査では拘束しないこととします。

なお、第5日目の15日、第6日目の16日、第7日目の17日、そして第9日目の19日、第10日目の20日、第11日目の21日は、本会議は休会となります。

第12日目の最終日22日は、午前9時30分に本会議を開き、予算審査特別委員会委員長の報告を行い、討論、採決となります。次に、町長提案の条例改正6件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行います。その次に、事件案件2件が一括上程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件3件がそれぞれ上程、質疑、採決となります。

その後、議員発議による規則改正1件が上程され、質疑、討論、採決を行い、次に、議長発議1件が上程され、採決となります。次に、委員会発議4件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のおり、本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月22日までの12日間に決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より、三川町振興審議会に関することについて報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 三川町振興審議会に関しましてご報告申し上げます。

お手元に配布の報告書をご参照願います。

去る2月18日、三川町振興審議会に第3次三川町総合計画に係る2019年度・2020年度・2021年度実施計画の策定について諮問し、その答申を求めたところであります。

それでは、その経過について申し上げます。

### 三川町振興審議会に関する報告書

#### 1. 諮問事件

第3次三川町総合計画に係る2019年度・2020年度・2021年度実施計画の策定について

#### 2. 事件の内容

上記事件について審議会に諮問し、その答申を求めた。

#### 3. 答申の経過



- (1) 平成31年2月18日午後1時30分、三川町役場講堂において、平成30年度第2回三川町振興審議会を招集した。
- (2) 委員14名と当局から町長、副町長、教育長、総務課長、企画調整課長、町民課長兼会計管理者兼会計課長、健康福祉課長、産業振興課長(農業委員会事務局長併任)、建設環境課長、教育課長、議会事務局長が出席し、午後1時30分に開会した。
- (3) 任期満了に伴い、新たに18名の委員の任命を行った。
- (4) 町長あいさつ後、会長に五十嵐慶一委員を互選した。
- (5) 会長のあいさつ後、会長職務代理者に熊田洋勝委員を指名した。
- (6) 議事録署名委員に齋藤みつ委員、佐藤和寿委員を指名した。
- (7) 議事に入り、第3次三川町総合計画に係る2019年度・2020年度・2021年度実施計画の策定について諮問し、副町長が全体概要を説明した後、関係課長等が事業ごとの説明を行った。
- (8) 説明に対して質疑及び意見が出され、慎重審議の結果、原案のとおり答申することが決定され、午後4時00分に閉会した。

4. 答申の内容 原案のとおり

5. 少数意見の留保の有無 無し

第3次三川町総合計画に係る2019年度・2020年度・2021年度実施計画の策定について、上記の経過により答申を得たので報告します。

平成31年3月11日

三川町長 阿部 誠

以上でございます。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、諸般報告を終わります。

ここで、補佐・主査・係長が議場に入りますので、暫時休憩します。

(午前 9時41分)

○議長(小林茂吉議員) 再開します。

(午前 9時50分)

日程第4、「施政方針」を行います。

最初に、三川町施政方針について説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) 平成31年3月議会定例会が開催されるにあたり、平成31年度の町政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

この度の町長選挙におきましては、これまでの町政運営に対する町民の皆さまのご理解により、再度、町政執行の重責を担わせていただくことになったことに対し、衷心より感謝と御礼を申し上げます。

私は、町長就任以来、常に「町民の目線に立ち、町民と向き合う町政」という基本姿勢のもと、誠実な町政運営に努めるとともに、協働のまちづくりを基本理念とし、総合計画に沿った施策の実現に向けて、積極果敢に取り組んできたところであります。

5期目におきましては、このような基本姿勢をさらに前進させ、「住民参加による協働の推進」、「効率的な行政運営の推進」、「持続可能な財政基盤の確立」の3つを施策実現の手法として位置付け、未来につなぐまちづくりを、町民の皆さまとともに取り組んでまいりたいと考えております。

さて、日本の経済は、好調な企業収益に支えられ、景気は緩やかな回復基調を維持しているものの、先行きについては、10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の影響に留意する必要があると言われております。

こうした状況の中において、政府は、消費税増税対策や幼児教育・保育の無償化などの社会保障に重点を置いた、平成31年度政府予算案を閣議決定したところであり、基本方針に基づいて編成された国の一般会計予算規模は、前年度の当初予算対比で3.8%増の101兆4,571億円となり、当初予算としては初めて100兆円を超えたところであります。

一方、地方財政計画における地方財源につきましては、地方税収入を40兆1,633億円、前年度比1.9%増と見込み、一般財源総額では6兆2,072億円で前年度比1.0%の増となり、地方交付税は1兆6,809億円で1.1%の増、地方債は9兆4,282億円で2.3%の増となっております。

このような状況において、本町の財政運営も引き続き厳しい状況が見込まれるところではありますが、重要事業である子育て交流施設整備事業、かわまちづくり推進事業、公共施設等長寿命化対策事業、及びいろり火の里推進事業等への取り組みとともに、子育て支援や健康・生きがいの推進、安全安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、平成31年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入につきましては、地方交付税、臨時財政対策債の減額を見込んだところでありますが、町民税、及び固定資産税の増額を見込むとともに、地方消費税交付金、ふるさと応援寄附金についても一定の額を確保し、さらに、国、及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、教育施設整備基金、ふるさと基金、財政調整基金の繰入れなどにより、必要な財源の確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進し、町勢発展の根幹となる第3次総合計画事業費を最大限確保し、諸施策を講ずることといたしました。

この結果、平成31年度の一般会計予算は57億2,000万円となり、対前年度比24.6%の増額となる予算を編成いたしました。

なお、特別会計につきましては、各会計の事業目的に沿って所要の額を確保し、その予算を編成いたしましたところであります。

次に、平成31年度における主要な施策の大要について申し上げます。

まず、企画行政について申し上げます。

「第3次三川町総合計画」につきましては、計画期間が残すところ2年となり、本町を取

り巻く社会情勢の変化を踏まえた、新たなまちづくりの指針となる「第4次三川町総合計画」の策定に向け、取り組んでまいります。そのため、本町の置かれている現状と課題を把握し、現在行っている施策の検証を行うとともに、多くの町民の声を反映させるよう町民の目線に立った計画づくりを進め、将来にわたり町民一人ひとりが豊かさを実感できるまちづくりを目指してまいります。

また、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口減少の抑制や地域経済の活性化を図るため、「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた重点施策を引き続き推進するとともに、これらの施策の展開にあたっては、PDCAサイクルの実施を基本とし、行政評価による各種施策や事務事業の見直し・改善に取り組み、効果的で効率的な行政運営を図ってまいります。

さらに、協働のまちづくりを推進するため、地域づくり活動推進事業の充実を図るとともに、町民の方々とのコミュニケーションを図る「町長と語る会」の開催など、積極的な広報広聴活動に取り組み、住民ニーズの把握とその対応に努めてまいります。

地域開発推進事業につきましては、子育て環境の充実と定住人口の増加を目指し、子育て交流施設周辺の桜木地区住宅地開発を推進するため、流域全体の雨水排水における課題等の解決に向け、その対応策を検討してまいります。

また、昨年度において全区画の分譲が完了しました「みかわ産業団地」につきましては、若者の雇用の受け皿となる企業誘致などに引き続き取り組んでいく必要があることから、新たな企業進出に対応できるよう、産業団地の拡張に向けて関係機関等との協議を進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、相互に役割を分担し、連携・協力することにより、定住に必要な生活機能の確保・充実に努めるとともに、圏域の市町が有する都市機能や地域資源を有効に活用しながら、庄内南部、及び北部のそれぞれの共生ビジョンに基づいた具体的な連携事業に取り組んでいるところであります。今後も、圏域における連携のさらなる強化を図り、潤いと賑わいのある圏域づくりを目指してまいります。

次に、農業振興について申し上げます。

昨年は、夏場の高温とその後の低温・日照不足等による稲の生育不良から、近年にない大幅な減収となり、稲作農業は非常に厳しい状況に置かれているところでありますが、本年は、天候等の生育条件に恵まれ、豊作となるよう祈るものであります。

改めて申し述べるまでもなく、本町の農業生産の中心は“米”であります。恵まれた自然環境とともに先人の知恵と努力により全国屈指の「米どころ」として、その地位を築いてきたところであり、今後はこれまでも増して、消費者ニーズを踏まえた良質米の主産地として、その地位を確かなものにしていかなければなりません。

こうしたことから、本町においては、本年度で5年目となる「瑞穂の郷づくり事業」に引き続き取り組み、「こだわりの米づくり」としての安心・安全な米作り、良品質・良食味の米作り、そして、それらを支える生産技術の導入や整備を重点的に支援してまいります。また、米以外の長ネギやパプリカ、しいたけ、赤カブ等の園芸作物や加工食品、さらに、土地

利用作物である大豆や麦類、蕎麦、菜種などからの所得獲得も重要であることから、これら園芸作物や加工品等の生産・販売活動を支援する「農産所得拡大支援事業」を継続して実施してまいります。

また、三川産米による日本酒開発など新規需要米の開拓や、特産品開発と販路開拓を目指した「田から（宝）もの逸品開発事業」を実施するとともに、町民の婚姻や出産、転入された方々に三川産米をお祝い品として贈呈する「はっぴー米 メモリアル事業」につきましても、引き続き実施してまいります。

地域住民の暮らしを支える農業の推進につきまして、農業・農村の持つ多面的機能を保持し、活力ある農村地域を維持発展させていくためには、生産基盤、生活基盤の整備を図ることが重要であります。このため、農業生産の基礎活動や農業関連施設の保守に係る自助・共助の活動を支える「多面的機能支払交付金事業」の取り組みを強化するとともに、「環境保全型農業直接支援対策事業」により、農業生産に伴う環境への負荷低減を図り、安心・安全な米づくりを目指した環境の整備を推進してまいります。

また、突然のゲリラ豪雨などによる自然災害の対策として実施しております「農村防災減災事業」につきましては、計画どおり本年度中に完了するよう、引き続き県や土地改良区に要望してまいります。

次に、商工業・観光振興について申し上げます。

本町における商工業の総合的な発展と雇用の安定化を目指すうえで、出羽商工会の役割は大変大きなものがあり、商工業者の経営体質の強化や事業所研修等の各種取り組みに対し、引き続き支援してまいります。

特に、本年10月に予定されております消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者や子育て世代の生活に与える影響が懸念されているところであり、その緩和を目的に実施が予定されている「国のプレミアム付商品券」の発行と併せて、町民の消費喚起や商工業者等の経営安定に寄与することを目的に出羽商工会三川支所が実施する、7,000万円規模のプレミアム付商品券発行事業の実施を支援してまいります。

「田から（宝）もの逸品開発事業」につきましては、農業との連携の強化により、ふるさと応援市場に参入するなど、積極的な活用を図ってまいります。また、「宅配サービス支援事業」につきましては、買い物弱者と言われる方々への食料品等の共同宅配を行うものであり、町民の福祉向上につながる活動を引き続き支援してまいります。

観光振興につきましては、交流人口の拡大による賑わいの創出と地域経済の活性化を目指し、三川町観光協会や株式会社みかわ振興公社等との事業連携の強化を図ってまいります。具体的には、「新潟県・庄内エリアにおけるdestinationキャンペーン」が本年10月に開催されることから、いろり火の里を会場にした季節イベントの開催とともに、宿泊滞在やホール等施設の利用促進、いろり火の里への来訪者に対し、地域産品等をPRするなど、魅力の発信に努めてまいります。

ふるさと応援寄附金につきましては、町の産業振興や観光振興、特産品の販売促進など相互に結びつきを持たせた事業展開が多くのご寄附に結びついているものと考えているところ

であり、今後とも、ふるさと応援の趣旨に沿って、まちづくりに有効に活用させていただくとともに、地域の産業振興の推進力の一つとして取り組んでまいります。

「いろり火の里」施設の運営につきましては、指定管理者である「みかわ振興公社」や三川町観光協会、さらに庄内地域の「道の駅」などと連携しながら、イベントの開催や招致、魅力ある施設・設備の整備に努め、利用客の誘導に引き続き取り組んでまいります。また、施設等の老朽化に伴い、計画的に大規模改修を実施しているところではありますが、今年度におきましては、なの花温泉田田休憩管理棟の屋根改修、及び田田の宿の内装改修などを実施し、施設の長寿命化と利用客の拡大に取り組んでまいります。

次に、健康福祉行政について申し上げます。

町民一人ひとりが、心身ともに健康で生きがいを持って安心して暮らし続けることができるよう、保健、医療、介護、福祉等各般にわたる施策の充実を図るとともに、地域福祉計画の理念のもと、町民の自主的で主体的な活動を支援し、町内会や社会福祉協議会をはじめとする各種機関・団体等との連携・協働による地域福祉活動の推進に引き続き取り組んでまいります。また、必要な支援を包括的に提供し、地域での自立した生活を地域でサポートし合う「地域包括ケアシステム」を推進し、高齢者、障害者や子どもすべての人が暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」の実現を目指し取り組んでまいります。

災害時要援護者避難支援プランに基づく取り組みにつきましては、家庭や町内会、民生委員・児童委員や関係機関と連携し、緊急時における障害者や子ども、高齢者等援護を必要とする方々の避難対策など、地域全体による支え合い活動の推進に引き続き取り組んでまいります。

子育て支援策につきましては、安心して健やかに子どもを産み育てられる環境を作るため、本町独自の「出産祝金事業」を継続してまいります。

乳幼児・児童生徒の定期予防接種につきましては、引き続き全額公費負担で実施するなど、今後とも国・県の動向を踏まえながら適切な対応に努めてまいります。

また、心身ともに健やかな子どもの育成を図ることを目的として実施しております「子育て支援医療給付事業」につきましては、山形県の補助基準である小学3年生までの通院、及び中学生までの入院医療費という対象範囲に加え、本町独自の施策として、中学生までの入院、及び通院医療費の完全無料化を継続して実施してまいります。さらに、医療証の有効期間を複数年化するなど、子育て世代の支援と利便性の向上に努めてまいります。

本町の最重要事業であり、多くの町民が待ち望んでおります「子育て交流施設整備事業」につきましては、2020年度の開所に向けて確実な事業の推進を図るとともに、開所後の事業展開や施設の管理運営方法等につきましては、利用者の利便性や安全・安心の確保など、町民の期待に応えられるよう万全を期してまいります。

児童福祉につきましては、特に保護を必要とする、また、そのおそれのある児童に関し、三川町要保護児童対策協議会を活用し、児童相談所や学校をはじめ関係機関との情報共有を図り、適切かつ迅速な支援に努めてまいります。

自殺対策事業につきましては、町内会や保健福祉関係団体等と連携しながら「命を守る取

り組み」を継続するとともに、国の自殺対策基本法に位置付けられている「自殺対策計画」の策定に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、引き続き寿賀敬老事業等を実施し、町を挙げて長寿をお祝いしてまいります。また、住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう在宅生活を支援するとともに、一人ひとりが積極的に健康の保持増進に取り組むことができるよう、町内会や各種団体等との連携のもと、地域における交流活動や老人クラブ等の活動を支援し、生きがいを推進してまいります。また、国の「高齢者就業機会確保事業」を活用しながら、引き続き、三川町シルバー人材センターの事業を支援し、高齢者の方々の就業機会の確保を図ってまいります。

障害者福祉につきましては、「三川町障害者計画」に基づき、障害を抱える方も地域で安心して生活できるよう、それぞれの状況に応じたサービスの給付や情報提供、相談支援事業等を継続して展開するほか、通院支援や交通費助成事業などの実施により、在宅生活の支援の充実と社会参加の促進を図ってまいります。

保健衛生につきましては、「第2次三川町健康づくり計画」の方針のもとに、生活習慣病予防や健康増進、健康寿命の延伸を目指し、各種検診や健康相談、健康教室を実施するとともに、各町内会における健康まつりや食生活改善推進協議会主催の料理教室等健康づくり推進事業に積極的に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、妊産婦に対する各種教室や相談機会の拡充、鶴岡地区医師会の協力による乳幼児健診実施体制の強化、健診や相談会等を活用した発育発達支援等、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の整備と母子の健康の保持増進に関する包括的な支援に努めてまいります。また、「特定不妊治療費助成事業」につきましては、県の助成額に本町独自の施策として加算する助成事業を継続してまいります。

健康増進事業につきましては、公民館等での各種がん検診や呼吸器検診等集団検診のほか、荘内地区健康管理センターに置ける休日がん検診など、各種検診の利便性の向上を図るとともに、町民への受診勧奨を行ってまいります。また、受診結果を踏まえての保健指導などにより、疾病の早期発見・早期対応、生活習慣病予防や悪化防止に積極的に取り組んでまいります。

また、5年目を迎える「みかわ健康マイレージチャレンジ事業」につきましては、体組成形の活用による健康相談や保健指導、さらに、各種教室に参加することによるポイントを付与し、町民の自発的な健康づくりへの取り組みを引き続き推進してまいります。

成人・高齢者の予防接種につきましては、国の予防接種法の改正による新たな成人風しん定期接種の実施と、高齢者肺炎球菌感染予防接種の継続実施に向けて関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

次に、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険事業につきましては、平成30年度から都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営等において、中心的な役割を担うことになったところであり、これにより、山形県から示された平成31年度の納付金額、並びに標準保険料率では、本町

国民健康保険税率について改定する必要が生じているところでありますが、国民健康保険事業基金等を活用して、その引き上げ幅については、極力抑制に努めてまいりたいと考えております。

また、町民に対する資格管理や事務手続き等については、これまで同様、町において対応してまいります。さらに、山形県、国民健康保険連合会、及び各関係機関との連携による保険給付の適正化を推進するとともに、国民健康保険税の適正課税、及び徴収の取り組み、町民の自主的な健康づくり活動の支援やデータヘルス計画に基づく生活習慣の改善による疾病予防の推進など、地域におけるきめ細かな事業を継続的に展開してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、事業主体であります山形県後期高齢者医療広域連合と県内全市町村が連携して推進しているものでありますが、今後の高齢者医療制度についても、国民健康保険制度同様、各般の制度改正が計画されているところであり、その推移を注視するとともに、適正な制度運営が図られるよう努めてまいります。なお、これら制度改正に関する周知活動や生活困窮者からの保険料納付相談等につきましては、これまで同様、きめ細やかな対応を図ってまいります。

介護保険事業につきましては、「第7期介護保険事業計画」の2年目となることから、初年度の実施状況を検証しながら、保険者として制度の適正かつ円滑な運営に努めてまいります。また、消費税率の引き上げに合わせて、国の施策として、低所得者の第1号保険料軽減強化に係る措置が見込まれているところであり、適切な事務執行に努めてまいります。

3年目を迎えます「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、地域における自主的な介護予防活動への支援と、新たに体力検定を取り入れた介護予防の取り組みに努めるほか、関係団体等との連携強化により、介護予防事業のさらなる拡充を進めてまいります。

生活支援体制整備事業につきましては、生活支援を担う関係機関との連携、協働を図りながら、町民自らが高齢者を取り巻く生活課題を把握し、その解決に向けた支え合いの仕組みづくりに努めてまいります。

在宅医療・介護連携事業につきましては、鶴岡地区医師会、及び荘内病院への委託を継続し、医療・保健・介護・福祉の連携を深め、療養を含めた在宅での生活を支援してまいります。

認知症対策につきましては、町内の専門医療機関や関係団体、介護事業所などとの連携を密にしながら、早期発見・早期診断による迅速な対応や、認知症カフェなどを通じた相談支援体制の充実、認知症サポーター養成講座による正しい理解の啓発など、引き続き推進してまいります。

次に、建設環境行政について申し上げます。

道路や橋梁、下水道等の社会資本整備につきましては、快適な住民生活や円滑な社会経済活動を支えていくため、安全で安心して利用できる社会基盤の整備と維持管理を含めた長寿命化対策を推進してまいります。

まず、道路行政につきましては、道路利用者の安全と利便性の向上を図るため、舗装劣化が著しい幹線町道の舗装改良に重点的に取り組むとともに、道路等の浸水対策を図るための側溝整備や通学路等における安全施設の整備、さらに、冬季の安全な交通確保のための防雪

柵整備に引き続き取り組んでまいります。

橋梁につきましては、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な維持補修に取り組んでまいります。

雨水対策につきましては、歌枕排水機場における排水機器の改修による機能保全を図るとともに、押切地区における排水対策に係る調査に取り組んでまいります。

県道の整備促進につきましては、両田川橋架け替え事業を推進する整備促進期成同盟会を中心とした要望活動を積極的に推進するとともに、東沼長沼余目線の東側延伸をはじめ、余目加茂線、藤島由良線の歩道等整備についても引き続き強く要望してまいります。

国の直轄河川につきましては、赤川中流部河道堀削事業等による河川整備の継続、県の管理河川については、治水対策としての支障木の伐採や土砂浚渫、さらに、藤島川においては、災害復旧事業による漏水対策の取り組みについて、今後も国や県に要望してまいります。

公園や緑地等の整備につきましては、本町のシンボルである赤川の自然環境を生かし、交流人口の拡大と魅力の創出を目指した「かわまちづくり整備事業」による親水空間の整備を進めてまいります。

住宅政策につきましては、本町の住生活基本計画に基づき、引き続き「住まいづくり支援事業」や「移住定住促進事業」により、住宅リフォーム工事や耐震改修、住宅用太陽光発電システムの設置を支援し、住環境の整備の推進と地域経済の活性化や定住人口の増加に取り組んでまいります。さらに、本年度より危険ブロック塀等の撤去についても支援してまいります。また、町営住宅の運営については、長寿命化計画に基づき、子育て世帯や高齢者世帯も安全で安心して暮らせる施設としての維持管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、「空き家等対策計画」に基づき、引き続き、空き家等の解体に対する支援を継続するとともに、空き家バンクの取り組みなどによる多種多様な利活用を推進してまいります。また、本年度より空き家の寄附受け入れによる利活用を図り、生活環境の保全に積極的に取り組んでまいります。

環境衛生事業につきましては、町民、企業、学校、及び関係機関・団体等の連携を図り、イベントや学習会の開催、広報等により、積極的な啓発活動に取り組み、ごみの適正処理と減量化を推進してまいります。さらに、三川町地球温暖化対策地域協議会を推進母体としたグリーンカーテンの全町的な運動を継続し、温室効果ガスの削減や省資源・省エネルギー対策に関する意識の醸成を図ってまいります。また、家庭系一般廃棄物の減量化を図るため、生ごみの減量対策としての実証試験を継続し、より具体性のある減量化対策の取り組みを推進するとともに、三川町衛生組織連合会や小学校等との連携を図りながら、廃食用油の回収をはじめとする資源回収や不法投棄防止対策、共同屋外防除活動を引き続き支援してまいります。

下水道事業につきましては、昨年度に策定いたしましたストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の計画的かつ効率的な管理を行い、改築事業費の平準化やライフサイクルコストの削減に取り組んでまいります。また、農業集落排水事業につきましても、下水道施設同様に計画的な管理に努めるとともに、昨年度より実施しております施設の機能診断等



り組み、ライフサイクルコストの削減と施設の長寿命化に取り組んでまいります。

次に、教育行政について申し上げます。

まず、保育事業・幼児教育につきましては、就労形態の多様化や核家族化の進展などにより、3歳未満の乳幼児等の保育希望が増えている状況にあります。こうした中、保育ニーズに応えるための受け入れ環境の整備として、保育室の整備と保育士の確保に努めるとともに、いこの保育園など民間保育施設との連携により、保護者の就労と子育ての両立を支援してまいります。

子育て支援につきましては、みかわ保育園・幼稚園に併設する子育て支援センターや社会福祉センターを会場とした各種事業を引き続き展開しながら子育て家庭の育児支援に取り組むとともに、2020年度に開所を予定しております「子育て交流施設」への移転を見据えた準備に取り組んでまいります。また、学童保育につきましても、みかわ学童保育所運営協議会による円滑な保育所運営がなされるよう支援を強化してまいります。

教育の中核をなす学校教育につきましては、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来たくなる学校」を目指しながら、子どもたちが、自ら学び、自ら考え、たくましく行動する「生きる力」を育めるよう、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を展開してまいります。

学力向上対策につきましては、学校現場における授業改善に継続的に取り組みながら、タブレット型端末などICT機器を整備するとともに、学習をサポートする人材としての学校教育支援員やALT、英語指導員など各種支援員を引き続き配置し、学習環境の充実に取り組んでまいります。

また、学校施設につきましては、長寿命化対策として押切小学校の大規模改修事業を推進するとともに、各小・中学校の普通教室への空調設備の導入を図りながら、教育環境の充実に努めてまいります。

社会教育・生涯学習につきましては、町民一人ひとりが生涯の各期において、自主的に選択して学べる機会の提供に努めるとともに、仲間づくり、人づくり、まちづくりにつながる施策の展開を図ってまいります。

社会体育・スポーツ活動につきましては、より多くの町民がスポーツやレクリエーションに親しめる機会を提供するとともに、三川町体育協会やみかわスポーツクラブをはじめとする社会体育団体の活性化を支援してまいります。

以上、教育行政について総括的に申し述べましたが、具体的な内容につきましては、教育委員会行政方針により教育長から申し上げます。

最後に、総務関係について申し上げます。

まず、行財政運営につきましては、子育て交流施設整備事業などの大規模な投資事業に取り組むことから、「三川町行財政改革推進プラン」に基づき、効率的かつ効果的な行政運営と健全財政の堅持に努めてまいります。また、行政事務の多様化や高度化への柔軟な対応を図るため、ICTの活用による業務の効率化や職員研修、人事評価制度の活用などにより、職員と組織の力を高めてまいります。

次に、防災・防犯・交通安全について申し上げます。

まず、消防防災体制につきましては、昨年度内容を見直し改定いたしました地域防災計画とハザードマップについて、その内容の周知徹底を図るとともに、関連する業務継続計画の見直しや、タイムラインなどの災害時対応マニュアルの策定・充実に取り組んでまいります。また、消防活動につきましては、消防三川分署との連携を基に、地域や各職場の理解をいただきながら消防団員の確保に努めるとともに、担い手不足の解消を目的とした機能別団員制度の導入を図り、消防団活動の強化を図ってまいります。

防犯対策につきましては、昨年は民家等への侵入窃盗事案も発生していることから、施錠の徹底など防犯意識の高揚を図るため、防災行政無線広報や防犯パトロール車を活用した防犯活動など、警察署や防犯協会等との連携により、その取り組みを強化してまいります。

また、町が管理する集落間の防犯灯につきましては、そのすべてをLED化し、管理経費の節減につなげているところではありますが、今後は町内会負担の軽減を図るため、防犯灯の管理に要する経費の助成制度を拡充し、LEDへの改修を促進してまいります。

交通安全対策につきましては、町内において昨年は2件の死亡事故が発生しており、交通事故発生件数、人身事故、負傷者数ともに増加傾向にあります。交通事故のない安全で安心して暮らせる地域づくりは誰しもの願いであることから、町民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの推進に努めてまいります。

結びに、本町を取り巻く環境は、少子高齢社会や地方分権社会の進展に併せて、多様な行政ニーズや行政課題への適切な対応が求められております。今後とも、行政改革をさらに推進していくとともに、町民の皆さまとの対話を重視し、課題一つひとつに的確に対処しながら、町民の福祉向上と町政の発展を目指し、精神誠意、最善の努力を傾注してまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆さま方の一層のご支援とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、町長の施政方針を終わります。

次に、教育委員会行政方針について、教育委員会教育長の説明を求めます。鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 平成31年度における三川町教育委員会行政方針について申し上げます。

今日の子どもたちや社会を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少、さらに高度情報化や産業のグローバル化などにより急激に変化しており、同時にそれらに起因する課題も高度化・複雑化してきております。

こうした中、国際的視野の重要性や社会の多様性を尊重しつつ、他者と協働して課題を解決する人材の育成が求められており、第3次三川町総合計画の基本目標に掲げる「たくましく、確かな知識と個性豊かな魅力ある人材の育成」が重要となっております。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域社会の教育力を結集して子どもたちの学びを支援するとともに、町民一人ひとりが充実した生活を享受できる生涯学習社会の実現に向けて、各般にわたる教育施策の推進に取り組んでまいります。

初めに、保育・幼児教育について申し上げます。

保育事業につきましては、就労形態の多様化や核家族化の進展などにより、3歳未満の乳幼児等の保育希望が増加していることから、新たな保育室の整備と保育士の確保に努めるとともに、民間保育施設との連携や広域入所制度を活用しながら、保護者の多様な保育ニーズに応えてまいります。

幼児教育につきましては、子どもたちが様々な場における人間関係や社会体験を通しての自分と他者の認識、集団の一員としてのかかわり方、協調性、行動規範など、人としての基礎を構築する極めて重要なものであることから、遊びを通じた総合的な指導と就学を見据えた学習活動を展開してまいります。また、国においては、少子化対策の一つとして、幼児教育の無償化による子育て世代の負担軽減措置を講じることとしており、これに伴い本町におきましても、すでに無償化を実施している4歳・5歳の幼稚園児の他に、保育園に入所している3歳から5歳の園児に係る保育料も10月から無償化してまいります。

放課後児童対策につきましては、学童保育所を運営しております「みかわ学童保育所運営協議会」に対して、円滑な保育所運営ができるよう支援を強化してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

学校教育につきましては、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの可能性を引き出すことが重要であります。そのため学校教育の場では、「学びが楽しい、かかわりが楽しい、また明日来なくなる学校」を目指しながら、豊かな人間性と「自ら学び自ら考える力」、「たくましく生きる力」を育成することを基本として、「知・徳・体」の調和のとれた教育活動の展開に取り組んでまいります。

また、国や県の中学校運動部及び文化部活動のあり方に関する方針を受け、本町におきましても、新たに「三川町中学校部活動のガイドライン」を策定したところであり、今年度から運用を開始することとしております。

さらに、国の部活動指導員配置制度を活用して、学校教育や安全面での理解があり、かつ、競技に関する知識や技術を有する部活動指導員1名を中学校に配置し、コーチとしての部活動の技術指導や大会への引率、生徒指導対応等を行うことにより、技術向上と顧問教諭の負担軽減につなげてまいります。

新学習指導要領への対応につきましては、小学校では2020年度から、中学校においては2021年度からの実施に向け、現在、移行期間となっておりますが、新たに導入されます小学校中学年の「外国語活動」と高学年の「外国語科」につきましては、引き続き英語指導員やALTを配置しながら先行実施してまいります。さらに、道徳の特別教科化につきましては、「よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと」を目標に、多面的・多角的に深く考え議論する道徳教育の実施に取り組んでまいります。

基礎的な学力の向上につきましては、学校現場において授業改善の取り組みを継続するとともに、学力向上対策事業の実施により児童が主体的に学習に向かう姿勢の醸成や、英語に特化した学習機会の提供に取り組んでまいります。

特別支援教育につきましては、知的・情緒障がいなどにより特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの障がい特性に応じた特別支援学級と各種支援員の配置により、きめ細かな教育の充実に努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、子どもたちの学ぶ意欲を高め、安心して教育活動を行うことができる安全で快適な教育環境の構築が必要であることから、年次的、計画的に学校施設の長寿命化対策や学校設備等の改修・更新に取り組んでまいります。特に、学校施設については、長寿命化対策事業として昨年度から取り組んでおります押切小学校の大規模改修に、引き続き取り組んでまいります。また、昨年夏の猛暑を受け、国において事業化した「国庫臨時特例交付金」を活用し、各学校の普通教室に空調設備を導入してまいります。さらに、情報通信技術「ICT」を活用した学習環境の整備については、探求型学習に対応した授業を推進するため、今年度は押切小学校にタブレット型端末を整備いたします。

学校給食につきましては、引き続き自校調理方式を堅持しながら、地元の安全・安心なおいしい農産物を学校給食に取り入れ、「地産地消」や「食育」を推進するなど、町の特長を生かした取り組みを展開してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

社会教育の推進につきましては、町民一人ひとりが生涯の各期において、自主的な学習活動により豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習機会を提供しながら学習環境の充実に努めてまいります。

新たな施設として整備を進めております「子育て交流施設」につきましては、町内の芸術文化を担う個人や団体の方々から、自己表現や研修、交流の場として期待されているところであり、ハード面の事業推進のみならず、各種芸術文化団体の活動が活性化するようソフト面の支援にも努めてまいります。

児童を対象とした放課後子ども教室推進事業につきましては、週末における子どもたちの居場所づくりのため、学校や地域と連携を図りながら自然体験や文化活動を体験できる、わくわく体験塾や小学校体育館の開放事業などを引き続き実施してまいります。

文化交流館「アトク先生の館」につきましては、雛人形展示や寺子屋教室の開催など、施設の特長を生かした事業展開により活用を図るとともに、敷地内の繁茂した樹木につきましては、年次的に伐採を進め庭園環境の整備に取り組んでまいります。

社会体育につきましては、スポーツを通じて健康の保持増進や体力向上を図りながら人生を豊かで充実したものとするため、三川町体育協会や総合型地域スポーツクラブである「みかわスポーツクラブ」と連携を図りながら、各種スポーツ大会や教室などの活動機会を提供し、より多くの町民がスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境づくりに努めてまいります。

以上、平成31年度の教育委員会行政方針について申し上げましたが、目標達成のためには、家庭、学校、地域の教育に携わるすべての関係者が連携して取り組んでいくことが大切であります。

今後の教育行政の推進にあたりましては、三川町の未来を担う子どもたちの健やかな成長

と、町民が健康で生きいきとした人生を送ることができることを願いながら、環境の整備に取り組んでまいり所存でありますので、町民並びに議員各位の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます、教育委員会行政方針といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、教育委員会行政方針を終わります。

次に、農業委員会行政方針について、農業委員会会長の説明を求めます。庄司農業委員会会長。

○説明員（庄司正廣農業委員会会長） 平成31年度における三川町農業委員会行政方針について申し上げます。

農業は国民に食料を供給する生命産業であり、農地である水田や畑地は、自然の治水ダムの役割を担うとともに、地下水涵養や多くの生き物を育むなどの多面的機能を有し、地域住民の安全で快適な生活を維持する環境インフラとして重要な役割を果たしております。また、農業は基幹産業の一つとして地域経済の一翼を担っております。

農業委員会は、優良農地を守るため法令業務の適正な執行と実査活動を実施するとともに、農地利用の最適化のため担い手への集積や集約を促進し、また、収入保険制度の導入など新たな経営に係る情報等の提供を通じ、地域農業の振興に向け、次の重点事項に取り組んでまいります。

#### 1. 法定業務の適正な執行と遊休農地の発生防止への取り組み

農地の権利移動・転用許可等の法定業務を適正に執行するため、法定手続きの厳正な履行に加え、現地実査による農地情報の正確な把握に努めるとともに、農地の乱開発や改廃を防ぐため定期的な農地パトロールと改善指導に努めてまいります。

#### 2. 農地利用の集積、集約化、及び農作業の効率化に向けた取り組み

農地利用の最適化を図るため、町内全生産組織で策定された「人・農地プラン」を基本に、農地中間管理機構との連携を強化し、担い手への農地利用の集積、集約化を促進するとともに、賃貸借や売買に関する意向調査の実施や、農地台帳、及び地図情報の整備を図り、情報交換会を開催するなど、効率的な農作業の実施に向けた担い手間の情報提供に努めてまいります。

#### 3. 新規就農者の育成・担い手の確保に向けた取り組み

新規就農者や認定農業者などの担い手を確保するため、支援体制の一環として経営縮小や離農農業者から担い手への農地集積の誘導により、一経営体として自立できる環境づくりが図られるよう、農業委員や農地利用最適化推進委員が各集落における「人・農地プラン」の策定に積極的にかかわってまいります。

#### 4. 情報提供活動の推進

今年度から実施される収入保険制度や、消費税の引き上げに伴う軽減税率制など、農業者の暮らしと経営に役立つ正確で新しい情報の提供に向け、「農業委員会 広報みかわ」の発行や農業講演会など、引き続き実施してまいります。

庄内平野のほぼ中央に位置し、区画整理された水田が一面に広がる本町にとり、農業は将来にわたって地域経済、生活を支える重要な産業です。農業委員会は農業委員と農地利用最

適化推進委員が一体となって、今、農業が抱える課題を克服すべく農業における重点事項の達成に努め、その責務を全うしてまいります。

町、関係機関・団体、町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願いしまして、平成31年度三川町農業委員会行政方針といたします。

- 議長（小林茂吉議員） 以上で、農業委員会行政方針を終わります。
- 議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時46分)
- 議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前11時10分)
- 議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第5から日程第10までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。
- 議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第4号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第8号）」、日程第6、議第5号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第7、議第6号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、日程第8、議第7号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第9、議第8号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第10、議第9号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

- 説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第4号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第8号)」、議第5号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、議第6号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議第7号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、議第8号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、及び議第9号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第4号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第8号)」であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,925万2,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を48億4,305万6,000円といたすものであります。

初めに、歳出であります。2款総務費については、一般管理費における工事請負費の減額補正、三川町長選挙費並びに三川町議会議員補欠選挙費における報酬等の減額補正、及び基幹統計調査費における需用費等の減額補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費における共済費等の追加又は減額補正、老人福祉費における扶助費の追加補正、障害者福祉費における返還金の追加補正、後期高齢者医療事業費における負担金等の追加又は減額補

正、児童福祉総務費における扶助費の追加補正、保育園費における共済費等の追加又は減額補正、及び子育て交流施設整備事業費における委託料の減額補正であり、4款衛生費については、塵埃処理費における委託料の減額補正であり、6款農林水産業費については、農業総務費における補助金の追加補正、農業振興費における補助金の減額補正、農地費における補助金の減額補正、農政対策費における補助金の減額補正、及び農村総合整備事業費における繰出金の追加補正であり、7款商工費については、商工振興費における職員手当等の追加又は減額補正、観光費における委託料等の減額補正、及びいり火の里施設費における委託料等を減額補正いたすものであります。

8款土木費については、道路新設改良費における委託料等の減額補正、橋梁維持費における委託料の減額補正、除雪対策費における賠償金の追加補正、公園費における工事請負費の減額補正、下水道費における繰出金の減額補正、及び住宅管理費における需用費等の追加補正であり、9款消防費については、防災費における需用費等の減額補正であり、10款教育費については、小学校費の学校管理費における需用費等の追加又は減額補正、中学校費の学校管理費における需用費等の追加補正、幼稚園費における共済費等の減額補正、及び体育施設費における需用費の追加補正であり、12款公債費については、元金における償還金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款町税、13款国庫支出金、14款県支出金、15款財産収入、17款繰入金、19款諸収入、及び20款町債に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

なお、第2表繰越明許費については、商工費、及び教育費における事業について、平成31年度に明許繰越を行うものであります。

また、第3表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を4億7,440万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第5号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,006万3,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6億8,770万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1款総務費につきましても、一般管理費における役務費の追加補正、2款保険給付費については、医療費等の給付実績と今後の給付見込みを推計し、一般被保険者療養給付費を追加補正、一般被保険者療養費を減額補正するとともに、3款国民健康保険事業費納付金については、県支出金等の増減により財源更正いたすものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、1款国民健康保険税、3款県支出金、5款繰入金、7款諸収入に、それぞれ所要額を計上いたしたものであります。

続きまして、議第6号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8,482万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、4款諸支出金につきましても、平成29年度事務費負担金の精算による一般会計への繰出金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、1 款後期高齢者医療保険料、4 款繰入金、5 款繰越金、6 款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第7号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算（第3号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ398万9,000円を減額いたしまして、補正後の予算総額を8億7,557万3,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、4 款地域支援事業費については、介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント事業の委託料、及び負担金、並びに介護予防・生活支援サービス事業費負担金、さらに、任意事業における家族介護用品支給事業扶助費を減額補正いたすものであり、5 款基金積立金については、介護給付費準備基金積立金に係る利子を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります、歳出の補正費目に伴い、1 款保険料、3 款国庫支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、6 款財産収入、7 款繰入金、及び9 款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第8号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ85万5,000円を減額し、補正後の予算総額を1億6,962万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、1 款総務費につきましては、施設管理費に係る光熱水費、修繕料について追加補正をいたすものであり、2 款公債費につきましては、元金、及び利子償還金を減額補正するものであります。

次に、歳入であります、歳出の補正費目に伴い、2 款使用料及び手数料、4 款繰入金に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第9号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第4号）」であります、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,232万2,000円を減額し、補正後の予算総額を3億3,544万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります、額の確定に伴い1 款総務費における一般管理費、2 款事業費における設計業務委託料等、3 款公債費における元金、及び利子償還金を減額補正するものであります。

次に、歳入であります、額の確定や歳出の補正費目に伴い、2 款使用料及び手数料、3 款国庫支出金、4 款繰入金、及び7 款町債に、それぞれ所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表地方債補正については、下水道事業債の減額により、起債限度額を6,680万円に減額補正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいます、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、私の方から何点か質問させていただきます。

まず初めに一般会計補正予算の方から、13ページにあります3款2項3目保育園費とい



うことで、この中に保育士雇上賃金ということで減額になっております。こちらの要因をお願いします。

次に、15ページの7款商工費ですが、2目商工振興費の特定プレミアム付商品券発行业業ということで、一般職員手当、また、商品券管理システム委託料ということで計上されております。こちらの詳細の説明をお願いします。

その下にあります3目観光費の三川町観光協会負担金の減額の要因をお願いします。

17ページにあります10款4項1目幼稚園費。こちら幼稚園講師雇上賃金ということで減額になっております。こちらの詳細の説明もお願いいたします。

また、その下の10款教育費であります。体育施設費の光熱水費が計上されている詳細の説明をお願いします。

最後になりますが、農業集落排水事業特別会計補正予算の方であります。歳入で使用料が減額になっておりますが、こちらの説明をお願いします。また、歳出の方で施設管理費ということで、光熱水費と修繕料の詳細の説明を求めます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 初めに、13ページの保育園費の中で減額補正いたしました保育士雇上賃金等の減額の要因ということで、こちらのご説明をさせていただきます。

みかわ保育園におきましては、非常勤職員として、年度当初、保育補助も含め25名を配置する予定でありました。しかしながら、この非常勤保育士及び保育補助の部分につきまして、年度の途中で事情により退職する方がおありまして、その後、その不足を生じた部分をハローワーク等で追加採用の募集をいたしたところではありますが、なかなか見つけることができず空白の期間がありました。そういったことから減額が生じたことと併せて、町の保育士の正職員の部分ですが、こちらが産休・育休に入る方がおありまして、その方の代わりとして、こちらの非常勤保育士が代わりの担任という形で勤務しました。この正職員の産休・育休の部分につきましては、賃金を総務課の方の予算で支払っているというような事情もありまして、保育園費の方の不用額が生じたというような理由であります。また、これに関連しまして、社会保険料についても併せて減額するということになりました。

それから、保育園費につきましては、保健師等雇上賃金ということで、こちら180万円減額しているところであります。こちらにつきましては、園で勤務しております看護師であります。こちらの看護師も年度当初は見つからなかったわけでありまして、年度の始めから募集をかけておりました。年度の途中で幸い応募があり、勤務していただいたのですが、残念ながら年度の途中で体調等が優れなかったということで辞めることになり、こちら不用額が生じたというような理由であります。

同様に、幼稚園費におきましても、正職員の産代にかかる総務費からの振り替え分と、あとは、年度途中で退職者があり、その後、募集をかけても応募がなかったための不用額ということになります。

続きまして、17ページの体育施設費に係ります光熱水費の減額であります。こちらの方は体育施設費ということで、町民体育館とアスレなの花の電気料になります。こちらの電気料

につきましては、東北電力の方が毎月のように値上がりしております、これまでは予算の範囲内で何とか支払いができてきたところですが、最終的な2月、3月分の支払いができそうもないということで、25万円の増額補正要求をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の特定プレミアム付商品券発行事業に係る補正予算の内容でございます。これにつきましては、本年10月に予定されております消費税率10%への引き上げに伴い、低所得者及び子育て世代の生活に与える影響の緩和を目的に国が計画したのにつきまして、町も取り組むということに伴う経費でございます。実際には、商品券管理システム委託料62万6,000円につきましては、その対象となる低所得者及び子育て世代の対象者を特定するシステムを作るということで、その経費になるものでございます。また、人件費については、それに伴う職員の手当てということになります。

なお、本事業につきましては、係る事業費及び事務費を国が全額持つということになっておりましたが、その国の予算立てが、本年度の補正予算と新年度と二つに分けて予算措置されていることから、ただいま説明した予算につきましては、繰越明許で新年度に入ってから取り組むということになります。

それから、2点目になります。三川町観光協会負担金の減額につきましては、実は観光協会の活動費につきましては、ほぼ全額が町からの負担金という形で予算措置されております。その中で、平成29年度の途中から専任職員を雇用し、取り組みを進めてもらっていましたが、一定期間雇用がならず、平成29年度経過した経過がございます。その分の人件費につきまして、町の方に返すというような考え方で、今回その減額分を補正に盛り込んだところですので。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 農業集落排水事業特別会計の中におきます使用料についてのご質問でございます。使用料については、概ね月325万円程度を見込みまして、当初予算の段階では3,955万円ほど見込んでおったところですので。近年の世帯の減少、また、電化製品等の節水の関係から、今現在のところ、9月までの期間において概ね月310万円程度の使用料となっております。それを鑑みまして、残り3ヵ月分300万円を計上し、計算したところ減額となったところでございます。

同じく、農業集落排水事業特別会計の施設管理費の修繕関係でございます。こちらに関しましては、今現在使用している施設の補機及び機器関係について修繕を要することとなりました。具体的に申し上げますと、助川地区の農業集落排水処理施設の方のスクリーン関係の修繕。また、横川地区の方のエンジンポンプ等の電流系の修繕等、緊急を要するものがございましたので、今回計上させていただいたところですので。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まず初めに、保育士雇上賃金の方で説明がありました。非常勤職員の人数が届かなかったというような要因だったのかなと思います。年度当初の職員数と途

中採用で入って来られた人数、また、退職された人数、そして、現在の非常勤職員の人数等が分かれば説明をお願いしたいと思います。併せて、幼稚園費の方でも講師等雇上賃金の人数といえますか、同様に説明いただければと思います。

特定プレミアム付商品券に関しましては、国の消費税の増税に伴う商品券の対応だという説明でありました。国が負担するというものでありましたが、こちら対象者を特定するシステムだということで、システム自体に汎用性があるのかどうかということ。また、行政規模といえますか、例えば他市町村の場合、このシステムを導入するときに、そういった行政規模で金額が影響されるようなことがあるようなシステムなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、観光協会の負担金減額という説明で、平成29年度の専任職員というふうにお聞きしましたが、平成29年度ということではよろしかったのかどうかということと、平成30年度の現状といえますか、そちらも併せて説明いただければと思います。

それから、体育館施設費の光熱水費ですが、町民体育館とアスレなの花の電気料の増額によるものかどうか、年間どのぐらいといえますか、単価的に増額しているのか。また、使用料の面で増額はどのぐらいになっているのかということをお聞きします。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） まず1点目。保育士の人数の動きを教えてくださいというご質問でありました。まず保育園の非常勤保育士及び保育補助の部分であります。当初の予定では25名であります。最終的に、現在は25名にはなっておりますが、先程も申し上げたように途中での出入りがあり、空白の期間があります。ちなみに、保育園の方では、退職した方が2名で、途中で採用になった方も今のところ4名です。先程申し上げたように、正職員の産休に伴う部分が2人おりましたので、そちらも入れて現在の人数が25名、予定どおり今のところはいる形にはなっております。幼稚園につきましても、非常勤講師及び教諭補助につきましても、計画では7名体制でありました。このうち退職者が1名出ており、途中採用が1名であります。また、先程申し上げたとおり、正職員の産休に伴う配置替え等が1名おりましたので、現在は代理の担任という部分が総務課支出となっておりますので、マイナス1の状態になっております。

それから、3点目の体育施設に関わる使用料の関係です。前年に比べて使用している量は、ほぼ同じか、もしくは、若干月によっては節減している傾向にあります。しかしながら、先程も申し上げたとおり東北電力の方の値上げが毎月のようにあり、上昇してきていて、こちらによって不足が生じたということです。それぞれ細かい毎月の値上げの率等については調べていないところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の導入するシステムの関係でございますが、これにつきましては、既存の臨時福祉給付金システムの改修ということで考えております。なお、庄内の3町と最上町が同じシステムを使っておりますので、その4町で共同発注をし、経費を下げたいという考え方を持っております。

なお、行政規模によって影響があるのかというご質問でしたが、これについては考え方として、規模については若干の影響は出てくるだろうというふうに捉えています。

それから、観光協会の負担金の減額の件ですが、前段で申し上げました、いわゆる観光協会の予算が町からの負担金で基本的には賄われております。毎年その歳入をもって活動し、次年度への繰り越しが20万円から30万円という状況で進めております。ところが、先程言った専任職員が雇用されない期間の人件費があったものですから、それをそのまま持ちますと200万円近くの繰越金になるという状況が生じます。したがって、先程平成29年度と申し上げましたが、平成29年度の人件費が主な理由で、それらを加味した形での繰越金の部分を町に返還するという考え方でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 他にございませんか。

1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 私の方から数点質問をさせていただきます。

15ページの下段ですが、8款2項2目道路新設改良費、2番の防雪対策事業の減額の要因をお願いします。

次に、16ページですが、8款4項2目公園費、かわまちづくり整備事業950万円減額の要因をお願いします。

16ページの下段になりますが、10款2項1目学校管理費、小学校施設等整備事業の工事請負費と同様と思いますが、中学校施設等整備事業の工事内容について説明をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 8款土木費の関係でございまして。道路新設改良費の方の防雪対策事業関係の費用の関係でございまして。こちらにつきましては、3点とも社会資本総合整備交付金の事業になってございまして。当初予算要求段階において要求はしておいたものの、今回配分がつかなかったもの、また少なかったもの、これの要因による予算の減額になっております。大きなものとしたしましては、防雪対策事業の調査測量設計業務委託料ですが、この事業につきましては、横川横山線、小尺地内から横川の部分、こちらの方、調査実施設計を予定しておいたのですが、要求しておいたところの交付がならなかったということで、今回落とすということでございまして。

同じように、かわまちづくり整備事業関係でも、当初の段階では5,000万円程度の事業を予定しておいたのですが、4,000万円程度の事業予算しか付かなかったものですから、この部分についても、交付金が付かなかった部分について減額をしたという状況になっております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありました16ページ、学校管理費におけます小学校施設等整備事業の工事請負費の内容です。こちらにつきましては、小学校の普通教室への空調設備を設置するための工事請負費ということで計上しているものであります。同様に、中学校費学校管理費の中学校施設等整備事業の工事請負費も、中学校における普通教室への空調

設備設置のための工事請負費であります。これに伴う事業につきましては、5ページの方に繰越明許費補正ということで計上させていただいておりますが、今回3月で補正計上し、それを翌年度に繰り越して、予算可決後、早急に工事に取りかかってまいりたいということで、補正計上しているものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 土木費におきましては、国からの交付金の都合で減額補正になったということであります。国の都合でなかなか事業が進まないということでありますが、やはり横川横山線の吹雪対策といったものは重点課題なのかなと思います。また続けて要請はしていくものと思いますが、早期の実現をお願いしたいものです。

かわまちづくり整備事業についてであります。だいぶ形になってきたかと思えます。供用開始についてどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

学校の空調設備の工事費ということであります。小学校・中学校とも普通教室ということではありましたが、それぞれ何クラスずつの設計なのか。私の認識ですと、小学校は19クラス、中学校だと9クラスなのかなと思いますが、その辺を確認したいと思います。また、授業中に工事はできないということで、春休み等の工事が必要になると思いますが、その辺の調整の仕方についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 交付金の関係につきましては、国の方へ強く要望してまいりたいと思っております。

それから、かわまちづくり整備事業の施設の供用開始でございます。なるべく早く供用開始はしたいと考えておりますが、施設内に植栽等、また、活着するまでと申しますか、適正に植栽が根付くまで、こういった部分を考え合わせまして、時期を見ながら供用を開始したいと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 空調設備に係ります各教室の数ということであります。小学校におきましては、横山小学校で10部屋、東郷小学校で9部屋、押切小学校で8部屋ということですので、小学校では27部屋、中学校では13部屋を予定しております。

この工事につきましては、授業の方と兼ね合いが当然出てくるわけですが、空いている特別教室などで一時的に授業をしていただきながら、教室を一つずつ整備していければなどというふうに考えているところです。具体的には、施工業者が決まってから、学校現場の方と授業調整をしながら進めていきたいと考えております。なお、この工事につきましては、補正予算可決後、速やかに入札に入っていく、工事の完成につきましては、夏休みに入る前までには完成させたいというふうには考えているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からも数点聞きたいと思えます。

まず初めに、先程ありました10款教育費の小学校・中学校の空調設備の関係で、5ページの方に繰越明許費ということで、小学校の方が6,182万5,000円、中学校が3,930万5,000

円ということで載っています。まず小学校の方から言いますが、当初、補正の方で618万8,000円、これに今回の補正で6,028万円ということで、合計で6,639万6,000円、繰越明許費が6,182万5,000円と、この差額の457万1,000円ですか、中学校の方は152万1,000円ということで、この分は何に使ったのでしょうかということです。

続きまして、13ページの方の4款衛生費の産業廃棄物処理業務委託料ということで、当初より下がっております。この辺の中身をお願いしたいと思います。

それから、15ページ、8款土木費の除雪対策費ということで、賠償金19万7,000円の内容をお願いしたいと思います。

それから、遡りますが14ページの6款農林水産業費の農業振興費の瑞穂の郷づくり事業補助金ということで減額になっているようです。この減額の中身をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時51分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

途中離席の通告がありましたのは、2番 志田徳久議員であります。

佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました学校管理費の小学校施設等整備事業の工事請負費及び中学校施設等整備事業費の工事請負費のこの金額と、5ページ、繰越明許費補正の金額の差異についてというご質問でありました。この繰越明許費につきましては、補正前として、小学校費で618万8,000円、中学校費で181万2,000円を計上させていただいております。この金額につきましては、12月補正で空調設備に関する実施設計及び工事の管理費ということで金額を計上させていただいております。今回これに加えて工事請負費を上乗せしておりますが、この当初で計上しました618万8,000円及び181万2,000円、こちらの方の実設計分、この支払いにつきまして、繰越明許をせずに30年度予算で支払うこととしました。これにつきましては、国の方の交付金制度との事務の関わりから、このような年度内での支払いをすることとしたものでありまして、残った部分の工事管理費と今回補正予算計上しました工事請負費、この二つを合わせた金額が6,182万5,000円、それから、中学校費では3,930万5,000円というふうな金額になったものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 13ページ、4款衛生費、塵埃処理費の中の廃棄物処理業務委託料の減額の内容についてでございます。この部分につきましては、平成29年度処理分に対しまして、平成30年度の支払いをしているわけですが、過日、鶴岡市の方から、内容の誤りがあったということで、その訂正がございました。この部分、最終処分土石工事分の公債費の返還金の算定に誤りがあったと。この部分で、532万4,000円ほど減額になる申し出がございました。

また、29年度の決算が固まりまして、その中におきまして、処理費用の一部価格が決定したということで減額になったところです。それが104万6,571円、合計いたしまして637万1,461円ほど減額になるということで今回計上させていただいたところです。

また、もう一点、土木費の方の除雪対策費、賠償金の内容でございます。こちらの方につ

きましては、1月1日の除雪の際に、早朝ではございましたが、対馬町内会所有の町内会案内看板、こちらの方を除雪作業により破損いたし、その補償額として計上いたしたところがございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 瑞穂の郷づくり事業の減額の理由でございますが、今年度この事業につきましては、当初予算として800万円。これに対して、色彩選別機、それから、直播機等、先進機械を入れて8台が導入になったものでございます。本年度の事業は完了したという判断から不用額を減額したわけでございますが、実は、これまで国や県の事業であれば、申請内容が完了した時点で町に入る補助金を返すというふうな視点から減額補正で精算することにしておりましたが、町単事業については、これまで行ってきておりませんでした。実は、今回行うことにしたのは、町単事業であっても審査会を通して審査していただき、それから、場合によっては付帯条件をつけての補助事業化ということを月に1回行うこととしました。その結果、年度の最後の3月審査会にかかる案件がないという判断から事業を確定したと判断したところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは、再質問します。小学校の設備費の関係で、空調の工事の設計の方はもう使ったということでありました。それで、設計の方、終わられたということですが、この辺、先程の説明にも各小学校・中学校、各普通教室に1台というふうな設計での工事費を算定したということでした。この辺、東郷小学校の場合はオープン教室になっていまして、各普通教室のほかにもう一つ天井が筒抜けで、フリースペースというか、廊下が大きい部分がございます。この辺は普通教室ということではないと思いますけれども、その辺は見てあるのか。また、エアコンを付ければ、各小学校の電気のワット数が増えるということで、場合によっては変電設備、キュービクル等も必要かなというふうに思っていますが、その辺は今の設計の中に入っているのでしょうか。

それから、ごみ処理の関係ですけれども、鶴岡市より委託している処理料の方の説明があったということですが、最近あったということですが、それは全部今回の補正予算に入っているのか。先程の話だと、まだこれから増えたり減ったりするのかというふうなところで、分かりませんが、もう一度その中身をお知らせください。

それから、瑞穂の郷事業ということで、今年度次の申請がなかったということで完結したので補正として確定しようという話でありました。当初予算800万に比べて300万ほど、半分とは言いませんけれども、かなりの量の減額というか、予定がされていないということがあります。この辺、申請はあったのに、内容的に不備があつて採択されなかったのか、それとも、申請そのものが当初予算に見込んだほど来なかったのか、その採択した内容の方をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありました、まず1点目、東郷小学校のフリースペースの部分であります。東郷小学校のフリースペースにつきましては、空間を広くして有効に使

われておるわけですが、あそこの部分につきましては廊下と同じような扱いになっておりますので、今回冷房設備を入れるのは、あくまでも普通教室を優先しておりますので、フリースペース部分については、冷房設備は入らないということで計画しております。

また、各小学校・中学校におけます電気使用量の増加に伴うキュービクル、これにつきましても、設計の中で既存のキュービクルの容量等を見ながら、不足する部分については、キュービクルの変更といいますか、増設も予定しているものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 処理委託料につきましてですが、一応確定ということで承っております。これにつきましては、11月7日に一旦相談がございまして、内容確認をいたし、その後、確定したところです。平成29年度処理費用確定に伴う単価等が確定したと。そういうところから、この額になったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 瑞穂の郷づくり事業の予算に対しての執行について、届かなかったという部分の内容でございますが、不採択になった案件はございません。実際申請いただいたものが8件でありまして、言えば、予算満額に届かなかったというような捉え方でございます。

ただ、一方で、実は3件ほど取り組みたいという仮申請をいただいております。ただ、その内容が、新年度、春先以降の内容でしたので、これについては新年度対応だというふうな判断をしているものもでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 一般会計の補正について、数点質問したいと思います。

今回の補正を大まかに見ますと、町税の歳入増というものが非常に特徴的になるかと思えます。個人町民税、法人町民税、それから、固定資産税、これは7ページの関係になりますが、それから、たばこ税ということで、合わせて4,800万ほど、税の増収といいますか、増えているということで、この要因についてどのように分析されているのか1点伺いたいと思えます。

それから、9ページから10ページにかけて、これも歳入の分野でありますけれども、全体的な不用額等があるということで、17款繰入金に関して、財政調整基金3,300万ほど減額になっております。

一方で、10ページにおいては、臨時財政対策債を270万ほど増額補正しているということであります。少し考えますと、臨時財政対策債といえども利子がつくわけで、基金の取り崩しをやめて起債を起こすところの理由というものが、どういうふうに考えてこのような措置をされたのか。この手法なり、何か理由があるのかもしれませんが、その点、どのような経緯でこういう補正になるのか伺いたいと思えます。

それから、歳出の方ですが、先程来出ていました16ページ、教育費に関して、小学校の施設等整備事業、空調施設の整備ということであります。ただいま同僚議員からもありまし



たが、東郷小学校に関して、フリースペースという話もありました。ただ、教室そのものがオープン型の教室であるというふうに私は理解しているんですが、こういった空調施設を整備する際に、当然、密閉度というものがある程度必要なのかなと思います。現在の構造上そのままやることになるのかと思いますけれども、こういった問題点については検討されたのか。その点、伺いたいと思います。

それから、先程出ました、遡って14ページ、瑞穂の郷づくり事業ですが、その申請8件なり、あるいは3件は新年度ということではありますが、当初予算から比べて不用額というものが、このままいけば大き過ぎるのではないかというふうに見受けられます。事業の内容について、採択できる事業、それから、採択条件等、妥当だったのかということについても、今後、来年度事業、先程施政方針の中では継続してやりたいというふうな表明はあったわけでありましてけれども、こういった不用額が大き過ぎる内容では、事業そのものの見直しというものも少し考える必要があるのかと思いますが、現時点ではどのようにお考えなのか伺いたいと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 各税の要因というご質問でございました。まず個人町民税でございまして、当初予算につきましては、予算編成中の年における所得の変遷状況ということで予算計上いたします。ただ、減額補正を避けたいがために固めでの計上ということになってございます。平成30年度の賦課にありましては、所得の伸び、特に給与所得の伸びが目立ってございます。総額で2億円からの所得の伸びがございまして、その関係から、今回増額の補正をさせていただいたところでございます。

また、法人町民税でございましてけれども、こちらについても、予算編成中の年における法人の申告状況というものを参考にしつつ、推計という形になりますけれども、これにつきましては、実質的に、平成29年度と比較しまして大きく伸びているわけではなくて、逆に、若干低めに推移しているところでございましてけれども、やはり予算そのものを固めに計上している関係から、今回、若干でありますけれども、増額の補正ということになった次第でございまして。

最後に、固定資産税であります。固定資産税につきましては、平成30年度、評価替えの年でございました。土地については減額になってございますが、家屋については、新築家屋の方が評価替え、もしくは滅失による減から比べまして伸びた関係もございまして、若干の増という形になってございます。

また、償却資産ですけれども、こちらの方がだいぶ伸びを示しておりまして、企業等の設備投資が主な内容でございまして、この償却資産がだいぶ伸びたことによりまして、課税額にも大きく響いてございます。そういったことから、今回大幅な増額補正というところでございまして。

たばこ税につきましては、減額という形になってございます。こちらについては、30年度の当初予算の審議の際も、29年度の実績からして減額が必要だろうということも少し触れさせていただいておりましたが、やはり当初予算額には到底届きそうもなかったものです。

から、今回 400 万の減額ということでさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 9 ページの財政調整基金を減額する一方で、10 ページにおいて臨時財政対策債の増額という質問がございました。この起債について、利子も発生するのでというような質問でございましたけれども、基本的には、この臨時財政対策債、当初予算で見込んだよりも国から示された起債の限度額が増えたということがありまして、今回、これまでも臨時財政対策債につきましては、限度額丸々借りるということで進めておりましたので、今回 270 万円の追加補正をしたところでございます。

一方、臨時財政対策債の利子につきましては、元金、利子、このすべての償還金について、全額を後年度の基準財政需要額に算入することとされておりまして、利子分だけ町の負担ということではありませんので、限度額いっぱい借りることとしているものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問ありました東郷小学校の普通教室への空調設備にあたっての冷房交換というご質問でありました。設計段階で、現場を見ながら設計業者が積算、設計を進めております。冷房設備につきまして、ある程度冷気は下の方に、温かい空気は上の方というような性質もありますので、それほど大きな空間であっても、冷房効率、若干は下がるかもしれないが、それほど大きな影響が見られないかもしれないというような設計業者の判断ではありました。

ただ、元々、東郷小学校の教室につきましては、一部天井部分が、先程話になったフリースペースの方と繋がっているということで、学校の方からは音の問題というものも言われております。その音の問題についても、壁がない部分にカーテンを設置するだけで音の問題はある程度解消できるのではないかとということで、学校を建築した設計業者の方では考えているようでしたので、それらと合わせて今後対応を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 瑞穂の郷づくり事業も含め、補助支援事業に関しましては、その目的に対して適切に、予算を有効に活用していくという大前提のもと取り組むわけですが、今回この事業については 300 万ほどの不用額が出たということをつままして、まず採択要件が妥当であったのか、また、事業自体を今現在見直す考えはあるかということのご質問でございました。この事業については、採択要件が対象となる先端技術の導入等に対して 1/2、上限額が 100 万円という大きな事業になっております。この 300 万円残した部分について、マックスで言えば、3 件ほど予定より少なかったという捉え方もできますが、実際には、これまで 27 年からの機械の累積数を見ても、色彩選別機でも 14 機、直播システムでも 20 機、その他最先端機械 17 機の 52 機ほどの導入が進んでおりまして、それは手法としての導入であり、目的である大規模化への整備、準備ですとか、それから、消費者に届けるこだわりの米づくりという目的に向かっては順調に進んでおるものと考えております。

したがって、状況的には、本事業の目的のとおりの方で進んでいるものと判断して

おりますので、今現在では見直しの考えは持っておらないところです。

○議 長（小林茂吉議員） 9 番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 臨時財政対策債の件でもう一度伺いたいんですけども、確かに起債した分、それから、利子含めて全額後年度措置ということにはなっているようです。平成 10 年から始まったこの制度でありますけれども、当然国が出すべきものについて、国の予算も厳しいということで、こういった形で地方自治体が肩代わりするという形だと思います。

ただ、後年度措置というものが、私は非常に国の言葉巧みな政策のように思えてならないわけでありまして、実際どれぐらい後年度措置になっているのかというのは全く不明でありまして、実際国の赤字国債においても、繰り延べ、繰り延べということで永遠と増えていくのみであります。この臨時財政対策債についても、平成 10 年から始まって、もうすでに国の累計が 50 兆円を超えるというような情報もあるようですし、これも一向に減っていない。先程言いましたとおりですけども、財政調整基金ということで、確かに基金にとどめていけば利息も発生しますけれども、新しく起債するよりは基金から、持っているお金から出した方がいいのではないかと。私はそういう考え方です。先程説明ありました、国から提示された額を丸々使うというのは、何も法律で決まっていることもないわけですし、国からの要請、要するに、国がその予算を確保して、それを消化しなければならないというものに自治体が呼応しているだけのように私は思うんですけども、そういった慣例がいいのか悪いのか、その辺を判断する時期に私は来ているのではないかと。特に本町においては、先程からありました、町税において増収しているということで、当然、地方交付税も減ってきますけれども、そういった自主財源が充実している中では、臨時財政対策債というものには、ある程度今後頼らないで、あるいは最小限に利用していくという方向性を持つべきではないかなと思ったところです。もう一回、その点について見解をお願いします。

それから、瑞穂の郷づくり事業ですが、昨年の決算審査においても、確か監査委員の方からこの事業について若干指摘があったと思います。それも同じように不用額ということから発生して、この事業のあり方について少し検討すべきだというような監査委員からの指摘があったというふうに私は理解していますけれども、今回同じような形で、800 万の当初予算に対して 300 万の不用額と。29 年度よりもさらにその状態が悪化しているというふうに、悪化という言い方がいいのか悪いのかどうか分かりませんが、不用額が増えているということからすれば、先程答弁ありました、見直しする気はないということでありまして、この点は予算審査等でまたいろいろ議論願いたいわけですが、はっきり言って、その大規模化というものの、年次的な計画、あるいは集積の度合いによって、なかなか毎年同じではないというふうなことはあるんだと思います。ただ、大規模化のみで処理できる状況にもないのではないかと。そういった需要というものをもう少し見直ししながら、例えば、100 万と言わず、もう少し小さい金額のものを要件に入れるとか、そういった意味での見直し、事業自体の縮小ではなく、内容の見直しというものが必要かと私は思いますけれども、もう一度その点、見解をお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 臨時財政対策債の起債につきましては、基本的に梅津議員がおっしゃるとおり、この臨時財政対策債の発行は、地方自治体はその裁量によって起債をするものでございますけれども、これまで町といたしましても、基本的には、支出に対して、それに対する収入が不足する分を地方交付税で補うという国の制度があるわけですが、さらに、それを補う形で臨時財政対策債という起債が設けられたものでございます。そういった観点からいけば、財政を最初に見込む際につきましても、この交付税と臨時財政対策債、これを財源として予算を組んでおりますので、基本的には、国から示された限度額そのものを借りるということで、現在、財政運営を行っております。これを最小限度にすべきではないかというお話もございましたが、この制度そのものがこれまでも続いておりますので、現時点では、今後とも、もし国が同じような方法をとるのであれば、これを限度額まで財政的には起債していきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 改めて瑞穂の郷づくり事業の内容について、もう少し手を加える必要がないのかというようなご質問でございました。本事業につきましても、最先端の取り組みに対して農業者自身が投資をするという形になっておりますので、なかなかその判断というのは、農業者も大きな判断をされての取り組みかと思っております。そうした意味で、これまで導入された方々に対して声をかけまして、年1回、意見交換の場を設けております。そうした際、当初スタートした際については、目的を持って色彩選別機、直播システム、先進除草システムと絞り込んだ形で向かったわけですが、そうした意見交換の場で、現場からの声を入れながら、最先端のこういった機械が必要なんだと、もしくは、こういったのはどうかというようなご意見をいただきながらメニューを追加して、事業内容を拡充するような形で進めてきた経過がございます。今後についても、そのような立場、状況の中で事業内容を検討しながら進めてまいりますし、たぶんこれからはドローンですとか、いわゆる最先端の技術導入をしたいという農業者が出てくるかと思われます。そうした際にも対応できるような形での事業展開を考えていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 同僚議員からもし質問あった場合は答弁ありませんので。

民生費の12ページ、老人福祉費であります。この施設の措置費が10万7,000円の詳細、そして、13ページで、後期高齢者医療事業費の部分ですけれども、過年度分後期高齢者医療療養給付費負担金で163万7,000円計上なっておりますが、この内容を伺います。

そして、15ページであります。除雪のところで賠償費が19万7,000円発生しておりますので、その内容を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 12ページにおける老人福祉施設入所措置費の増額でございます。今現在、三川町の高齢者の方で、2名の方が鶴岡市にあります養護老人ホームに入所措置になっております。その養護老人ホームが移転、改築されたということと、設置主体が、それまで鶴岡市でしたけれども、社会福祉法人になったということで、1月1日からそ

の施設事務費が増額になったというところがございます。施設が変わったということに伴って、この措置費が増額になったということで、1月から3月分まで3ヵ月分の2人の費用が今まで当初予算で見込んでいたよりも増額が必要になったというところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 13ページの後期高齢者医療給付費負担金に関わるご質問であります。この後期の療養給付費についてですけれども、こちら、町の負担が、ルールといったしまして、給付費の1/12を負担することとなっております。概算で29年分を負担していたわけですけれども、29年の精算が終わりまして、1/12の金額について、概算分より、この163万6,000円某が不足であったことから、今回追加での負担ということになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 先程、賠償金の話、答弁ありましたので、他に質問ございませんか。  
7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私の方からは1点だけ質問させていただきます。先程も同僚議員から質問ありました観光協会負担金170万の減額でございますが、先程の答弁を伺いますと、29年度の負担金がこれほど大きな費用を要しなかったがゆえに、30年度分の減額という内容かと理解しているところがございますけれども、観光協会そのものは独立した組織ということで、町が負担金を交付しているということからしますと、通常であれば、その団体が29年度決算を行った結果、必要以上の余剰金、いわゆる翌年度への繰越金が発生したという場合は、その団体の判断に基づいて、その繰越金として余剰金が発生したものについては、負担元である、支払い元である三川町に返納するという形で処理するのが通常の財務処理かと思えます。ちなみに当初予算書の方には計上なっていますが、雑入として観光協会事務費納入金ということで6万円、つまりはコピー機の使用料とか、役場庁舎の事務機器を利用させていただくために、団体として納入金を雑入に入れているという関係性から見ますと、補正予算で180万の減額をするということになりますと、当初予算で725万、団体活動費として、町が負担金として応分の支出をするということで予算計上したものが減額となりますと、十分町としての債務を果たしていないというような取られ方にもなりかねないわけですので、この辺の財政運営上の考え方について、財務所管の課長から答弁をいただきたいと思えます。

さらに付け加えて言えば、先程、廃棄物処理委託料の減額というものもあったわけですが、これについては、請求元である鶴岡市が請求額を見直したということによっての減額ということになりますので、負担金の減額とは異質のものというふうに理解しているところでございますので、ひとつ考え方についてご答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 観光協会の負担金の今回の減額について、3月補正予算の査定に際し私も内容を確認したわけでございますけれども、基本的には、29年度に不用額を発生いたしまして、その処理について相談もされたところでございます。今回のこの補正の考え方については、30年度の負担金の中でそれを相殺するというような判断のもとに今回減

額になったものでございますので、相殺されたとはいえ、そもそもの当初予算の観光協会の目的であるその予算負担金については支出したものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それで、敢えて相殺というような考え方かと思ひながら質問させていただいたんですが、先程質問の中でも触れましたように、鶴岡市に対してのごみ処理の委託料、これについては、前年度の精算に基づいて、請求する側で必要以上の翌年度精算ということで請求しないと、今まさに相殺の関係になるわけですから、団体活動費に対しての負担金というものにつきましては、年間の事業活動を見込んだうえでの負担金を支出するという事で算定になるわけですが、これが29年度の精算としての相殺という関係性についてはいかがかなということでの質問をさせていただきました。つまりは、団体として必要のない繰越金、法外な繰越金が発生したということから、自主的に負担金をいただいた町に戻し入れるとなれば、当然雑入として観光協会から受け入れるということが通常の財務処理ではなかろうかということで、その見解をもう一度お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程、議員の質問の中に、町が観光協会に対して債務を果たしていないという質問がございましたので、それに対して、先程、執行しているというような答えをさせていただきました。基本的に、今、財務の処理の仕方については、おっしゃるとおり単年度決算になっておりますので、その決算の中で、例えば、観光協会が4月の決算の段階でその不用額が大きくなると、繰り越しが大きくなると分かった時点については、町の一般会計においても、出納閉鎖処理を5月末までとしておりますので、それを返納という形で戻し入れるということは可能なのだと思います。ただ、それを実際に処理するにあたっては、その5月の出納閉鎖期以降にその判断がなされたので、今回やむを得ず、このような処置をとったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算6件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第4号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第8号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第4号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第8号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第5号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第5号「平成30年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第6号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第6号「平成30年度三川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第7号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第7号「平成30年度三川町介護保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第8号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第8号「平成30年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第9号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第9号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第11、「請願審査委員会報告」を行います。この委員会報告は、平成30年12月議会定例会に提出された請願1件について、会期中に結論を得るに至らなかったため、産業建設厚生常任委員会から審査期限の延長要求により、継続審査となっていた請願の継続審査報告であります。

請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員)

平成31年3月11日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会  
委員長 芳賀 修一 ㊟

### 請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
3	平成30年 12月4日	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について	不採択	請願の趣旨に沿うことが困難である	

若干の経過報告をいたします。

去る1月7日午前9時30分より、継続審査になっている当請願について、紹介議員を含め、委員6名にて審査いたしました。討論内容として、ライドシェアによって人的トラブルが発生している例もあり、請願については認めるべきというふうな意見がありました。また、請願は、ウーバーなどの事業者としての認可に反対するものではあるが、交通弱者対策としての福祉目的の乗り合い等の検討にも影響を与えかねず、請願には反対との意見が出されました。採決の結果、不採択となりました。

以上であります。

○議 長（小林茂吉議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑を許します。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

本件の委員長報告は不採択であります。したがって、最初に、原案に賛成者の発言を許し



ます。2番 志田徳久議員。

- 2番（志田徳久議員） ただいま上程されております請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」、賛成の立場で討論いたします。

ライドシェアは、事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車の運転者のみが運送責任を負うことを前提にしており、このような旅客運送を有償で行うことは、安全の確保、利用者の保護等の観点から問題があると指摘されております。国土交通省もライドシェアの合法化を安全確認と利用者保護の観点から対応を不可としております。タクシー事業者は、道路運送法のもと、航空・鉄道・船舶と同レベルの運行管理を法人として義務付けられているが、白タクの安全管理はドライバー任せであり、法律や規制のチェック機能がありません。車両の点検整備やアルコールチェックもドライバー任せで、整備不良や酒気帯び運転の懸念があります。タクシー事業は、少子高齢化が進展する中、高齢者、障害者等の交通弱者にとって不可欠な移動手段であります。町でもデマンドタクシー事業を行っております。

以上の観点から、タクシー事業の維持・確保についての意見書を国等へ提出すべきであります。議員諸兄の賛同を求めます。

- 議長（小林茂吉議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。9番 梅津 博議員。

- 9番（梅津 博議員） ただいま上程されました請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」、原案に反対の立場で討論いたします。

超高齢社会が進展する現在、公共交通が衰退する地方において、通院や買い物など、日常生活を支えるための交通手段である車の役割は大きいと認識します。このような中で、運転免許証の返納などによって車の運転ができなくなった人たちの交通手段をいかに確保していくべきか。これは本町のみならず、国全体で検討し、解決すべき大きな課題であります。現状では、公共交通やタクシー会社もないような地域に限って、道路運送法に基づく公共交通空白地有償運送が実施されている地域があり、例えば、京都府京丹後市丹後町地区や広島県三次市作木地区などではNPO法人が運営を担っています。このようなシェアリングエコノミーは、民泊や子育てなど様々な形で登場してきていますが、人口減少が進む日本において、将来、経済成長率は主要国で最下位に沈むとの予測もある中で、分かち合って生きる、助け合って生きるという考え方を、今、再認識すべき状況にあるのではないのでしょうか。

ただ、ライドシェアそのものには、本請願に対する賛成者の討論において指摘されたような課題もあり、今後の制度設計の際には十分検討すべき事項であると理解するものであります。

しかし、地方における交通弱者のための新たな公共交通を構築するという課題の解決のためには、あらゆる手段、方法を考慮すべきであり、ライドシェアという一つの有能な手法を現時点において排除すべきではないと判断するものです。

したがって、本請願の趣旨に沿うことは困難であり、不採択とすべきものであります。議

員諸兄の賛同をお願いし、原案に対する反対討論といたします。

○議長（小林茂吉議員） 次に、賛成者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 次に、反対者の発言を許します。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） 請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。

お諮りします。本件について、原案を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 1 名 不起立 8 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立少数であります。したがって、請願第3号「ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシーを国に求める意見書の提出について」は、不採択とされました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午後 1時59分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午後 2時10分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第12から日程第17までの以上6件を一括議題とすることに決定しました。

日程第12、議第10号「平成31年度三川町一般会計予算」、日程第13、議第11号「平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算」、日程第14、議第12号「平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15、議第13号「平成31年度三川町介護保険特別会計予算」、日程第16、議第14号「平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17、議第15号「平成31年度三川町下水道事業特別会計予算」、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、平成31年度三川町一般会計予算、並びに特別会計予算5件、以上6件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議第10号「平成31年度三川町一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億2,000万円といたすものであります。

地方債につきましては、事業ごとにそれぞれ限度額を設定いたしまして、9億1,610万円と定めたところであります。

一時借入金については、借入れの最高額を5億円と定め、また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、流用について規定いたしましたものであります。

平成31年度の一般会計予算総額は、平成30年度予算に対しまして11億3,044万円、率にして24.6%の増となっております。

その主な増額要因といたしましては、子育て交流施設整備工事、保育士等の確保対策、小売店業者振興支援事業、多面的機能支払交付金事業、雨水排水対策事業、及びかわまちづくり整備事業などの増額によるものであります。

なお、減額要因といたしましては、役場庁舎長寿命化対策事業、廃棄物処理業務委託料、土地改良施設整備事業負担金、橋梁長寿命化対策事業、及び消防ポンプ車整備事業などの減額であります。

次に、議第11号「平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,880万円とし、一時借入金の借入れの最高額を1億円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成31年度の国民健康保険特別会計予算総額は、平成30年度当初予算に対しまして1,490万円、率にして2.3%の増となっております。

次に、議第12号「平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,390万円といたしまして、平成30年度当初予算に対しましては、同額となっております。

次に、議第13号「平成31年度三川町介護保険特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,110万円とし、一時借入金の借入れの最高額を3,000万円と定め、歳出予算の流用については、地方自治法の規定により、金額の流用について規定いたしましたものであります。

平成31年度の介護保険特別会計予算総額は、平成30年度当初予算に対しまして540万円、率にして0.6%の増となっております。

次に、議第14号「平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,920万円といたし、地方債につきましては、限度額を4,840万円と設定したところであります。

平成31年度の農業集落排水事業特別会計予算総額は、平成30年度当初予算に対しまして470万円、率にして2.9%の減となっております。

次に、議第15号「平成31年度三川町下水道事業特別会計予算」について申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,510万円といたし、地方債につきましては、限度額を8,090万円と設定し、また、一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めたとところであります。

平成31年度の下水道事業特別会計予算総額は、平成30年度当初予算に対しまして810万円、率にして2.4%の減となっております。

以上、議第10号から議第15号まで、一括にご提案申し上げましたが、概要につきまして、引き続き所管の課長が説明いたします。

また、細部につきましては、審議の過程で、それぞれ課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議下さいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本案について、所管の課長より概要説明を求めます。

最初に、議第10号について、本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、平成31年度一般会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

予算説明書1ページをご覧ください。

第一 総括的事項の1と2につきましては、町長の施政方針等と重なる面がございますので、総括的事項の3から申し上げます。

このような状況下において、本町の財政運営も引き続き厳しい状況が見込まれますが、重要事業であります子育て交流施設整備事業の建設着工とともに、かわまちづくり推進事業、公共施設等長寿命化対策事業、及びいろり火の里推進事業等の取り組み、さらには子育て支援と健康・生きがいつくりの推進、安全安心で快適な環境の構築、魅力ある産業の創出と交流人口の拡大を基本として、平成31年度当初予算の編成を行ったところであります。

まず、歳入では、地方交付税及び臨時財政対策債については減額を見込んだところでありますが、町民税及び固定資産税の増額を見込むとともに、地方消費税交付金、ふるさと応援寄附金についても一定の額を確保し、さらに、国庫及び県支出金等補助制度の積極的な活用や、ふるさと基金や教育施設整備基金、及び財政調整基金の繰入れなどにより、必要な財源確保に努めたところであります。

一方、歳出につきましては、行財政改革を一層推進し、町政発展の根幹となる第3次総合計画事業費を最大限確保し、平成31年度一般会計予算は57億2,000万円、対前年度比24.6%の増額としたところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について、ここに記載のとおりであります。主なものについて取り上げ、ご説明いたします。

1. 町税は、町民税（個人・法人）や固定資産税については、農業所得の減が見込まれるものの、給与所得環境の改善や町内企業の設備投資、住宅取得の状況等による増収を見込み、9億7,410万8,000円（前年度比1.2%増）を計上しました。

2. 地方譲与税は、平成30年度の交付実績と地方財政計画などから推計し、3,839万3,000円（12.7%減）を計上いたしました。

3. 地方消費税交付金は、10月以降は消費税率引上げ後の税率が適用となりますが、国から地方に交付されるまでには一定の期間を要することから、影響はさほど無いものと見込み、県交付金等交付見込みや交付実績から1億5,800万円（1.9%増）を計上しました。

6. 地方特例交付金は、交付実績と地財計画などから減収補てん特例交付金分の増額を見込み、6,000万円（20.0%増）を計上するとともに、新たに子ども・子育て支援臨時交付金を見込み、400万円（皆増）を計上しました。

7. 地方交付税は、これまでの交付実績、基準財政収入額、及び基準財政需要額の見込みから、14億3,000万円（0.7%減）を計上しました。

10. 国庫及び県支出金は施策・制度の活用を図ることを基本としていますが、社会資本整備総合交付金、児童福祉費補助金、及び農政対策費補助金等の増額により、それぞれ3億4,229万2,000円(11.2%増)、3億3,411万6,000円(12.2%増)を計上しました。

12. 寄附金については、ふるさと応援寄附金を前年同額と見込み、5億2,000万2,000円(同額)を計上しました。

13. 繰入金は、重点事業を中心に、各事業の計画的かつ着実な実施のため、財政調整基金1億5,700万円、国際交流基金230万円、ふるさと基金6億870万円、温泉施設基金4,550万円、及び教育施設整備基金1,900万円をそれぞれ繰入れることとし、8億3,305万4,000円(231.8%増)を計上しました。

15. 町債は、後年度の公債費負担に配慮しながら、子育て交流施設整備事業債として6億3,050万円を計上したほか、臨時財政対策債や交付税措置される町債の活用を図ることとして、9億1,610万円(139.3%増)を計上しました。

次に、第三歳出予算の概要について、主なものについて申し上げます。

1. 人件費は、7億5,222万5,000円(1.6%減)を計上しました。

2. 物件費は、臨時保育士等の増や、施設の維持管理にかかる需用費や委託料などの増額を見込み、4億299万6,000円(3.5%増)を計上しました。

4. 扶助費は、保育委託料の増額などにより、5億2,027万4,000円(10.7%増)を計上しました。

5. 補助費等は、負担金・補助金などの適正化と見直しに努め、3億1,827万円(3.3%減)を計上しました。

6. 繰出金は、下水道事業特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金の減額により、5億1,786万8,000円(2.5%減)を計上しました。

7. 公債費は、これまでの償還計画分に平成30年度発行予定額の利子分を加え、4億8,919万2,000円(1.9%増)を計上しました。

8. 総合計画事業費については、住民ニーズを考慮した上で計画的かつ効率的な予算の配分に努めるとともに、子育て交流施設、いろり火の里・温泉施設等の整備、かわまちづくり事業、及び公共施設等長寿命化対策事業を推進することから、総額24億959万1,000円(81.4%増)を計上しました。

第四 結びに、国、地方ともに厳しい財政状況が続くなか、行財政運営についての透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが求められております。その一方で、国においては、今年10月1日からの消費税率引上げを見据え、社会保障と税の一体改革や経済への影響の平準化などの対応が示され、予算に対する影響分については、軽減税率制度の導入や国費による臨時交付金を創設するなど、地方への対応が講じられています。

こうした中、本町の平成31年度一般会計の予算編成にあたっては、健全な財政運営を堅持することを前提に予算編成を行ったところであり、今後も、協働のまちづくりの理念のもと、社会情勢の変化に迅速に対応しながら、多様な行政ニーズや行政課題に取り組むことと

したところであります。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第11号及び議第12号について、五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 予算説明書の64ページをご覧ください。

平成31年度国民健康保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 国民健康保険事業は、地域経済の変動や雇用状況等の影響を受けやすく、比較的医療費が高くなる高齢者や中高年者である被保険者の加入率が高いことなどから、これまで各種の制度改正並びに財政支援策等が講じられてきましたが、平成30年度以降は都道府県が国民健康保険の保険者として財政運営の主体となり、安定的な財政運営をめざすこととなったところであります。

また、市町村は引き続き国民健康保険の保険者として、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収等の被保険者に身近な保険業務を担い、保険給付に必要な財源は都道府県から保険給付費等交付金として交付され、賦課徴収した保険税は基本的に国民健康保険事業費納付金として都道府県に納付することになったものです。

平成31年度予算については、県から示された国民健康保険事業納付金額を基に歳入・歳出各項目に必要な予算額を計上するとともに、医療費の今後の動向を可能な限り推計して編成したところであります。

2. 給付割合につきましては、0歳～小学校就学前8割、小学校就学～69歳7割、70歳以上の一般8割・一定以上所得者7割給付としております。

3. 平成31年度の平均被保険者数は1,525人と推計し、その加入率は20.6%にあたります。また被保険者1人当り保険者負担額は、別表基礎調のとおり見込んだところであります。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 国民健康保険税については、医療給付費分は前年度比3.6%減の9,940万1,000円、後期高齢者支援金分は前年度比4.1%減の3,735万1,000円、介護納付金分は前年度比24.2%減の1,104万1,000円を計上いたしました。引き続き適正な課税と一層の収納率の向上に努めることとしております。

2. 県支出金については、前年度比0.8%増の4億3,034万2,000円を計上いたしました。

3. 一般会計からの繰入金については、前年度比8.4%増の4,255万9,000円を計上いたしましたが、その内訳は、国民健康保険税軽減相当分等3,080万円、出産育児一時金の基準額の3分2相当分140万円、財政安定化支援事業分179万5,000円、事務費分455万6,000円及び特定健診等事業分400万8,000円であります。

4. その他の歳入については、県の財政上の指導及び実績等を勘案し、それぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 療養給付費と療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比0.3%減の3億6,944万円を計上いたしました。

2. 高額療養費については、一般被保険者並びに退職者等分を推計し、前年度比5.3%増

の4,610万円を計上し、高額介護合算療養費については、前年度と同額の10万1,000円を計上いたしました。

3. 任意給付関係については、出産育児一時金は1件40万4,000円（産科医療補償制度に加入する医療機関の医学的管理の下で出産した場合1万6,000円を加える）、葬祭費を1件5万円とし、前年度と同額の260万円を計上いたしました。

4. 国民健康保険事業費納付金については、医療給付費分は前年度比7.8%増の1億4,358万4,000円、後期高齢者支援金等分は前年度比3.1%増の5,056万4,000円、介護納付金分は前年度比2.9%減の1,753万2,000円を計上いたしました。

5. 共同事業拠出金については、前年度と同額の1,000円を計上いたしました。

6. 保健事業費については、前年度比1.2%増の1,734万3,000円を計上いたしました。

7. 高額療養費貸付金等については、前年度と同額の30万円を計上いたしました。

8. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

9. 予備費については、不測の支出に対応するため、前年度比900%増の100万円を計上いたしました。

第四 結びにつきましては、事業運営につきましては、医療費の適正化や各種保健事業の推進等、保険者としての責務を果たしながら財政運営の安定化に努めることとしております。

続きまして、70ページをご覧ください。

平成31年度後期高齢者医療特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項につきましては、1. 後期高齢者医療は、高齢者の心身の特性や生活実態などにあつた医療を提供するとともに、医療費の現役世代と高齢者世代の負担の明確化を図ることを目的に、75歳以上の高齢者及び広域連合から認定を受けた一定以上の障がいのある65歳以上75歳未満の者を対象とした医療保険制度であります。

平成31年度予算については、山形県内の全市町村で構成する「山形県後期高齢者医療広域連合」が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成いたしました。

2. 医療給付につきましては、原則として9割給付であります。一定以上の収入等を有する現役並み所得世帯の被保険者は7割給付であります。また、受給対象者の世帯の町民税の課税状況等に応じて、一部負担金の上限額は変動するものであります。

3. 平成31年度の平均受給対象者数は1,310人と推計いたしました。

第二 歳入予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療保険料については、前年度比5.1%増の4,928万9,000円を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金については、前年度比8.4%減の2,940万6,000円を計上いたしましたが、その内訳は、事務費分742万1,000円、保険基盤安定化分2,198万5,000円です。

3. 手数料、繰越金及び諸収入については、県の指導方針及び実績等を勘案し、それぞれの額を計上いたしました。

第三 歳出予算の概要につきましては、1. 後期高齢者医療広域連合納付金については、

前年度比 0.6%減の 7,754 万 1,000 円を計上いたしました。その内訳は、保険料等負担金が 7,212 万 1,000 円、事務費負担金が 542 万円であります。

2. その他一般経費等については、一般会計との関連を考慮し、年間所要額を計上いたしました。

第四 結びにつきましては、後期高齢者医療制度の目的を踏まえ、円滑な事業運営が図られるよう山形県後期高齢者医療広域連合との連携に努めることとしております。

以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第 13 号について、菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） それでは、72 ページをご覧ください。

平成 31 年度介護保険特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。

初めに、第一 総括的事項について申し上げます。

1. 介護保険は、高齢社会において老後の大きな不安要因である介護を社会全体で支える制度として定着しており、サービス利用者は着実に増加しております。それに伴い保険給付費も伸び続け、今後も高齢化の一層の進展により増加することが見込まれております。そのような実情を踏まえ、介護予防の推進体制の充実・強化を図るとともに、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目途とした予算を編成したところでございます。

2. 保険給付の割合は、原則として 9 割であります。一定以上所得者は 8 割又は 7 割となっております。

3. 平成 31 年度の第 1 号被保険者は、2,422 人と推計いたしました。

次に、第二 歳入予算の概要について申し上げます。

1. 介護保険料については、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 ヶ年の介護保険給付費等を見込み、これを保険料算定の基礎として算出しました 1 億 6,549 万 2,000 円を計上いたしました。

2. 介護給付費国庫負担金については、施設等給付費に負担率 15.0%、居宅等給付費に負担率 20.0%を乗じて算出しました 1 億 5,056 万 2,000 円を計上いたしました。

3. 介護保険調整交付金については、介護保険給付費に交付率 6.58%を乗じて算出した 5,377 万 4,000 円を計上いたしました。

4. 地域支援事業費国庫交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については交付率 20.0%、同じく包括的支援事業・任意事業については交付率 38.5%を乗じて算出しました 1,054 万 8,000 円を計上いたしました。

5. 総合事業調整交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について交付率 6.58%を乗じて算出しました 123 万 1,000 円を計上いたしました。

6. 介護給付費交付金については、介護保険給付費に支払基金負担率 27.0%を乗じて算出しました 2 億 2,064 万 9,000 円を計上いたしました。

7. 地域支援事業支援交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について、支払基金負担率 27.0%を乗じて算出しました 504 万 8,000 円を計上い



たしました。

8. 介護給付費県負担金については、施設等給付費に負担率 17.5%、居宅等給付費に負担率 12.5%を乗じて算出いたしました 1 億 1,502 万 8,000 円を計上いたしました。

9. 地域支援事業費県交付金については、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業について交付率 12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業について交付率 19.25%を乗じて算出しました 574 万 1,000 円を計上いたしました。

10. 一般会計からの繰入金については、介護保険給付費に負担率 12.5%、地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業に係る負担率 12.5%、同じく包括的支援事業・任意事業に係る負担率 19.25%を乗じて算出した額と事務費、低所得者保険料軽減負担金の合計 1 億 2,385 万 2,000 円を計上いたしました。

11. 介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費に充当すべき第 1 号被保険者保険料相当額の 1,404 万 8,000 円を計上いたしました。

12. その他諸収入等については、予想される項目を可能な限り設定しそれぞれの額を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要について申し上げます。

1. 介護給付費については、各介護サービス等の需要を可能な限り推計して 8 億 1,728 万 5,000 円を計上いたしました。

2. 地域支援事業費については、4,110 万 1,000 円を計上いたしました。

3. 財政安定化基金拠出金については、1,000 円を計上いたしました。

4. その他一般経費については、一般会計との関連を考慮し年間所要額を計上いたしました。

5. 予備費は、保険給付費に充てる予備費として 50 万円を計上いたしました。

第四 結びに、介護保険制度創設の目的を実現するため、円滑な事業運営が行われるよう努めることとしております。

以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第 14 号及び議第 15 号について、加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） それでは、76 ページをご覧ください。

平成 31 年度三川町農業集落排水事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項であります。1. 農業用水の水質保全と生活環境の改善を行い農業生産の安定と生活環境の向上を図ることを目的として推進しています農業集落排水事業については、平成 4 年度の成田新田地区に始まり、横川地区、猪子地区、青山・天神堂地区、助川地区、そして、平成 10 年度の東郷西部地区（尾花・東沼・すみよし）の供用の開始により、すべての事業を完了しております。

その後、門前地区の小規模集合排水処理施設整備事業についても平成 11 年度に供用開始となったことから、これらの処理施設の維持管理経費についてこの予算を編成いたしております。

まず、第二 歳入予算の概要であります。1. 使用料及び手数料については、使用実績等を考慮し3,962万6,000円(1.3%増)を計上いたしました。

2. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として7,027万円(1.6%減)を計上いたしました。

3. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、4,840万円(3.6%増)を計上いたしました。

次の、第三 歳出予算の概要であります。1. 総務費のうち一般管理費については、維持管理のための人件費を含め601万5,000円(1.5%減)を計上いたしました。

2. 施設管理費については、成田新田地区をはじめ7地区すべての施設管理運転経費等2,777万4,000円(12.2%減)を計上いたしました。

3. 公債費については、その所要額1億2,526万1,000円(0.6%減)を計上いたしました。

最後に、第四 結びとして、この事業運営については、極力経費削減に努めるとともに、年々老朽化する施設に対しその予防的修繕等も行いながら、安定的な経営に努めることとしております。

次に、81ページをお開きください。

平成31年度三川町下水道事業特別会計予算の概要につきましてご説明申し上げます。

第一 総括的事項であります。1. 快適な生活環境の確保と最上川流域の水質保全を図るため最上川下流域下水道事業に合わせて整備いたしました公共下水道事業は、平成30年度末までの供用区域に係る維持管理経費を計上するとともに、事業認可区域の整備を推進するため可能な限り事業費を推計して、この予算を編成しております。

まず、第二 歳入予算の概要であります。1. 分担金及び負担金につきましては、新たな宅地開発等の予定がないため100万3,000円(増減なし)の計上をいたしました。

2. 使用料及び手数料については、使用実績等を考慮し9,107万9,000円(2.1%増)を計上いたしました。

3. 国庫支出金については、雨水施設管理の委託金23万5,000円を計上いたしました。

4. 一般会計からの繰入金は、公債費の元利償還費などの財源として1億6,187万9,000円(7.5%減)で計上しております。

5. 町債については、将来にわたる財政上の運営を十分考慮し、8,090万円(21.7%増)を計上いたしました。

次に、第三 歳出予算の概要であります。1. 総務費については、一般管理費として、維持管理のための人件費を含め8,372万6,000円(0.6%増)を計上いたしました。

2. 事業費については、公共下水道事業の計画策定事業及び建設負担金等を推計し、2,896万8,000円(30.4%減)を計上いたしました。

3. 公債費については、一時借入金の利子分を加え、所要額として2億2,210万6,000円(1.9%増)を計上しております。

最後に、第四 結びとして、この事業の運営については、極力経費削減に努めるとともに、

年々老朽化する施設に対しその予防的修繕も行いながら、安定的な経営に努めることとしております。

以上です。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。本件については、予算審査特別委員会を設置し、審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、議長を除く9人の議員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は議長を除く9人の議員を予算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました件については、会議規則第45条第1項の規定により、3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は3月18日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会します。

（午後 2時49分）

平成31年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成31年3月12日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
菅原和子健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 2 日            3月12日(火)          午前9時30分開議

日程第 1          一般質問          2名

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上2名の議員より一般質問を行い、残り4名の議員については第3日目に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含め、質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は簡潔に要点を、また、答弁者は明快、簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員）

1. 都市計画マスタープランに関する考え方と検証について

1. 第2次及び第3次三川町総合計画並びに平成23年3月策定の三川町国土利用計画にも「都市計画区域の見直しや（中略）都市計画マスタープランを策定するとともに（中略）良好な生活環境の整備を推進する。」とまで記載されているにもかかわらず、これまで着手してこなかった理由と、この都市計画マスタープランの未整備により、これまでの町づくり政策に係る影響の検証内容と今後の政策展開に与える影響に関する考え方を伺う。

2. 子育て交流施設整備事業に係る経過と検証について

1. 平成27年11月には社会資本整備総合交付金の対象要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、三川町議会に対しては一般質問にて採択困難という答弁にとどまり、正式な手続きによる国庫補助事業の対象要件を満たしていない旨の説明がなされていない。その要因と考え方を伺う。

2. 主体となる国庫補助事業の確実な認定の見通しがないまま、平成29年度3月議会定例会で「用地購入費を29年度当初予算に上程し、可決」に続き、同年9月議会定例会で「補正予算に用地造成工事費を上程及び可決」と、総事業費15～16億円にも及ぶ大型公共事業でありながら国庫補助事業の認可を待たずに用地造成工事を先行した背景と考え方を伺う。

3. 平成30年2月20日の議会全員協議会において、総事業費が当初8億3,790万円から16億600万円に倍増した一方、本来の国庫補助による財政補填が見込めないという正式な報告を受けたことから、平成30年度当初予算修正案が可決され、一旦停止になった経緯にある。こうした変遷を顧みると、そもそも分割して整備する計画であった施設を、国庫補助金の活用をめざして「複合型施設」へ切り替えた経過等を考慮し、当該国庫補助事業に該当しない旨を確認した時点で、それぞれ当初の整備計画に戻すべきであったと考えられるが、見直しを行わなかった考え方を伺う。

4. 山形県地域優良賃貸住宅供給計画認定制度と連携する地域優良賃貸住宅整備事業という国庫補助事業の認定を受けることにより、子育て世帯向けの町営住宅建設整備を主体として、学童保育所として活用できる子育て支援施設も整備できる国庫補助制度が存在する。

これまでの経過を踏まえ、公民館ホールを現在地に増改築することで多くの町民の利便性も確保できる事業計画に戻しつつ、今の三川町にとって最善の国庫補助制度として事業更改の英断を下すべきと考えられるが、当該国庫補助事業への切替えに関する所見を伺う。

平成31年第2回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、都市計画マスタープランに関する考え方と検証について伺います。

平成31年度からの第2次及び平成23年度からの第3次三川町総合計画並びに平成23年3月策定の三川町国土利用計画にも「都市計画区域の見直しや(中略)都市計画マスタープランを策定するとともに(中略)良好な生活環境の整備を推進する。」とまで記載されているにもかかわらず、これまで着手してこられなかった理由と、この都市計画マスタープランの未整備により、これまでの町づくり政策に係る影響の検証内容と今後の政策展開に与える影響に関する考え方をお伺いします。

次に、子育て交流施設整備事業に係る経過と検証について伺います。

初めに、平成27年11月には社会資本整備総合交付金の対象要件を満たしていないことが判明したにもかかわらず、三川町議会に対しては一般質問にて採択困難という答弁にとどまり、三川町議会に対しての正式な手続きによる国庫補助事業の対象要件を満たしていない旨の説明がなされていませんでした。その要因と考え方をお伺いします。

次に、主体となる国庫補助事業の確実な認定の見通しが無いまま、平成29年度3月議会

定例会で「用地購入費を29年度当初予算に上程し、可決」に続き、同年9月議会定例会で「補正予算に用地造成工事費を上程及び可決」と、総事業費15～16億円にも及ぶ大型公共事業でありながら国庫補助事業の認可を待たずに用地造成工事を先行した、その背景と考え方をお伺いします。

続いて、昨年2月20日の議会全員協議会において、総事業費が当初8億3,790万円から16億600万円に倍増した一方、本来の国庫補助による財政補てんが見込めないという正式な報告を受けたことから、平成30年度当初予算修正案が可決され、一旦停止になった経過にあります。こうした変遷を顧みると、そもそも分割して整備する計画であった施設を、国庫補助金の活用をめざして「複合型施設」へ切り替えた経過等を考慮し、当該国庫補助事業に該当しない旨を確認した時点で、それぞれ当初の整備計画に戻すべきであったと考えられますが、見直しを行わなかった考え方をお伺いします。

最後に、山形県地域優良賃貸住宅供給計画認定制度と連携する地域優良賃貸住宅整備事業という国庫補助事業の認定を受けることにより、子育て世帯向けの町営住宅建設整備を主体として、学童保育所として活用できる子育て支援施設も整備できる国庫補助制度が存在しております。

これまでの経過を踏まえ、公民館ホールを現所在地に増改築することで多くの町民の利便性も確保できる事業計画に戻しつつ、今の三川町にとって最善の国庫補助制度として事業更改の英断を下すべきと考えられますが、当該国庫補助事業への切替えに関する所見をお伺いします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の都市計画マスタープランに関するご質問ですが、都市計画マスタープランは、市町村が自ら定めた計画に基づき、都市計画区域における整備、開発、及び保全に関する基本的な方針を定めるものであり、その方針により計画された事業について整備を推進することとなるものであります。

本町におきましては、適性で秩序ある土地利用推進を基本としながら地理的条件の優位性や道路網などの社会基盤の整備に伴い、3地区が連携した土地利用が進められてきたところであり、市街地や集落以外においては、農業振興地域の整備に関する法律等により土地利用の規制がされているため、無秩序な市街化を助長する要因が少ないと考えているところであります。

さらに、都市計画マスタープランの策定については、住民との合意形成を図りながら、関係機関との調整なども含め慎重に進めていく必要があります。計画の策定にあつては、本町の地域特性を踏まえたまちづくりの目標とその指標の設定、事業実施における効果が求められるとともに、地域によっては土地利用に関する新たな規制や都市計画区域の見直しが必要となる可能性も考えられるところであります。

このようなことから、今後、都市計画マスタープラン策定により、国の支援制度等の活用



が可能となるような事業等がある場合においては、その活用について考慮する必要があると考えているところであります。

次に、質問事項2の、子育て交流施設整備事業に係る経過と検証に関するご質問であります。1点目の補助事業制度に関する説明の件につきましては、町が進めている子育て交流施設整備事業の財源確保のため、社会資本整備総合交付金をはじめとする国の各省庁の補助制度を模索したものの、平成27年11月時点では、採択要件を満たす補助制度が見つからなかったことから、採択困難という説明を行ったところであります。しかしながら、町といたしましては、財政負担の軽減策として有利な起債の借入れや特定目的基金の充当を考えながらも、引き続き活用できる補助制度がないか模索している中、それらの状況につきましては平成28年12月議会の一般質問でも答弁しながら、本事業を推進してきたところであります。

次に、2点目の用地造成工事を先行させた理由の質問につきましては、町の重要事業として取り組んできました子育て交流施設整備事業について、平成29年度時点においては、用地購入費、及び造成費用が対象となる補助制度がなかったことから、起債と基金を財源とした工事請負費に係る補正予算を計上し、議会の承認を得ながら工事を実施したところであります。

3点目の、複合型施設としての事業実施の見直しに関するご質問であります。本事業につきましては、三川町公民館多目的ホールの耐震強度不足、学童保育所が入所する児童交流センター施設の老朽化、子育て支援センターの狭隘化という3つの喫緊の課題があり、それらの解決策を総合的に検討したうえで、町づくりの拠点となる複合型施設が最善であると判断して結論付けたものであり、さらに、これまで議会の承認もいただきながら進めてきた事業であることから、現計画を見直す考えはないものであります。

4点目の地域優良賃貸住宅整備事業に関するご質問であります。子育て交流施設整備事業を推進するうえで、地域優良賃貸住宅整備事業を活用した事業の推進が有効であるというご意見であります。このたび、国の2次補正予算における地方創生拠点整備交付金制度において、本事業が採択されたことから、推進にかかる方針の変更については考えていないところであります。

以上答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 再質問を行わせていただきますが、まず冒頭、補足説明になりますけれども、昨年12月までは三川町課長会議に参加していた立場でありまして、今回の一般質問については、関係各位からのご批判覚悟のうえで、あえて三川町の将来に思いを馳せつつ、大所高所に立ちながらの質問と指摘内容でありますので、関係各位からはご理解を賜り、適切な対応を求め、再質問させていただきます。

最初に、副町長にお伺いしたいと思います。質問にありました、これまでの都市計画マスタープランがなかったことによる町の事業に与える影響、検証内容についてはどのように分析されていらっしゃるでしょうか。もっと具体的に言いますと、子育て交流施設につきまして

も、都市計画マスタープランがなかったゆえに社会資本整備総合交付金の対象にならなかった。他にも、いわゆる消防三川分署の建設事業、これも該当にならなかったというふうに聞き及んでいるところでございますが、そういった部分も含めて、どのように検証されていらっしゃるでしょうか。確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 都市計画マスタープランを策定してこなかったことに関して、その影響についてのご質問でございますが、三川町は、昭和30年に横山・東郷・押切の3村が合併して誕生した町でございます。以来、本町の進むべく町の振興については、この三つの区域の均衡ある発展ということを大きな目標として町政運営にあたってきたことは事実であります。そういった中で、近年においては、横山・東郷・押切地区、ある程度の均衡ある開発が進められ、町民の皆さま方からも一定の評価をいただいているものと考えております。

そういった中で、都市計画マスタープラン、この策定につきましては、町といたしましても、常にその対応に苦慮してきたところでございます。と言いますのは、このマスタープランの策定をした方が町の利益に繋がるのか、しない方が繋がるのか、そういったところの検討の中で、本町においては、幸いにも民間の活力の導入が上手く進み、今の三川町の姿に結びついているものと考えているところでございます。

さらに、町長の答弁にもありましたとおり、この都市計画マスタープランを策定することによって、逆に土地利用に制限が加わる、そういったリスクもあるものですから、その時々において慎重な検討のうえ判断をしてきたところございまして、現在においては、このマスタープランを策定しない中で、町の開発、町政運営を進めていることについては、町民の皆さま方からは一定の評価をいただいているものと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 都市計画マスタープランの策定によって、先程の町長からの答弁の内容にもありましたが、土地利用に制約がかかるということが非常に三川町にとってマイナスというようにお話がありますけれども、いわゆる乱開発を規制するという観点での都市計画の制度でありまして、特に、都市部のようにディベロッパーがどんどん開発するというような部分を制約するというのが、そもそもの都市計画の趣旨であります。釈迦に説法の話になりますけれども、私なりに見ますと、三川町で強調しております国土利用計画、これにも確かに都市計画マスタープランと同じように区域の指定がなっているわけですが、これは土地利用に関しての色ぬり、区分けというようなことでありまして、さらに、具体的にこの事業化を進めるには、諸々の制度、事業計画を策定する必要があります。その中の一つとして、都市計画という制度があつて、都市計画マスタープランと一般的に話が出ますけれども、この都市計画マスタープランを踏まえて、さらに、市街化区域、市街化調整区域というような線引きをすることによって、より明確な開発ができるというふうに理解しているところであります。

三川町の場合は、いわゆる乱開発にはならないというところは私も認めていることですし、町民の皆さんも十分理解していることと思います。そうした中で、あえて都市計画マスター

プランを策定するということの意義については、これから三川町がどういう開発計画になっていくのか。また、どういう方向性で町当局でも開発を進めたいのか。そういったことを地元住民の皆さんと一緒に考えていくということによって、このマスタープランというものが策定されると。これは国の方針にも載っているところでありまして、国では、この都市計画を進めるにあたって都市計画運用指針というものを毎年のように改訂しているようですが、この基本となる都市計画の策定については、地元住民の皆さんとのコンセンサスを得ながら開発計画を進めていくべきということになっております。これこそが、まさに昨日の施政方針の中にも出ておりました協働のまちづくりの基本であろうというふうに考えられるところであります。

さらには、一番気になりますのが、山形県では都市計画区域マスタープランという、いわゆる広い範囲での都市計画マスタープランというものを策定しているわけですが、平成16年4月に三川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という、いわゆる三川町区域全体を見回しての山形県当局で策定されたマスタープランがあるわけですが、この中に三川町についての記述がありまして、都市計画区域は設定されていますけれども、三川町についての旧国道7号沿道地区を中心に市街化が進んでいますが、用途地域が指定されておらず、明確な市街地の位置付けがないまま、道路や公園、公共・公益施設の整備が進められ、非効率的な都市づくりを招いています。このため、役場周辺の都市基盤整備や新市街地の整備にあたっては、用途地域を指定したうえで土地区画整理事業等を導入し、道路や公園等の整備と一体で計画的なまちづくりを進めます。中、省略させていただきますが、三川町では幅員の狭い道路があり、防災上の観点から、避難地の確保や見通しの良い道路を確保するための市街地開発事業を決定しますという県の指針が示されている中で、まだ三川町では、この都市計画マスタープランが具体的に進められていない。これが将来的にどういうふうな影響が出てくるかということ懸念しますと、諸々の国の補助制度等を活用するには、やはり都市計画にとどまらず、各種の計画を策定して、それ相応の準備をしたうえで計画を進めることによって、諸々の国庫補助、国の後ろ盾が確保できるものというふうに認識しております。自立の町三川を今後も運営するためには、安定な経営を図るためには、自立はしているものの、孤立であってはならないというふうに考えるところであります。そのためにも、きちんと法的な位置付けがなされている都市計画マスタープラン等、具体的な国の後ろ盾、国庫補助金等を明確に位置付けできる開発を進めるためには、ぜひとも都市計画マスタープランの策定が必要ではなかろうかというふうに認識しているところであります。

今まで質問の中で、第2次、第3次総合計画に触れましたが、この1、2年の間に第4次総合計画を策定しなければならない。当然これと並行して、都市計画についてもじっくりと策定することが、総合計画を反映する具体的戦略としての都市計画が必要になるというふうに認識しておりますけれども、この点について町長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木議員からは、冒頭、町の課長会議等にも出席しているというふうなことでの質問ということで理解をいただきたいということでありましたので、その課長

会議というものについては、今までの歴代のOBの職員である方々も管理職でいたという経緯があるわけであります。その中で、課長会議等でいろいろと協議をし、そして、町の方針として、町議として決定を見たというような経過があるわけでありますので、その点については副町長より答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 都市計画マスタープランに関する課長会議での協議の状況でございますが、先程来申し上げておりますとおり、本町の均衡ある発展をという目的をいかに達成するか、これを第一の目的として、基本として協議がなされてきた経過がございます。その中には、やはり都市計画マスタープランを策定して、それを進めるべきという意見もあったことは確かであります。全体としては、民間開発の積極的な誘導とか、三つの区域の均衡ある発展を進めるうえでは、都市計画マスタープランはない方が進みやすいのではないかと、そういう判断のもとで、これまで計画を策定するという決断には至らなかったところでございます。その結果といたしまして、先程も申し上げましたとおり、今の現状については、町民の皆さま方からは一定の理解をいただいているところであると考えております。

また、質問の最後に第4次総合計画に関わるご質問もございましたが、先程の町長答弁の結論で申し上げましたとおり、このマスタープランの策定によって国の支援制度等の活用が可能となるような事業等がある場合においては、その活用について考慮する必要があると考えている。現時点ではこのようなことで、まず今後10年間、策定をした方がいいという判断が出た場合においては策定に取り組む、そういった考え方でございます。

○議長（小林茂吉議員） 質問者に申し上げます。質問内容につきましては、簡潔に、要点をまとめて質問されるようお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 申し訳ございません。それでは、簡潔に後段の答弁内容から確認したいと思います。そもそも考え方として、都市計画事業の対象になるものが出てきた段階で都市計画マスタープランを策定するというものではなくて、都市計画マスタープランというものを策定して、今後、将来的に三川町の開発をどう方向付けるのか。そういった観点で取り組むのが、この都市計画マスタープランというふうに認識しております。国もそういうふうな制度の設定になっているはず。ですから、必要な事業に合わせて都市計画マスタープランを策定するのではなくて、その辺のボタンの掛け違いについては十分再考をお願いしたいと思います。

それから、もう一点、今後の都市計画マスタープランの必要性を訴えている中におきまして、幸い答弁の中に出てきましたが、これまでは民間開発、民間の宅地造成によっての住宅団地がどんどん造成になっている。合わせて、産業団地については、優良企業が積極的に進出していただいたという部分については誰も認めているところでございます。今の状態は産業団地も計画面積が満杯状態になっている。また、人気があります横山小学校裏の宅地造成区域につきましても、なかなか農振地域を外すということについての農地転用の許可をもらうには非常に厳しい環境だというような状況の中で、今後、町全体の均衡のある発展を考

えるとした場合については、やはり長期視点に立ったマスタープランが必要というふうに認識しておりますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 本町の均衡ある発展という中で、その開発についてでございますが、都市計画マスタープランにおいて、その誘導区域を事前に設定しておくという手法はあるわけでございますが、現在、本町においては、農振区域の変更、農振除外、こういった手続きの中でも対応しているところでございますし、また、建設環境課におきましては、開発に関する指導要領も策定しながら、乱開発に結びつかない、町にとって不利にならない開発ということで対応しているところでございます。現時点においては、こういったもので対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 都市計画マスタープランについては、最後、要望ということでお話ししたいと思いますけれども、この都市計画マスタープランがなかったことによって、次の質問に控えております子育て交流施設整備事業、これについても紆余曲折という経過を経たわけでありまして、事前に都市計画マスタープランを策定することによって、より住民の皆さんと町全体の地域開発について理解をいただきながら、町民を挙げて、くどいようだけれども、協働のまちづくりを進めるための一つの方法論として、今後ぜひとも実施に向けての検討をお願いしたいと思います。

続いて、二つ目の子育て交流施設整備事業に関する再質問を行わせていただきますが、これまでも何度となく、この問題については、同僚議員の皆さんから質問がなされている状況でございます。そもそも論につきましては、先程話しました状況でありますし、今更繰り返す必要はないものというふうに認識しておる中で、私もその必要性については十分認識しているところであります。ですので、その必要性という観点と、町民各位の利便性を損なうことなく事業展開をするという部分については、先程来話しておりますとおり、そもそも、公民館ホールであれば、現在地の公民館ホール、アスベスト等、また、耐震補強になっていないという問題がありますので、後々取り壊しが必要となるホールが変わって、反対側に公民館ホールを増設するというような計画に戻したうえで、幸いにも国の優良な国庫補助事業がありましたので、今、宅地造成が済んでいる子育て交流施設整備予定の敷地に町営住宅を建設しつつ、合わせて付帯設備として子育て交流施設を併設するという事業についてご提案申し上げているわけですが、これについては、また若干長くなって恐縮でありますけれども、平成29年3月、三川町住生活基本計画というものが策定されました。この中で、町民からのアンケートを取った結果、町営住宅が必要であろうという回答が540人中226人、42%に及ぶ要望が出されております。こういったものを踏まえて、今後の住生活基本計画の基本方針としまして、地域子育て拠点を核とした住宅団地の整備というものが挙げられておりますし、町営住宅の今後のあり方の検討というようなことも具体的にこの計画の中には盛り込まれております。まさに私が後段で提案させていただきました町営住宅と合わせての子育て交流施設というものが、この29年度作成の住生活基本計画に合致した内容ではなかろうか

というふうに考えているところですが、この考え方についてはいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまの質問の中で、町営住宅に関しましてですが、確かに議員おっしゃるとおり、当初の段階の計画、三川町住生活基本計画の中では、その必要性についてアンケート通りの結果となっております。ただし、その結果を踏まえまして、のちに三川町町営住宅長寿命化計画、こちらを組んでございます。この中におきまして、町営住宅に関する課題、将来を見据えた適正な管理コストの確保、この部分におきまして、今後必要となる戸数について、ある程度推計をなされておるところでございます。その中におきましては、2023年、公的住居支援の対象世帯は27世帯という形で謳われておるところです。この中において、今現在あります世帯数とほぼ同数ぐらいの世帯になっているという状況下にあります。これを踏まえまして、今既存の施設の方の維持・管理、また、改修・長寿命化を行うべきということで捉えておるところです。このような結果から、新しい町営住宅の建設については慎重な検討を必要とするところと考えているところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今の答弁の中につきましては、町営住宅の必要性ということについては、今のところ求められている数値を充足しているということかと思いますが、皆さんご承知のとおり、三川町内に複数のアパート建設がどんどん進められている中で、聞くところによりますと、建設途中から入居の申し込みが殺到しておって、ほぼ完成時には満室状態になっていると。つまり、それほど三川町への転入を希望されている方も多いということから考えますと、子育て世帯で、なおかつ、低所得者の方々を救済するという意味での町営住宅の必要性というものは十分内在しているのではなかろうかというふうに認識されるところで。そういった部分の、まさに子育て支援を謳っている三川町として、その子育て世帯向けの町営住宅を整備して、合わせて必要とされている学童保育所としても活用できる子育て支援施設も同じ敷地の中に併設して建設するという事業こそが子育て支援を目指す三川町の選択すべき方向性であろうというふうに考えられるわけです。

ですので、あえて要望等、質問させていただいておりますが、先程答弁にもありましたが、幸い国の地方創生整備推進交付金、今回該当になったということについては、昨日私どもも議会全員協議会において報告を受けたところでありましてけれども、こういった町の施策を展開する際に、これまで語り尽くされている、質問し尽くされている子育て交流施設のこれまでの変遷というものについては、国庫補助金がありきという前提で動いてきたという変遷があったわけですが、これを基本的な町で目指す政策という観点で考え直すことが最も行政としての真っ当な施策の展開ではなかろうかというふうに痛感しているところでありまして。この点についての町長の見解をお伺いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 確かに、国・県等の支援が受けられるというようなことで、その基礎的な基盤を整備するという点については、鈴木議員の言われるとおり、このように思うところでありまして。

しかしながら、全国の市町村が国・県との関わりの中において、先程言われましたように、国が示したものに対して、それを町が何とかその制度を活用すると。あるいは、県からもとというようなことを言われましたが、今までも、国・県においては非常にハードルが高いというようなことから、市町村は大変苦慮してきた経緯があるわけであります。何とか国からの支援を受けられればというような部分よりは、むしろ各市町村が独自の努力で施策展開、基金の課題等にいかに応えていくかということが、まさに住民ニーズに行政がどう応えるかということになるのではないかと思うところであります。昨日も、東日本大震災の復興においては、国がすべてその復興経費を負担するというような状況になったときに、過大な津波対策、あるいは高台移設というようなことから、用地の1/4ぐらいがそこに戻ってくるというようなだけになって、国がすべての経費負担でやったところが、これから、言うなれば、全く利用がされない復興になってしまうのではないかというようなことが大変危惧されているところであります。ある自治体は、それが争点で、過日、市長選挙が行われて、5票差で市民の判定が下されたというようなことが報道されました。このように、やはり市町村そのものは協働のまちづくりというようなことで、町民と一緒にやってまちづくりを進めているということからすれば、国・県からは、支援してもらえるものであれば活用するというようなことで、むしろそれが今国が求めている地方創生、そういう面においては、私は、この三川町においては非常に恵まれたこの条件ということからすれば、産業団地の整備も含め、オーダーメイド型のこれからの施策展開、まちづくりということも一つの方法としては選択をする必要があるのではないかというようなことで、常に行政課題については、町の課長会議等が毎月開催されるわけでありますので、その段階においては、課題の共通認識、そして、今後の施策展開においても、共通理解のもとに議会に提案をしながら、議会の承認を求め今まで進めてきたというような経緯があるわけでありますので、その点については、今後、鈴木議員からも将来的な町の施策について、将来展望という部分については、大いに、いろんな面で提言をいただければと思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 今、町長からいろいろとまちづくりについての考え方をお伺いできて、ありがとうございます。国の支援を受けるには、いろいろなハードルがある。これは、もう十分認識しているところでありまして、一般の方々も含め、私どももこれまでいろいろと苦勞してきた部分がございます。その中での自助努力で独自のまちづくりを展開してきた。これももったもな話で、皆さんも非常に理解しているところでございますが、今後のことを考えた場合、たまたま今回地域創生整備推進交付金という、これは内閣府で実施した補正予算であります。先程の都市計画マスタープランとまた重複したような話になりますけれども、いわゆる国の法律に基づいて設定されている補助事業制度、これについては、きちんとそれなりの計画が策定されておれば、間違いなく国庫補助事業として認定を受けられるわけですし、今回提案させていただいております地域優良賃貸住宅整備事業というものにつきましても、まさに、それと同等のものであります。今後のまちづくりを展開するにあたっては、やはりこういった国の制度を十分活用できる体制、仕組みを三川町でも整えていくこ

とによって、より安定したまちづくりが展開できるのではなかろうかというふうに認識しておりますので、今後もいろいろな機会でご提案させていただければというふうに考えを述べまして、一般質問を終わります。

- 議長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。
  - 議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時16分)
  - 議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時40分)
- 次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員）

1. 農業政策について	1. 平成30年産水稻の作柄と農業所得への影響について所見を伺います。
	2. 基幹産業である本町農業の10年後の姿をどのように想定しているか、また、農業（農家）を存続させるため、どういふことが必要と考えているか伺います。
	3. 集落営農、法人化は不可欠と考えますが、推進策について伺います。
	4. ICT技術を活用したスマート農業への取り組みについて所見を伺います。
	5. 小規模・家族農業の価値を評価し守ろうという国際的流れに対する町の見解と農政への反映について伺います。
2. 職員の人事管理について	1. 平成31年度新規職員募集と応募、採用状況について伺います。
	2. 三川町定員適正化計画における中間年としての検証と今後の計画について伺います。
	3. 人事異動の目的と効果について所見を伺います。
	4. 臨時、非常勤職員の実態と、会計年度任用職員制度導入への取り組みについて伺います。



平成31年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、農業政策について。

平成30年産水稻の作柄と農業所得への影響について所見を伺います。

次に、基幹産業である本町農業の10年後の姿をどのように想定しているか、また、農業（農家）を存続させるため、どういうことが必要と考えているか伺います。

3番目に、集落営農、法人化は不可欠と考えますが、推進策について伺います。

4番目に、ICT技術を活用したスマート農業への取り組みについて所見を伺います。

5番目に、小規模・家族農業の価値を評価し守ろうという国際的流れに対する町の見解と農政への反映について伺います。

大きな2番目として、職員の人事管理について伺います。

初めに、平成31年度新規職員募集と応募、採用状況について伺います。

2番目に、三川町定員適正化計画における中間年としての検証と今後の計画について伺います。

3番目に、人事異動の目的と効果について所見を伺います。

最後に、臨時、非常勤職員の実態と、会計年度任用職員制度導入への取り組みについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、農業政策について、1点目の平成30年産水稻の作柄と農業所得への影響に関するご質問であります。昨年秋のJAの集荷実績は、品種毎に差はあるものの、総量として約20%の減収となり、昨年並みの米価水準を勘案したとしても、農業所得は大幅な減少となったものと捉えているところであります。

2点目の、本町農業の10年後の姿と、農業、農家の存続に関するご質問であります。将来を描く本町農業の基軸となるのは、「米どころ」としての地位を築いている稲作農業にあると考えております。また、農産所得の獲得と拡大という視点から、稲作農業に園芸作物や加工農産品の生産販売を組み入れていくことが、描くべき農業の姿のひとつであると考えているところであります。農業が将来にわたって、家族の生活を支え、地域経済の一翼を担うためには、「農業が経営として成り立つこと」が大前提であり、10年後の農業の方向性を描いた農業経営基盤の強化に関する基本構想や、実行計画である地域水田フル活用ビジョン、人・農地プランを踏まえ、農業を推進してまいる考えであります。

3点目の、集落営農、法人化の推進に関するご質問であります。現在、本町においては、集落営農組織を含む農業法人が9組織あり、それぞれが農業経営を展開しているところであります。本町の農業形態の主体は家族農業に代表される自営農業であります。近年は、後継者が定まっていなかった農家が増加してきていることから、集落営農や農業法人に対する期待が大きくなっていくものと考えております。そうしたことから、近い将来における集落営農組織を含む農業法人への経営集約を見据え、より適切な情報提供に努め、農業者自身の選択

を支援してまいりたいと考えているところであります。

4点目の、ICT技術を活用したスマート農業に関するご質問であります。ICTは情報通信技術をさすものであり、そのデータベースを活用した最先端技術の活用が、農業分野では「スマート農業」と言われているところであります。本町の稲作農業においても、トラクター等生産機械の自動操作やドローンによる農薬のピンポイント散布など、遠からず、その導入が進んでいくものと考えているところであります。

本町においては、スマート農業に繋がる先進技術等の導入や活用について、稲作農業では「瑞穂の郷づくり事業」で、また、園芸作目や加工食品などについては「農産所得拡大支援事業」において、先進的な取り組みへの支援を行っているところであり、今後とも、各種国・県事業の活用も念頭に、積極的な先進技術の導入を支援してまいりたいと考えているところであります。

5点目の、小規模・家族農業の価値と評価に関するご質問であります。「小規模・家族農業」とは、昨年11月に国連総会で採択された「小農の権利宣言」を指すものと思われませんが、この宣言は、人類の食糧生産を基本に国際的な視野から世界各地の農業の多様性を認知し、特に、家族的な小農の評価と権利を宣言したものと承知いたしております。一方、本町農業の主体をなす稲作農業において、大規模経営の方向性だけでなく、将来の農業を描くとき、小・中規模の農業経営も重要な存在ではないかのご指摘と受け止めたところであります。本町においても、「農業が経営として成り立つこと」を前提としながら、経営規模の拡大とともに、それを担う集落営農や農業法人の経営強化を図る一方で、多様な農業経営が存在することが本町農業を振興していくうえで大切なことと考えているところであります。

次に、質問事項2の職員の人事管理に関するご質問であります。1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

平成28年度から32年度までの5年間を対象年度とする三川町定員適正化計画につきましては、本年度が中間年であり、計画に定める平成30年度の職員数は91名となっておりますが、平成29年度に退職した保育士の補充採用ができなかったこともあり、本年度は90名でその対応を図っているところであります。

こうした状況の中において、平成31年度の新採職員については、初級行政職と保育士の欠員補充を図るため、9月から10月にかけて試験を実施しましたが、行政職の内定者が目標に届かなかったことから、追加採用試験を1月から2月にかけて実施し、平成31年度の計画である91名の職員体制については、その確保ができるものと見込んでいるところであります。

定員適正化計画につきましては、平成22年度に策定した三川町行財政改革推進プランに併せ、平成23年度から27年度の5箇年計画として初めて策定し、現在は第2期計画に沿って、効率的な組織運営を推進しているところであり、今後の計画につきましても、行財政改革推進プランの見直しに併せて適切に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の、人事異動に関するご質問であります。本町においては行財政改革推進プランに基づき、毎年度、組織機構や事務事業について不断の見直しを行うとともに、協働のま

ちづくりや人材の育成などに積極的に取り組み、コンパクトな行政展開に努めているところ  
であります。

そのような中で、国の新たな政策の推進や住民ニーズの多様化もあり、行政対応について  
も日々変化させていく必要があることから、職員の人事配置につきましては、各課等におけ  
る政策推進と円滑な行政サービスを基本とする事務事業の展開を図るため、限られた職員数  
で業務量に応じた適材適所の配置を目的として、定期的な人事異動を行ってきたものであり、  
今後ともその対応に努めてまいりたいと考えております。

4点目の、臨時・非常勤職員の現状と会計年度任用職員導入に関するご質問ではありますが、  
2020年4月に施行される改正地方公務員法により、特別職非常勤職員の位置付けが明確  
化されたことに伴い、本町においてこれまで任用してきた特別職非常勤職員としての嘱託職  
員に、月額報酬を支給するという方法が不適切となることから、新制度への移行に向け、本  
年度からその見直しを図っているところであります。

具体的には、庁舎内で勤務する職員を主体に、これまで設置規則等により任用してきた臨  
時職員及び嘱託職員を、一般職非常勤職員として位置付け、日額賃金の月額化や勤務時間の  
見直しにより、新制度への移行が円滑に行い得るものと考えております。

なお、改正地方公務員法の本格施行に向けては、今後、条例整備等の手続きも必要と考え  
られることから、他自治体の動向も勘案しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えて  
おります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 詳しくお答えいただきました。順を追って再質問させていただき  
たいと思います。

平成30年度の農業情勢でありましたけれども、国の米政策の見直しによりまして、主食  
用米の生産数量の目標の配分がなくなることや、米の直接支払交付金7,500円が廃止され  
ることが決定されておりました。数年前から、農業の30年問題として、農業経営には不安を  
感じたまま作付けが始まっておりました。5月後半の高温による土壌還元、6月、分けつ中  
期の低温による莖数不足、8月の豪雨、出穂後の低温及び日照不足により登熟が停滞し、下  
米が多くなり、減収の目立つ結果となりまして、庄内地方において、作況指数は95のやや  
不良となっております。先日、庄内たがわ農協三川支所からいただきました町内の各ライス  
センター、カントリーエレベーターにおける収穫量のまとめによれば、10アール当たりの  
玄米量ですけれども、はえぬきでは493kg、ひとめぼれでは477kg、つや姫には412kgとな  
っておりますけれども、これは、あくまでも町全体の平均でありまして、町内会各地でかなり  
のばらつきが見られております。収穫量の低いところだけ見ても、はえぬきにおいては419  
kg、ひとめぼれで367kg、つや姫において348kgといった町内会もあるようでございました。  
これも町内会の平均ということでありまして、先程あった2割程度の減収というようなこと  
ではありましたが、4割近く減収したような農家もあるようです。度重なる気象要件  
によるものと適切な栽培管理ができなかったことが要因であるかと思っておりますけれども、一方

で、同じ気象条件の中、平年並みの収穫量を得た農家もあったことから、栽培技術による影響も大きかったのではないかと思われ、技術対策のばらつきも感じられたわけでありました。お伺いしますが、みかわアグリメールによる普及課などによる栽培技術や様々な情報を配信できないかと思えますけれども、所見を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問のように、平成30年産米の状況から、気象状況、その他についても、生産の目安の提示というような大きな農政の変更、さらには、米の直接支払交付金というようなものがなくなったと。いろんな影響が絡みまして、今、農家については大幅な所得減ということで、かなり厳しい状況に置かれているということについては認識を統一しております。

そのうえで1点、様々な要因がありますが、その中で技術的な面も影響したのではないかということ踏まえて、アグリメールというのは、県農業技術普及課がその生産等の状況について登録農業者に対して情報提供しているものと認識しておりますが、これを町としても農業者に対して配信できないかというようなご質問かと思えます。今回の状況を踏まえれば、このアグリメール、技術的な情報を速報して伝えながら農業者が対応するという点については有用かと思っております。今現在、数年前まで、実は三川町でもその情報を希望する農業者に対して登録いただいて、そのデータを回すというようなことを行っておりましたが、その後、近年においては、限られた人にしかいかないという判断から、より多くの人に情報を提供しようということで、町のホームページにその情報を都度掲載しまして提供しようというやり方になっております。ただ、これについては、速報になりませんので、そういった面からすれば、アグリメールも有用な面がございます。アグリメールがより多くの人に回るようなことについては、検討してまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 少し認識の違いがあったようでございます。説明不足だったかと思いますが、以前、三川町産業振興課農政係より、みかわアグリメールという情報伝達ツールがありまして、登録した農業者へはメールの形で庄内総合支庁農業技術普及課から出されました「おいしい米づくり情報」といったものが発行されますと、その都度、登録した農業者へ転送されてきたといった経緯があったかと思えます。農業者にとっては、私も含めてですけれども、最新の情報が得られるということで期待していた部分もあったわけですが、最近は届かないということで、どうしたのかなと思ったところでもあります。農業のプロとしては、本来であれば、普及課や農政局の情報に頼ることなく、農家自らの感覚で栽培管理を行うのが本来の姿であるのかと思いますけれども、経営の大規模化によりまして、こまめな管理ができなくなったり、指導役の経験豊富なベテラン農家が高齢化によりリタイアしてなくなったり、農家戸数が減少していきまして、情報交換をする方々がいなくなっているといったことが現状であります。情報の伝達によりまして、安定生産や、この度のような被害の軽減が図られるかなと思うところでもあります。ホームページに技術情報を掲載しているということはありましたけれども、私もホームページを見てみましたが、どこに載って

いるのか分かりませんでした。やはりホームページの掲載ということで、いつ掲載したのかも気づかずに情報の入手が遅れてしまうということも考えられます。メールですと発信にすぐ気づけますし、スマートフォンが普及しておりますので、現場でその内容の確認をして栽培に対応できるというような利点もあるかと思えますけれども、その辺、考え方としていかがかお聞きしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 技術情報の農業者への提供というのは、迅速性も含めて、メールについては有効性があると認識します。先程申し上げたとおり、このメールを発信しているのは県の技術普及課の方でございます。ですので、主体であるそちらの方と、農業者はそういうふうな要望が強いということも伝えながら、より多くの人に伝わるようなものについて検討してまいりたいという考えです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ三川管内で品質向上等、また、収量安定に繋がるものと思えますので、何とかまた情報発信というものに力を入れていただければと思います。

次に、農業所得への影響ということでお伺いいたします。先週ですけれども、3月4日から6日まで、三川町の農業青申会において青色申告がありました。担い手とされる認定農業者が多くいるわけですけれども、やはり減収の影響によりまして、販売金額の減少と直接支払交付金の廃止による雑収入の減少で収入金額が減った方や、天候不順のために、肥料、防除薬剤の散布による経費が増大した方もおりまして、農業所得には大きく影響を及ぼした結果となりました。米の値段というお話も答弁の中にもありましたが、ここ3年の間では米の価格は上昇しておりますが、現在の価格は10年前とほぼ同じ水準でありまして、8年前の大幅な下落がようやく回復してきたと感じるところであります。生産資材が高騰する中、農家所得は上向くことなく推移しております。また、共済組合によりまして、町内においては、211戸の農家に7,500万円ほどの水稻共済金が支払われたということでもありますけれども、例年並みの所得確保は難しく、大型機械の償還や借り入れのある方においては、その返済に苦勞しているというようなお話も伺いました。今後、被害申告を出さなかった方にも特例措置が実施されるということですが、特例措置の場合は、引受収量に出荷規格に換算する係数を掛けたものが基準収量となることから、減収分の補てんとしては厳しいものとされると懸念されており、来年度以降の経営に大きく影響するものと思われます。

今年度の減収対策といたしまして、山形県関係農業団体、町よりは営農資金の融資や利子補給による援助は大変ありがたいと思えます。しかし、資金の借り入れは後年への返済が負担となることが考えられ、特に収入の影響が大きい大規模経営の農家ほど今後の生活や再生産に影響を及ぼすのではないかと危惧されるわけですが、この点についていかがお考えか所見を伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 議員が言われるように、今年産米の状況からして、マイナス要因が重なった結果として、かなり経済的にも厳しい状況にあるということでございます。

町は、その事態が明るみに出た秋、いわゆるこうした農業者に対して支援できないかということで検討した結果、12月の議会においてご提示させていただいた農業経営の安定資金、いわゆるこれからの回転資金等を苦慮される方も含めて、いわゆる農協資金から融資を受けると。その融資に対する利子について町が補てんするというような形での支援を決定したところでございます。昨日の補正でも具体的な数字が出てまいりましたので、その金額についても補正可決いただいたところでございます。実際には統計上の数字を使っておりますが、その利子事業の根本となる部分がどのぐらい減収になっているかと。これは個人個人積み上げではありませんが、2億5,000万円から3億円ほど前年比減というような試算をしております。これに対して、本当に言われるような個々の農家については厳しい状況に置かれておりますが、いかんせん、できることについては、今申し上げた融資を受ける際の利子補給以外に、例えば、所得の補てんに関わるような事業という部分が求められるときがございしますが、そういったものについては、やはり支援の施策としてはできないところでございます。

ですので、今後の部分については、具体的な所得という視点ではなくて、来年度に向けてただ継続的に、前向きに向かえるような状況を考えながら、それについての支援をこれからも考えながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ただいま答弁いただきました再生産の支援というものは、農家にとってもありがたく、大変貴重なものになるかと思いますので、ぜひ有効な支援をお願いしたいと思います。

続きましてですけれども、基幹産業である農業の10年後の姿ということであります。答弁の中には、農業経営基盤強化促進事業というようなお話もありました。この事業、これ以下の質問すべてに当てはめるような事業と思いますので、この件について少しお聞きしたいと思います。

10年後ということでもありますけれども、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構というところが2018年に、2015年に行われました農林業センサスをもとに、各自治体における2025年の地域農業の姿が把握できる地域農業情報というものを公開しております。これによりますと、2020年には生産力より離農による供給農地が増えることによりまして、不耕作地が出るのではないかと推計されております。不耕作地を出さないためにはですけれども、担い手一経営体に期待される経営面積というものが現在の1.7倍ということで、とても現実的な数字には思えないところであります。やはり省力化や規模拡大、また、受け皿となる法人等の整備がなされないと、数年後には耕作できない圃場が出てくるのかなと思うところであります。米価下落への不安感と労力不足などの課題も多いために、経営拡大には踏み切れない農業者も少なくありません。町内の農業、農村、農家の現状を改めて確認する必要があるのではないかと思います。一口に町内の農業と言っても、各町内会、生産組合、生産団体、協同組合など、様々な経営体の団体、それを組織する農家の労働力、設備、資産など、目では見えない情報をまとめて把握し、将来像を描くべきかと考えますけれども、現状把握についてどのようにお考えかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今現在の本町の農業の現状ということで、見方によっては多岐にわたる部分ですが、その中の一つ、経営規模について申し上げます。確かな数字は持っていないんですが、十数年前の記録の中では、10ha以上を経営面積とする農家は数名でございました。しかし、今現在については、37名の方が10ha以上の水田を経営しているという状況です。たぶん、この10年間で急激に農地が担い手と言われる農業者の方に集積しているという状況です。その集積率というのも、1年前は72%と。言えば、町内の水田2,000haのうち77%が今申し上げた担い手と言われる、認定農業者を中心に200名ほどですが、その方々に集まっているという状況ですし、その72%がこの1年間で77%まで上がっております。見た目以上に、想定以上に急激に担い手の方に集積しているという状況があります。現状分析の中で、その部分が集積しているんだなという単にその捉え方だけではなく、視点を変えると、いわゆる経営リスクが個人の経営者に集まっているというような状況が見てとれます。つまり、一例ですが、例えば、3haの農業者が理由があってやめるといった場合について、その3haについては誰かに担ってもらえるという状況は今までもありました。

ところが、今のように10町歩以上の農家の方が健康状況、いろんな理由の中で突然やめるといった場合については、その大きさから受ける人が簡単に見つからないという状況が反面出てきております。したがって、集積は上がって、ある一定方向での評価はできるものの、一方では、リスクが集積しているという状況です。ですので、後程の質問にも繋がりますが、集落営農法人化というのは、その受け皿として必要性が出てくるというふうに捉えております。今言ったのは、経営規模から見る現状の一端でございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 今ありました集落営農、また、法人化という前に、もう一点だけ、現状把握という点で、人・農地プランの見直しというようなことも重要かと思えます。人・農地プランも、5年、10年後に抱えるであろう危機を認識し、町内会で共有するとともに、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確にして、地域の危機への備えについて合意形成することが重要であるということで、自治体に対しまして、人・農地プランの見直しを求める動きがあるようでございます。本来であれば、農業者の自発的な話し合いによる効果的な農業経営の構築というものが目指されていた部分もあろうかと思えますが、やはり農村の中では、そういったことを進めるのは難しいのかなと思われまます。人・農地プランが初めて作られたときも、中心となってまとめていただいたのは行政の職員の方だったかと思えます。今回のこの人・農地プランの見直しといった動きに対してどのような計画、あるとすれば教えていただきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町の10年後の農業の姿の一端を示したのが経営基盤の促進に関わる町の基本構想です。そういった大きな計画のもとに、実行プランの一つとして、今議員のご質問にあった人・農地プランというものがございます。位置付けとしては、その

ように捉えております。実際に農業に携わる人たちが、自身の農業についての将来をどう描くかという部分をまとめたものがこのプランでありまして、将来的には私は農業を継続していくので、やめる方の農地については私が引き受けましょうと。立場を変えれば、将来的にはもうやめることになることについて、自分の農地については、この方に預けましょうと。特定はしませんが、そういう担い手と出し手との間での話し合いのもとで将来を描くプランが人・農地プランと理解しております。三川町の場合、27集落生産組織といたしますか、27プランがございます。それぞれのプランにおいて、関係する農業者が膝を交えてそういった方向性を示すというのが建前になってございますが、実際にはなかなか難しいところが正直ございます。国の方から、こういった様式であなた方自らの将来プランを描きなさいと言われても、やはりそれぞれの農業者の状況がございますので、それを一つの共通の理解のもとにまとめるのは、現実としては難しいところです。理想と現実をはっきり認識したうえで、人・農地プランの有用性については、将来的にお互いの状況を確認しながら、任せる、預かる、そういったものを進めていく土台になるプランと認識していますので、そういう意味では、現実的に難しいところはあるながらも、将来的なことを見据えれば、いわゆる今年度から言葉として表現されていますが、人・農地プランの実質化ということで、中身を入れていこうということで動きを進めてまいります。そういったことも踏まえながら、27プラン、それぞれの状況に応じた内容について、農業者が自らのプランとなるような方向で計画の見直しを徐々に、確実に進めてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 農業者の自発的な話し合いというものが行われてこなかった背景には、やはりこれまでは経営規模を拡大しながら大きくしてきた部分があったかと思います。先程も答弁にありましたとおり、10ha以上の農家が増えているということでありますけれども、これ以上受けられないといったような農家がほとんどではないかと思います。いよいよ、この先を考えたうえで、農村の中で話し合う時期が来ているのかと思いますので、今度は本当に本音で皆話し合えるような時期なのかなと思いますので、ぜひ事業を進めていただければと思います。

そこで、先程の集落営農法人化といった動きに対してですけれども、やはり個人での経営といったものは将来的に継続していくものは難しい現状なのかなと思います。集落や地域で今後の農業をいかに進めていくのかと議論することが必要なときに来ているかと思います。耕作できなくなったときに受け皿となる担い手、農業法人を立ち上げようとする方へ積極的に支援し、担い手確保策を進めるべきかと思います。

そこでですけれども、法人や集落の核となるような人物を育てるべきではないかと思いますが、そういった点について何かお考えはないかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 近い将来を見据えたときに、経営の受け皿になる集落営農ですとか、法人化まで経営の形態を進める農業者が出てくる中で、それを進めるうえで、さらに声を上げて核になる、中心になる農業者がやはり必要かとは思っています。実際には、そう



いった方があって、同調し共鳴する農業者が集まって、そうした次の経営体へのステップを踏むという、実際面から考えても必要かと思えます。そういった方をどういったふうに育てるかというようなご質問でありましたが、育てるまでもなく、そういった方は自分自身の考えを持って出てこられると思えますので、そういった方が動けるような形の中で、町としてできるうえでの支援を求める部分について支援していくというような形で応援してまいりたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 確かに、やろうと思う人は黙っていても出てくるのかもしれませんが、やはり最初の一歩目ということが大事なのかなと思えます。一歩目、踏み出しやすいような仕組みといますか、状況を作っていただければいいのかなと思えます。

スマート農業についてでありますけれども、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴いまして労働力が不足しております。この課題を解決するために、ロボット技術やICT、また、人工知能、AIと呼ばれていますけれども、このような先端技術を活用しまして、省力化や生産物の品質向上を目的としまして、スマート農業を農林水産省も推進していることもありまして、最近ICTを活用した水稻の管理作業効率化や省力化の検証結果が様々な地域で報告されています。自動運転やパソコンを用いた自動化によります省力低コストやセンシング技術によります高品質作物の生産が可能とされておりまして、自動給水栓を用いた水管理システムでは、8割ほどの作業時間の削減が期待されるとされておりまして、地域での環境が違うことから、低コストのモデル事業に取り組むべきではないかと思えますけれども、考えをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 将来の農業に明るい展望を開くという意味でスマート農業という言葉が、実際面を含めて、最近出ております。町長答弁にありましておおり、身近なものであれば、農作業、トラクター、田植え機、そういったものの自動操縦による労力の軽減及びその結果として大規模栽培管理に対応できるという将来の描きです。また、ドローン等で薬剤散布を行うだけでなく、情報データを人工知能として判断し、上空からこの田んぼの一部分が病害虫が発生しているというような確認データのもとに、集中的にピンポイントで除草する。そうした技術は、もうすでに全国各地で実践されておりまして、この米どころ庄内、三川町でも、少なからず、遠からず、そういった技術が入ってくるだろうと認識はしております。

その中で、特に施設園芸についてはかなり先進的な、オランダですとか、もう確立されておる技術がたくさんございますが、一方で、稲作経営については、まだまだそのレベルまではいっていないというような状況かと思えます。ただ、その中でも、今言われた管理に係る先端技術の導入、それから、水・用水等の自動管理等の技術について、ゆくゆく導入されることについて、いわゆるモデル的に向かう考えはないかというようなご質問でございました。県や国でも、それぞれ新たな取り組みとして、全国、もしくは県内各地で数箇所を選んでモデル事業を展開しようと準備をしているようでございます。

ただ、その状況を見ながら、町として今準備しているかと言うと、今現在しておりません。県や国のモデル事業等、その技術の導入状況を見ながら、本町としても必要であるかどうかの判断は、これからしてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 農業というものは三川町にとっても重要な産業でありまして、その中でも、水稻は大きなウエイトを占めています。米を中心に、農家が将来にわたって安心して農業に取り組めるような対策がこれまで以上に必要となっています。少しでも農業をやろうという青年が現れるような支援を今後も考えていただきたいと思います。

次にですけれども、新規の職員募集等の応募と採用状況についてということでお伺いします。先程の答弁でありました、1次募集では充足数に足りなかったということで、2次募集が行われたということでありました。この要因について、どのようなことが考えられるかお伺いしたいわけですが、周知の仕方、求人告知の仕方等には問題がなかったか等も含めましてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 31年度の新規採用職員につきまして、先程町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、1次・2次試験を実施いたしました。これにつきましては、実は昨年度も同様に追加試験を行っておりまして、ただ、その応募状況を見ますと、ここ近年は20名ほどの応募になっておりまして、なかなかその応募者が増えないと。その要因としては、9月に実施する庄内地方3町、遊佐町、庄内町、三川町で作っております庄内地方町村会の統一試験として行っております。そうしますと、併願して受けることができない。あるいは、9月に実施しておりますので、それ以前に市・県・国の試験が行われていると。そういったこともありまして、応募者が少ない状況にありました。そういったことを踏まえまして、求人に関しましては、今年度から、昨年度までは資格試験というような名称を使っておりました。そうしますと、資格試験の場合は採用試験と違いまして、まずは資格を与える試験となりますので、ハローワークの方に募集を出せませんでした。これを、今年度から庄内地方3町で申し合わせといたしまして、その資格という言葉を削ったことで、ハローワークの方にも求人募集をかけることができるようになりました。そういった意味では、これまでの応募者よりは、1次、あるいは追加試験を通して40名ほど今年も去年も確保できておりますので、応募者は全体としては増えております。

ただ、今回も行政職において、町が求めるレベルの職員を採用することができなかったものですから、1次試験の合格者はおりましたが、内定者を出さずに改めて追加試験を実施したところでございます。そういった意味では、一定のレベルを確保するという意味で追加試験を実施したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 求めるレベルには達しなかったというようなことだったかと思えます。やはり地元出身の優秀な人材を職員として採用できるのが一番理想なのかなと思うところでありますけれども、町内に限った求人ではなく、広いエリアでの募集だったのかなと思

います。地元出身の方から職に就いていただければ一番いいかと思うところですが、中学生の職場体験や高校生のボランティアサークルとの関わりは、公務員へ関心を持っていただく機会かと思えます。地域を活性化させたい、そんな役割を持つ地方公務員は、自分が育った地域が好きな人に最適な職業なのかなと思えます。地元からの採用について、どのようなお考えがあるのかお聞きできればと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 地元からの採用ということでございました。基本的には、過去には、三川町においても、住所要件を設定しておりまして、三川町に保護者・本人が住所を有する者ということで行っておりましたが、数年前にその住所要件を撤廃いたしまして、基本的には、どこからでも応募できるような状況になっております。そういった意味では、全国から応募していただくのは他の自治体でもあるようでございますが、そういった面では、やはり地元に着した方が採用されて就業するよりも離職率が高いというようなことも他の自治体ではあるようでございました。本町においては、昨年は残念ながら町内出身者、採用できませんでしたが、基本的には、そういった町内の方から応募していただければ大変ありがたいなと思っております。

中学校の職場体験については、特に保育士の方については人気がありまして、保育園・幼稚園の方に希望者が多くあります。一方、町に対しましては、なかなか手を挙げて行政職の職場体験をしたいという方はいらっしゃらずに、最終的には公民館の方で引き受けたりはしていますけれども、なかなかPR不足と申しますか、行政をどのように生涯の職業として活かしていくのかについては、そういった学校教育中での就業体験、あるいは私どもの方もPRしていく必要があるのかなというふうにも感じているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ地元の中学生職場体験等で、役場職員を目指すような経験を積めることを願うものであります。

もう一点、採用枠の拡大についてお伺いしますが、民間の経験者の採用についてあります。社会人経験者の採用を見込んだもので、年齢を30歳以下としているようであります。私も社会人経験者の採用は非常に有効なものかと思えます。民間企業を経験した高い専門的なスキルを持った専門職員の採用は業務のスムーズさと住民サービスの向上に直結するかと思えますし、業務委託している事業の適正なチェックが望めるかと思えます。また、IターンやUターン希望者の働き口確保策としまして、年齢制限をもう少し上げて対応することが、転入や地元に戻って来やすくなる要因になるかと思えます。定員適正化計画におきましても、優秀な人材の確保策としまして、言ったことを検討するとしておりますけれども、民間企業経験者の採用と年齢制限について考えをお伺いしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 年齢制限に関するご質問でございましたけれども、本町の初級行政職については、30歳以下を条件としております。ここ近年の採用状況、応募状況にも関係するわけでございますけれども、新規卒卒者よりも社会人を経験してきた方の採用が多

い状況にあります。そういった意味では、社会を経験した方から本町の行政に取り組んでいただいているのが現状だというふうには認識しております。

その一方で、保育士においては、なかなか保育士不足ということもございまして、保育士も同様に昨年まで30歳以下ということで条件を付しておりました。追加試験をした際も保育士を募集したのですが、30歳以下という条件もあったせいか、保育士については応募者がゼロでございました。そういったこともございまして、今年度から保育士については35歳以下ということで年齢要件を上げまして設定をいたし、応募者もあり、採用もしたところでございます。

ただ、初級行政職につきましては、先程も申し上げましたとおり、現在の30歳以下でも社会人を経験した方が多く応募されておりますので、現時点では、この年齢を上げる予定はございません。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 35歳に上げたら保育士の応募があったということで、非常に有用なことだったかと思えます。さらに、ベテランということで、即戦力になろうかと思うところであります。

次にですけれども、職員の異動についてお伺いします。異動対象者のモチベーション維持の仕方ということでありまして、役所における人事異動は一般企業の異動とは異なりまして、課から課の異動は転職のような状況にあるかと思えます。少ない職員構成の中で、ほとんどの職員が担当と副担当を多く兼任している状況での異動ですけれども、それまでの業務から断ち切られた不満や引き継ぎや異動先での業務への不安など、ストレスを感じる職員も少なくないそうです。心構えや異動先の勉強をして挑みたい、それまでやってきた業務をきちんと伝えたいといった職員の声もありますけれども、引き継ぎについて、どのように行っているかお伺いしたいと思えます。

また、辞令のみならず、異動の理由と異動先で期待することを伝えることによってモチベーションの低下を防げるかと思えますけれども、本町の取り組み方についてお伺いしたいと思えます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 議員の質問にありまして、私どもの人事異動に関しましては、本当にその職務内容が大きく異なる異動をする場面が多くあります。これまで携わってきた農業から、いきなり建築、建設工事、そういったものをしなければならない。あるいは、法務部門をやらなければいけないということで、ストレスを感じるのは大きいのかなと考えています。

ただ、私どもの方、定員適正化計画で91名ということで、保育士も含めておるわけですが、そういった意味では、それを覚悟して行政職として行っておりますので、自己研修も行っております。そういった対応はできているものと認識しているところでございます。

一方、その引き継ぎに関しましては、今言ったとおり、まるで違う仕事を行うということ

もありますので、正担当、副担当というような形で、町民から聞かれた際に、1人の担当職員がいないがゆえに何も対応できないということのないように、こういった服務制度を行っているわけでございます。これがすべて上手くいっているかということになると、職員への負担が大きいという面が当然あるわけでございます。引き継ぎに関しましては、人事異動、3月の下旬に内示という形を行いましてから、本当に短い間で引き継ぎを行わなければならない。係長以上につきましては、引継書を策定いたしまして、課題となっている点を明らかにして後任に引き継ぐ。後任は、それを翌年度の事業、政策の中で行っていくというような方法をとっております。

ただ、幸いなことに、私どもの方は、広く異動しても、せいぜい三川町公民館への異動でございますので、日々の業務の中で引き継ぎを4月以降もできている状況にあります。そういった意味では、小さいがゆえにできていることなのかなというふうには考えております。

また、異動の理由につきましては、内示の際に課長等を招集いたしまして、その異動の目的、大まかな概要について副町長の方からも説明があり、それを課長が内容として職員にも伝えるような形をとっております。さらには、3年目になりますけれども、人事評価制度がございまして、その人事評価の中で面談を年3回行っております。その中で、その職員が係として強いもの、あるいは弱いもの、そういったものを一次評価書に課長と話し合いをしながら行っております。そういった意味では、例えば、ストレスを感じる前職からの違いを課長と話し合い、あるいは係長と話し合うことで、その軽減がなされている面はあるんだというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） ぜひ職員のモチベーションが下がらないような対策ということでお願いしたいと思います。

農業を基幹産業とする本町の活性化といたしましては農業の持続的な発展と、役場庁舎の活発化と考えまして、この2点について質問させていただきました。好天が続く中、農家では、本年の作付けに向けた準備が始まっておりますし、本庁舎においても、年度末の総括と来年度の準備で多忙な時期となっております。本年の良品質米生産と実りのある職員の充実を目指し、農家にも、職員へも希望の持てる持続的な施策と職員人事に期待しまして、質問を終わらせていただきます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

(午前11時39分)

平成31年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成31年3月13日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
菅原和子健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日      3月13日(水)      午前9時30分開議

日程第 1      一般質問      4名

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

最初に、9番 梅津 博議員、登壇願います。9番 梅津 博議員。

○9番（津 博議員）

- |                                  |   |
|----------------------------------|---|
| <p>1. 子育て交流施設整備事業に関する諸課題について</p> | <p>1. 事業費14億8,600万円は、本町の財政規模からすれば過大であり、財政への悪影響は必至であると認識する。今後の財政運営への影響と対策について伺う。</p> <p>2. 子育て交流施設のライフサイクルコストをどのように捉えているか。また、三川町公共施設等総合管理計画に明記されている、町有資産の保有総量の適正化について遵守されているか。見解を伺う。</p> <p>3. 人口減少社会が今後長期化する予想もある中で、将来における本町の学童保育の需要について、どのように捉えているのか伺う。</p> <p>4. 子育て交流施設の建設によって、公民館ホールが使用できなくなるが、その点について町民や利用者の皆さまに周知徹底されているか伺う。</p> <p>5. 公民館と新たなホールが分離されることで、町民や利用者の皆さまの活動に支障が生じる懸念がある。見解を伺う。</p> <p>6. 公民館の運営において二重性が生じると認識する。効率的な運営は不可能なのではないか。見解を伺う。</p> <p>7. 公民館ホールを役場書庫として使用する計画もあるようだが、公共施設である限り、アスベスト処理並びに耐震化工事が必要と認識する。今後の対応策について伺う。</p> <p>8. 今後整備が予定されている子育て交流施設は、今までの経緯から判断して、合理的でもなく、効率的でもない。今後の人口動態によっては本町にとって負の遺産になる可能性が大であると認識する。事業内容を再考すべきと考えるが、見解を伺う。</p> |
|----------------------------------|---|



平成31年第2回三川町議会定例会におきまして、通告に従い質問いたします。

子育て交流施設整備事業に関する諸課題について質問いたします。

事業費14億8,600万円は、本町の財政規模からすれば過大であり、財政への悪影響は必至であると認識します。今後の財政運営への影響と対策について伺います。

子育て交流施設のライフサイクルコストをどのように捉えているか。また、三川町公共施設等総合管理計画に明記されている、町有資産の保有総量の適正化について遵守されているか。見解を伺います。

人口減少社会が今後長期化する予想もある中で、将来における本町の学童保育の需要について、どのように捉えているのか伺います。

子育て交流施設の建設によって、公民館ホールが使用できなくなりますが、その点について町民や利用者の皆さまに周知徹底されているか伺います。

公民館と新たなホールが分離されることで、町民や利用者の皆さまの活動に支障が生じる懸念がありますが、その点の見解を伺います。

公民館の運営において二重性が生じると認識します。効率的な運営は不可能なのではないでしょうか。見解を伺います。

公民館ホールを役場書庫として使用する計画もあるようですが、公共施設である限り、アスベスト処理並びに耐震化工事が必要と認識します。今後の対応策について伺います。

今後整備が予定されている子育て交流施設は、今までの経緯から判断して、合理的でもなく、効率的でもないと認識します。今後の人口動態によっては、本町にとって負の遺産になる可能性が大であると認識します。事業内容を再考すべきと考えますが、見解を伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 梅津議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、質問事項1の子育て交流施設整備事業に関する諸課題についてのご質問ですが、財政運営への影響と対策につきましては、平成30年6月25日の全員協議会、さらには7月2日の議会臨時会でもご説明申し上げましたように、ふるさと基金等の活用により、後年度の負担を軽減するための財源確保に努めることとしていたところであります。

このような中、このたび国の2次補正予算における地方創生拠点整備交付金制度において本事業が採択され、事業申請額の1/2が補助されることとなったことから、補助残額の財源について調整しているところであります。

いずれにいたしましても、町債残高の一時的な増加を見込むことになるころではあります。計画的な償還に努め、健全な財政運営の堅持に向けて、その取り組みを進めてまいりたいと考えております。

2点目のライフサイクルコスト、及び三川町公共施設等総合管理計画についてですが、ライフサイクルコストの定義としては、建物の場合にあつては、企画・設計から建築工事、運営管理、修繕等を経て、耐用年数の経過により解体処分されるまでを建物の生涯として定義し、その期間に要する費用を指し示す言葉として捉えているところであります。

この考え方は、三川町公共施設等総合管理計画においては、「トータルコストの縮減」という表現を用いて、施設の長寿命化による経費の縮減、維持管理費等の縮減を基本方針として掲げているものであり、子育て交流施設についてもその方針にのっとり計画しているところでもあります。

三川町公共施設等総合管理計画における町有資産の総保有量の適正化につきましては、その基本方針において、「現在計画されているもの、町民生活の安全や安心に関係するインフラ施設を除き、原則として公共施設等は新設しない」さらに、「公共施設等の複合化、集約化または用途変更等によって総量を抑制する」こととしておりますが、子育て交流施設につきましては、公共施設の複合化、集約化を目的とした施設として、現に計画していたものであり、その内容も計画に沿ったものであると考えております。

3点目の、将来における本町の学童保育の需要に関するご質問につきましては、日本の将来人口は減少と推計されておりますが、本町においては、これまでの子育て施策や民間の住宅地開発の誘導等により、近年においては、出生数の減少に一定の歯止めがかかった状況であると認識いたしているところでもあります。こうした状況のもと、子育て世代の就労・勤務形態の多様化や核家族化を勘案しますと、学童保育所の利用者数につきましては、当面、大きく減少することはないものと捉えているところでもあります。

4点目、5点目及び7点目の三川町公民館多目的ホールの今後の使用に関するご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在進めております子育て交流施設整備事業は、平成32年に完了する予定であり、施設の完成後は多目的ホールの使用を中止する予定であります。このことについては、これまで事業を進める中において、耐震強度不足による安全確保のためであることを、議会及び町民の皆様にも説明してきたところではありますが、具体的な中止時期や利用形態の変更等につきましては、今後、改めてお知らせしていくとともに、ご理解をお願いしていきたいと考えているところでもあります。

また、使用中止後の多目的ホールの活用につきましては、不特定多数の方が使用する利用形態をとらないことから、耐震補強やアスベスト対策については、現時点では考えていないところでもあります。

6点目の公民館の運営に関するご質問であります。新たな施設を管理運営するとともに、三川町公民館の会議室等の貸館業務と図書室機能は残るところではありますが、その経費につきましては、極力抑制すべく、子育て交流施設の管理運営方法と併せて検討しているところでもあります。

8点目の子育て交流施設の事業内容を再考すべきというご質問であります。本事業は、町民要望に基づき町の重要事業として取り組んできたところであり、議会においても事業の必要性を説明し、承認を得ながら推進してきたものであります。また、将来の人口減少に歯止めをかけるという狙いも併せ持つ複合施設であることから、町の拠点施設として、今後さらに、重要性が増すものと捉えているものであり、事業内容の再考は考えていないところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） まず私が申し上げた事業費14億8,600万円、過大であるという私の認識ですが、町の方ではどのように認識しているのか。本町の実力とも言うべき財政力指数0.39、これが直近の数字と私は捉えています。また、基準財政需要額については、22億円程度というような数字を私は捉えています。そういった町の財政力の中で、この14億8,600万円というものは、私は非常に過大だと思いますけれども、その認識はどのようにお持ちでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま議員から財政規模に対するこの事業の割合と申しますか、必要性というような質問でございました。財政力指数、あるいは基準財政需要額、そういったものから見たときに、今は単年度の考え方でございました。これについては、この施設そのものは、これから後年度にわたり、ずっと続くものでございますので、単年度だけの財政力指数をもって図ることはできないのかなと考えております。

町長の答弁にもありましたとおり、今後の三川町を進めていくうえで必要な施設である。そのためには、その財政を基本的には堅持しながら、必要な財源を確保するというのが私どもの努めだと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 答弁には今回、国からの第2次補正の中で、地方創生拠点整備交付金について内示があったという報告がありました。その内示の金額を除いた額。今まで途中取得と、あるいは造成等、すでに使っている金額もありますが、私の計算では、交付金の残り分は8億7,364万円という金額です。先程の答弁では、この財源について調整中というお話です。具体的に基金繰入、起債、この二つのうちどちらか。あるいは、これを組み合わせるといふ形になるかと思っております。現時点でどのような考えをお持ちか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程の町長答弁にもありましたとおり、補助残の財源調整、6億円をどのようにするかということでは、基本的に今回は補助金の補助残について交付税算入のある起債ができますので、その起債を基本的に考えていくものでございます。ただ、これまでもふるさと基金、三川町に対するふるさと応援寄附という形で行っておりますので、これをどのように組み合わせていくのが一番効率的であるのか、あるいは、財政的に有利であるのかをただいま調査しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） どちらにしても将来の負担というものになっていくのだろうと。将来負担比率という財政指標がありますが、明日から予算審査はありますが、平成31年度末での試算。これは当然、事業を計画する段階で将来的な負担というものを計算しているはずですので、平成29年段階では、将来負担比率117.2と県内でも3番目に高い数字ですが、平成31年度末の段階での試算については、どのように行っていますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいまの質問につきましては、先程の質問とも関連があるわけですが、起債をどの程度起こすのか。あるいは、基金をどの程度とりくずすのか。そういったところが大きいと考えております。これまで試算をしていたところではありますが、それはあくまでもすでに示した財源構成での起債額、あるいはふるさと基金のとりくずし額、それを基に行っておりました。その段階では160ポイントほどになると見込んでいたのですが、今回6億円の補助金がありましたので、これよりもさらに下がっていくというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 160という試算、交付金の内示があるまではこのような数字で試算されていたという説明だったと思います。確かに若干下がりますが、117から20ポイント近く上がっていく可能性が私は大きいのかなと思います。これと併せまして、間近に迫った鶴岡市との関係のごみ処理にかかわる費用の大幅な増額。こういうものもあるわけですが、当然、今後は経常的な経費が、財政運営上で非常に負担になっていくと。財政運営というものが格段に厳しくなると認識します。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 廃棄物処理の委託料につきましては、現在鶴岡市とその金額について、鶴岡市の方が精査をしているとお伺いしております。ですので、どの程度になるのか、私ども財政担当の方にもその話はまだ来ておりませんので、仮定での話になるかと思いますが、基本的には、この廃棄物処理事業を鶴岡市が行っていることはすでに承知しているわけですので。そうしたうえで今回の事業計画を立てておりますので、今後とも財政運営については、そうした観点を踏まえながら計画をしまいたいと考えています。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 鶴岡市との協議の詰めはこれからのようでございますが、ごみ焼却施設の事業費等から割り返していきますと、本町にとっては相当大きな金額になるというふうに私は予想しております。自主財源は年々増額していますが、その分、地方交付税は減っているということで、基本的な財政の中で、消防もそうですが、基本的な支出、経常的な支出というものが、その比率を今後格段に高めていくということは間違いないと思っております。

今回の2次補正の地方創生拠点整備交付金について、先日に説明がありましたが非常に私は驚いて、お聞きした後はそういった感想であります。町長にも伺いたいのですが、今回の地方創生拠点整備交付金、本来であればこういった事業に関しては、通常の事業採択要件からすれば、たぶん事業の課題性、それから将来的な利用というものに関しても、人口減少という国の立場の中では採択不可能な内容だったのではないかと私は考えました。ただ、2次補正という特別なこともありながら、あるいは、申し込み件数の少なさというものもありながら採択に至ったのかなと、私はそういうふうに思っております。

また、もう一方ですが、タイミングの妙といいますか、この事案に関しては、昨年3月

議会において減額修正ということで、議会が一時ストップした経緯があります。7月にまた復活という形でこの事業が進んだわけですが、そういった4ヵ月ぐらいのタイムラグがあったおかげで、今回の2次補正に巡り合ったといいますか、そういった経緯が私はあるのかと思います。非常にラッキーな面が多かったのかなと率直に私はそう思ったのですが、町長の感想はいかがでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 現在国が進めております地方創生という部分については、今年度で3年目ということで、国も今までは地方創生のためのというようなことで、いろいろな施策を講じてきたわけでありまして。当時は全国の都道府県、各市町村も非常にハードルが高いというようなことから、この申請件数が減少していたというような経過があったわけでありまして。そういうことから、やはり全国の都道府県、各市町村が地方版の総合戦略を策定し、何とかこの人口減少、少子高齢化に対応するというようなことで、独自の政策の計画を策定いたしましたわけでありまして。本町においてもMターン戦略というようなことで、これは単なる計画づくりではなくて、やはりKPI、まさにその計画にいかにかこの実現性ということ、それぞれの自治体の施策の中で進めるかということが、やはり国からも期待されたという経緯があるわけでありまして。

こうした中で本町においては、梅津議員が言われるように、非常に議会からの修正という部分に関してのタイムラグというのは、これは本町にとっては大変よかったというふうに私は認識いたしております。このようなことから、今回の採択ということからすれば、やはりオール三川で、国からのこのような交付金が受けられることになったということからすれば、やはり将来的にこの課題についてきちんと、その対応ができるものというようなことで、内閣府の判断があったというふうに認識をいたしているところであります。

そのようなことも踏まえ、本町においては、これからがむしろ、国の地方創生についての、いかなれば成果というものに対しての、やはり確実な結果を求められているというようなことから、今後さらなる人口減少、そして、少子化の進行をいかに抑えるかということについての重点施策をこれからも積極的な事業展開を行いながら、このMターン戦略の確実な進捗を図ってまいりたいと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） タイムラグがよかったという町長の感想もありました。中国の例えに「人間万事塞翁が馬」というようなこともあるわけですが、まさにそういった感が私は強くしております。ただ、「禍福は糾える縄の如し」というような例えもあります。背中を見ると災いを背負っていたというようなこともありますので、今後も先程町長がおっしゃっていたとおり、最終的な目標に向かって着実に歩みを進めるべきと思うところであります。

次に、ライフサイクルコストについて伺いたいと思います。

いろいろな捉え方がありまして、一概にその数字に出せない部分があるわけですが、この子育て交流施設に関しては、三川町の公共施設の中で言えば、公民館と同じような性格

を持つ建物であろうと私は考えております。現状、三川町公民館の面積としては、延べ床面積としては1,608平米ぐらいで、人件費を含まない、要するに基本的な運用、水道光熱費、それから保全関係で1,072万円がかかっているということからすれば、最低限それはかかるのだらうと。今回の施設が2,419平米ぐらいですので、割り返しますと、単純に1,622万円がかかると。ただ、今の施設の建物を概要で見ますと、空間的には今の公民館よりは大きいと思います。あるいは、電気料が最近値上げしているということからすれば、水道光熱費の関係で割高になる可能性は大きいだらうと。例えば、年間2,000万円の基本的な経費がかかるとしても、60年という年数を見るのかどうか。その辺も確認したいのですが、12億円程度の建物が存在する、あるいは運用するだけでそれぐらいかかると。そのうえ15年から20年に一度の割合では、小規模、大規模修繕等がかかってくるのかなと。

一般に言われているライフサイクルコストに関して言えば、建設費の3倍から4倍というようなことが言われております。当然、当初の建築費を除けば2倍から3倍という数字になっていきますが、2倍にしても29億円、3倍だと44億円、60年で割りますと2倍の場合は年間5,000万円弱、3倍の場合は年間7,400万円と、平均してかかっていくと。そういった数字をやはり町の公共施設等総合管理計画の中に織り込むか、織り込まないかで今後の町の財政運営には大きくかわりが出てくるのかなと思います。

今の段階で計画は進めているということですが、数値的なものの捉え方、現段階でどのように行っていますでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） ただいまご質問がありましたライフサイクルコストの関係であります。議員がただいま申し上げたように、このライフサイクルコストという観点では、初期建設費のみならず、ランニングコスト、それから解体まで含めた総トータルの考え方でありまして、先程議員も申しておりましたが、初期の建設費用の3倍から4倍という見方が一般的であり、そういった認識は私も持ち合わせております。

具体的な数字ということでありましたが、設計の段階でここまでの具体的な積算等は行っておりませんが、内部的な資料として、国及び他の自治体等の事例を参考に、内部資料として概算を出しているものはあります。それによりますと、初期の建設費の3倍ほどがライフサイクルコストということになってこようかと思われまます。また、その中で一番大きいものとして、やはりランニングコストの部分が一番大きいというふうに一般的に言われております。

先程、電気料のお話もされました。先日の補正予算でも町の体育施設の電気料が上がっているため、補正予算ということで予算計上させていただきましたが、こういった電気料等については、社会情勢等により上がり下がりというのがやはり出てきます。そういったことを念頭に入れますと、一概に今後この光熱水費の部分が増加傾向にあるとは言えないのかなと思います。また、現在の農村センターの設備に関しては、経過年数が相当経っておりますので、そういった面では、エネルギー効率が落ちている状況にあります。今後新しく建てます子育て交流施設におきましては、近年、各メーカーでもこういったエネルギー効率を考えた

設備を多く開発しておりまして、現時点での設備を導入しますので、逆にエネルギー消費率という部分では、以前のものより大きく下がるといいますか、効果が見られるものというふうに認識しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 細かく分析されているという感じがします。ただ、今の答弁の中で、建設費の3倍という捉え方に関しては私も同じ考えですが、ランニングコストにおいては、確かに電気料に関して申し上げましたが、長いスパンで見ますと、逆に水道料の方が私はネックになってくるのではないかと。水道というインフラに関して、あるいは、下水道というものも含めてですが、将来の負担は非常に大きなものがあるのだろうと。水道料に関してはどのような年数を経過してかは分かりませんが、将来は値上がりという方向にいかざるを得ないのではないかなと思います。その点は検討されていなかったのか。確認の意味で伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 具体的に水道というところまでは、値上りを想定してのライフサイクルコストの試算というところまでは行っておりませんでした。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 実際にどのような推移になっていくのか分かりませんが、たぶん水道というものが将来町にとっても大きな課題になってくるのではないかと私は捉えています。今、コストの面で出ましたが、町全体の所有資産の保有総量の適正化という問題であります。答弁の中では、今の子育て施設は現状の子育て支援センター、あるいは学童保育の施設、それから町民ホールを合わせたもので、振り替えされるべきものだというふうな話ですが、私はそういう認識ではなくて、やはり今までの三つのものより、さらに資産としては大きくなっていると思います。今出たライフサイクルコストもそうですし、設備としては大きくなっているのかなと。

そういった意味では、先程答弁に出ましたが、平成28年12月に生まれた三川町公共施設等総合管理計画。目的は先程もおっしゃいましたが、必要とされる規模や量については縮小するという予想の中で、なるべく資産を増やさない。あるいは、統合していく、縮小していくという方向が、その当時は示されていたと私は認識します。今回は縮小ではなく、拡大という方向に私は向かっていると思いますが、その時点からの考え方、今までの経緯の中でどのように変わってきたのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 三川町公共施設等総合管理計画におきまして、ただいま総保有量の縮小という話もございましたが、基本的には総保有量の適正化を目指した計画というふうに私どもは捉えております。その中では、先程の町長の答弁にもありましたとおり、公共施設等の複合化、集約化、こういったものを目的として、この計画を策定している時点で、すでに名称としては「地域交流子育て支援施設整備」ということで進めておりましたが、その当時は、地域交流の方を主観とした施設でございましたが、その後に様々な検討を経て、現在の「子育て交流施設」というふうになっているものでございます。

一つひとつの面積を捉えれば拡大というようなお話もございますが、それは今後の利用形態等を考慮して、必要最低限の面積としたいということもございましたので、結果的に、面積そのものは増えておりますが、この施設を有効に活用していくためには必要な面積だというふうに捉えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 利用が今よりもどんどん増えていくんだというような答弁だったと思いますが、人口減少社会というものが日本全国津々浦々に広がっているわけでありまして。答弁の中では、三川町の現状は横ばいというようなお話がございました。ただ、昨年1月頃から今年1月頃までの人数を見ますと、住民台帳においては60人程度減っているのかなと私は感じています。通常1万人当たり100人ずつ減るとするのが日本の今の現状のようですが、三川町でいえば90人ぐらい減っている1年間だったと私は思っております。

それと併せて、人口の見直し、あるいは見直しというものを、先程から出ていますMターン戦略、これは平成27年10月に出されています。それから、その後、先程から出ています公共施設等総合管理計画、これは平成28年12月です。その中でも将来の人口について国立社会保障・人口問題研究所の数字が一番将来の部分まで出しているものですから、その数字を引用していますが、例えば2035年、これから16年後においては6,000人を切るだろうというような数字が出ております。これより若干、先程から出ています本町の努力によって、上振れはしていくのかと思っておりますが、その中でも年少人口に関していえば10%程度ということで、どんどん減っていく予想が出ております。これは一致しないといえますか、予想をしているようですが、この数字というものに関して、今は国会でも統計の問題が出ていますが、自分たちの都合のいい数字を利用するということではまずいのかなと。現実を直視する必要があると思っております。

さらに申し上げれば、この施設を60年使うというのが基本かと思っております。60年というスパン、その中で人口動態を検討すべきではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 国の人口推計としては、やはり全国的には減少傾向であるという認識は私たちも持っております。そうした中で、三川町の子育て支援政策により、幸いなことに民間の住宅開発が入ってきて、それに伴い子育て世代、若者世代の人口も、他の市町村に比べれば割合が高まっていると。そういったことから、子どもの出生数自体も近年ではそれほど減少せずに推移しているという状況であろうかと分析しております。

確かに議員が先程おっしゃったように、この施設自体は鉄筋コンクリート造りでありますので、対応年数としては60年ということで考えております。その60年先まで見越した人口については、やはり国のその人口推移をある程度参考にせざるを得ないのかなというふうには思います。そういった中で、やはり町としての人口減少対策ということで、この施設が今後の三川町の人口減少にある程度歯止めをかける、または子どもの出生数をある程度維持、増加させる施策ということで、私たちは認識しているところであります。



○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） せっかく子どもたち、あるいは親御さんのために建てる施設なので、将来の子どもたちの負の遺産になってはまずいと私は思っております。そういった意味で今回の質問になっています。

次に進みますが、周知徹底等についての質問であります。

昨年の4月の臨時議会で我々が出しました附帯決議の中で、今回の子育て交流施設、それから、同時に進んでいました桜木地区の住環境整備事業につきまして、今までの経緯なり内容を詳らかに町民の方々にお知らせする、周知徹底するといった約束事がありました。残念ながら桜木地区に関しては、ほとんど情報が提供されていない。それから、当施設に関して、広報等で記事が出ましたが、先程答弁がありましてとおり、現公民館ホールの使用中止というものについては、あまり町民の方々には内容を知らないと思っております。一番使用している、頻度が高い高齢者の方々、老人クラブ連合会の役員の方々もご存知なかったということでありまして、この老人クラブ連合会の方々には福祉センターとホールを有機的に使っているということ、あるいは、同じように調理室とホールを同時に利用している民間の方々には、商品の展示会等を行っておるようです。そういったお客さまに対してもお知らせをしているのかしていないのか。その辺を伺いたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） この子育て交流施設の建設に伴いまして、公民館ホールの使用中止と申しますか、もともとは公民館ホールの耐震強度不足のために、利用者の安全確保という観点から使用を中止するというものであります。これらの周知という部分でありました。議員ご発言のとおり、町のホームページにこれまでの経緯を載せてきておりますが、その中でも公民館ホールの老朽化と耐震性の低さということから、それを解消するために施設整備をするという表現で、これまで広報で、平成29年と平成31年の2回お知らせはしておりますが、具体的に中止をいつからするかなど、そういった部分の周知は確かにしてきませんでした。ですから、今後は具体的な中止の時期を精査しながら、町民の皆さまには改めて中止の部分について、周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、利用形態の変更、特に今のご質問の中では調理室とホールというような話が出ました。現在の三川町公民館であります。直近の利用実績、平成29年度の事業報告によりますが、年間1,325件。延べ人数で申しますと2万8,759人という利用者がおりました。このうち、ホールにつきましては320件ほど、人数に申しますと1万2,000人ほどになります。一方、調理室であります。年間で100件ほど、人数に申しますと1,600人ほどというような部分になります。確かにこの調理室と公民館ホールの利用関係であります。確かにそういった調理室とホールを同時に利用している団体なりはいると認識しておりますが、件数に申しますと、他の一般的な利用から見ますとまだ少なかったというふうに現場の方では認識しているところでもあります。その部分については、確かに利用について若干不便が生じるというふうには感じておりますが、その部分につきましては、今後周知を図りながら、住民の皆さまから理解をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ぜひ、周知徹底していただきたいと思います。

それから、アスベスト処理関係です。先程の答弁では考えていないということでしたが、使わないにしても、例えば大きな地震等の災害があつて、建物が崩れてアスベストが飛散するといったことを防止するために、こういった処置は必要なのではないかと私は考えていますが、検討する必要があるのではないのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 町長の答弁でも申していますように、不特定多数の利用を考えていないことから、アスベストの処理、及びそういった解体という部分までは考えていないところでありました。ただ、議員が今言われたように、災害で壊れる可能性があるという部分につきましては、確かにそういった可能性はあるとは思いますが、具体的に解体処理及びアスベスト処理という部分、または公民館ホールの耐震補強的な部分については、現時点では考えを持ち合わせておりません。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 使うにしろ使わないにしろ、最終的に解体するにしろ、これは行政の責任としてやらなければならないことだと私は考えています。

次に最後の方になりますが、この計画は見直さないということでした。平成31年度の施政方針に触れますが、「効率的な行政運営の推進」、それから「持続可能な行政基盤の確立」ということで、町長が施政方針を表明いたしました。町長に伺いますが、人口減少は長いスパンで見れば進展すると私は思っています。そういった中で、このように大きなインフラの投資。これは、表明にあつた「効率的な行政運営の推進」、それから「持続可能な財政基盤の確立」とはまったく逆行する正反対の行為ではないかと私は思うのですが、その点についてどのように見解をお持ちでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 現状における町の課題という部分については、やはり今までの経緯というものがあるわけでありまして。私が就任した平成15年においては、町の町債残高は67億円でした。その後、町の担当者が行財政改革を進めなければ政策的な様々な事業にも取り組めないというようなことの中で、しっかりと行財政基盤を構築していただいたというふうに認識しております。そのような中において、当時のいろり火の里の整備というのは、23億円ぐらいの事業でありました。今回の子育て交流施設も、やはり今の町の大きな課題の人口減少、そして少子化の進行ということに、いかに歯止めをかけるかという支援策の一環というようなことでもあります。

このような中で、これからもこの小さな町がコンパクトで効率的な町政運営を行うということからいたしますと、国立人口問題研究所がシミュレーションした、2040年というような予測に対して、この大きな課題を全国の都道府県、あるいは市町村で共通認識しなければならないというような状況でありました。そのようなことから、人口減少というものが進んだ段階においては、どんどん加速するというようなことから、国が地方からも自らこの地方創

生に取り組んでいただきたいというようなことから、地方版の総合戦略が策定されてまいりました。私は何もしなければそのような状況になるというのは、全国のどの自治体でも共通認識をしているわけでありますので、その中でどのような施策を講じていくかというのが、それぞれの自治体のこれからの施策というものになっていくものと認識をいたしております。

このようなことから本町においては、今それぞれの部署で、きちんとした将来設計、そして、行財政基盤というものを確立しながら進めるというようなことであります。その点については、議会からあらゆる段階において同意を得ながら事業を進めるということでありますので、これは町がどう考えるかという部分もあるわけでありますが、当然議会と一緒にあって、これからの町の政策課題の解決に向けて取り組ませていただきたいと、このように思っているところであります。

また、これからの国と地方という部分については、国の予算が100兆円を超える中において、この予算の中における国債の比率がやはり固定的だと。しかしながら、地方財政は非常に改善をしているというような見方も一面にはあります。しかしながら、総務省においては、この地方の財政状況については、将来的にわたって災害等の特別な状況になれば、それぞれの基金、あるいはその予算執行の中においては大きな負担になるというような予測の中からは、地方はわりとこの改善をされて、一面においては、地方が裕福だというような表現もされつつあります。しかしながら、そういった面においては、国の財務省、総務省においてはその認識はないというようなことでもありますので、そういった点については、やはり町の特に財政4指標などは県全体でも改善されています。しかし、本町においては、将来負担比率においては、まだ市町村においては上位の方にあるわけであります。そういった部分においては、確実なこの財政指標等に基づいたこれからの財政運営、そして、的確な町民ニーズにいかに対応していくかということを、議会とともにこれからの町政運営にあたっていきたいと考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） それぞれ全国の自治体はいろんな手法で人口減少対策を行ってあります。裏から見れば、減少対策というよりは、人口の奪い合い対策ということだと思います。日本全国で同じパイの中で、いかに人口を奪い合うかというような施策を永遠と展開している状態かと思えます。

先程から出ていますが人口ビジョンということで、Mターン戦略の中では、人口減少の最大の要因というものを、若者の町外流出というものに捉えていますが、私は最大の要因というものは違うのではないかと。要するに、農家、農業の弱体化によって、農村の地域というものが変貌してきた。それが一番の原因ではないかと思っております。これは全国的な状態、同じ要因であろうと思えます。残念ながら現在の国の政策においては、これを解決するための政策はないということでありますので、こういった因子によって人口がどんどん減っていると。今の段階では回復する見込みは当面ないのではないかと思っております。私はそういった観点を持っております。

これを前提にしますと、先程来出していますが、60年という長いスパンでこの施設を使

うということからすれば、将来的な利用を考えたときに、本当に必要な建物なのかという思いを持っているわけでございます。それが杞憂に終われば大変ありがたいことではありますが、将来に禍根を残すようなことについては、我々も含めて当局も含めて考え直すべきということ、を、再び、あるいは三度指摘しまして、質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、9番 梅津 博議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時27分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、4番 佐久間千佳議員登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 子育て環境の充実について   | 1. 平成31年度におけるみかわ幼稚園・保育園の入園予定者数と今後の見通しを伺います。<br><br>2. 保育ニーズの高まりや、職員の増加により、保育室、職員室等が狭隘になっていると思われま。現状をどのように捉えているのか。また、今後の対応を伺います。<br><br>3. 学童保育のニーズも年々高まる中、職員体制が整わず来年度は整うまで一部利用者に待機者が出てくるものと思われま。少しでも保育に専念できるよう労務管理等の事務の一部でも町で負担できないか伺います。 |
| 2. 三川町定員適正化計画について | 1. 平成32年度までの三川町定員適正化計画において、職員数は91人となっています。保育士の増加や、建設予定の子育て交流施設の職員体制はどのように計画に影響するのか。また、計画の見直しは行われるのか伺います。<br><br>2. 現在、一般職員の時間外労働時間等の勤務実態はどのようになっているのか。また、職員の働き方改革の一環として、行政事務の自動化を担う「RPA」の導入の検討をするべきと考えますが、働き方改革と併せて本町の対応を伺います。            |
| 3. 農業振興策について      | 1. 水稻に対する振興カウントが例年通りの配分で示されています。カウントに対する考え方と今後の見直しを伺います。  |

2. 農業においても、作業の省力化、効率化が図られています  
が、同時に人手不足も進行しております。それらの課題を改  
善すべく I C T化を後押しする政策が重要と考えます。所見  
を伺います。

平成31年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目、子育て環境の充実について。

平成31年度におけるみかわ幼稚園・保育園の入園予定者数と今後の見通しを伺います。

保育ニーズの高まりや、職員の増加により、保育室、職員室等が狭隘になっていると思われ  
れます。現状をどのように捉えているのか。また、今後の対応を伺います。

学童保育のニーズも年々高まる中、職員体制が整わず来年度は整うまで一部利用者に待機  
者が出てくるものと思われれます。少しでも保育に専念できるよう労務管理等の事務の一部で  
も町で負担できないか伺います。

二つ目、三川町定員適正化計画について。

平成32年度までの三川町定員適正化計画において、職員数は91人となっています。保  
育士の増加や、建設予定の子育て交流施設の職員体制はどのように計画に影響するのか。ま  
た、計画の見直しは行われるのか伺います。

現在、一般職員の時間外労働時間等の勤務実態はどのようになっているのか。また、職員  
の働き方改革の一環として、行政事務の自動化を担う「RPA」の導入の検討をするべきと  
考えますが、働き方改革と併せて本町の対応を伺います。

三つ目、農業振興策について。

水稻に対する振興カウントが例年どおりの配分で示されています。カウントに対する考え  
方と今後の見直しを伺います。

農業においても、作業の省力化、効率化が図られています、同時に人手不足も進行して  
おります。それらの課題を改善すべく I C T化を後押しする政策が重要と考えます。所見を  
伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議 長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項1の子育て環境の充実に関するご質問であります、1点目と2点目は関連があ  
りますので一括してご答弁申し上げます。

平成31年度のみかわ保育園、及び幼稚園の入園予定者数は、保育園では、0から2歳児  
までの未満児が93名、3歳児が52名の合計145名であります。一方、幼稚園は、4歳児  
が52名、5歳児が53名の合計105名となっており、前年度に比べ入園児数が増加してい  
るところであります。

今後の見通しにつきましても、近年の住宅地開発や民間アパートの建設などによる転入者

の増と、子育て世代の就労・勤務形態の多様化や核家族化による未満児保育の増加が予想されるところであり、入園児数は、増加の傾向にあるものと予測しているところでもあります。

こうした状況から、保育室の不足が懸念されるため、その対策として、一時保育室を普通保育室に改修する工事を現在進めているところでもあります。

なお、職員室が狭隘になっているという状況につきましては、当面、職員用の机の一部を共有使用することで対応しているところでもあります。

3点目の、学童保育運営に係る事務に関するご質問についてであります。町といたしましては、みかわ学童保育所運営協議会に対しまして、人件費を含む運営費に対する補助金を交付する形で支援しているところであり、事務職員に係る経費についても交付対象としておりますので、まずは、運営協議会において必要な職員を確保していただきたいと考えております。

次に、質問事項2の定員適正化計画に関するご質問であります。1点目の職員数につきましては、平成32年度までの計画職員数は91名であります。平成29年度に退職した保育士の補充採用ができなかったこともあり、本年度は90名でその対応を図っております。

また、平成31年度の職員数につきましては、保育士の補充も含め、91名の職員体制を確保できるものと見込んでいるところでもあります。

建設を進めております子育て交流施設の管理運営体制につきましては、現在その対応について検討しているところでもあります。2020年春の開所に向けて適切な対応を図るとともに、職員につきましては、定員適正化計画における定員管理の基本的な考え方にに基づき、行政分野での町民に対する円滑な行政サービスの提供を基本として、一般行政部門の職員数の確保に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、時間外労働時間等の勤務実態と働き方改革に関するご質問であります。事務部門の職員については、部署により違いはあるものの、総体的な時間外勤務の時間や時間外手当の支給額は減少している傾向にあります。保育部門の職員の時間外勤務については、早朝・延長保育の利用者増などにより増加している状況にあります。

こうした中で、国においては、労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する、働き方改革を総合的に推進するための法改正が行われ、本定例会に上程している職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正においても、職員の健康管理を目的として、長時間の残業規制を定めることとしております。

また、質問にありました「RPA」ロボテック・プロセス・オートメーションの導入は、「働き方改革」や「ホワイトカラーの生産性向上」といった課題を、現実的かつ短期的に解決できる具体的手法として関心を集めているものであり、京都府やつくば市などの自治体において、導入効果の検証が進められていると認識しているところでもあります。

RPAによる業務改善については、システムの進展に大きな期待を寄せているところではありますが、規模の小さな自治体では費用対効果が少ないという事例もあり、投資効果も勘案しながら、他自治体の導入結果を注視してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の農業振興策について、1点目の水稻に対する振興カウムの考え方と

今後の見通しに関するご質問であります。ご承知のとおり、振興カウントは、主食用米の需給調整で用いている調整項目のひとつであり、基本的には、一般栽培と有機栽培や直播栽培、特別栽培との収量差等を考慮して設定されてきたところであり、現在、本町においては、有機栽培や直播栽培、特別栽培を“こだわりの米づくり”の振興策のひとつとして、「振興カウント」を三川町農業再生協議会において設定しているところであり、このカウントの考え方については、農業者の意見もお聞きしながら、毎年度、検討されているところであり、今後におきましても、適宜、判断すべきものと考えているところであり、

2点目の、農業におけるICT化に関するご質問であります。最先端技術を活用した「スマート農業」については、例えば、施設園芸での温度・湿度・照度、土壌養分の自動管理や制御、水田圃場でのトラクター等生産機械の自動操縦やドローンによる肥料や農薬散布など、日本各地で実践されており、遠からず、本地域においても導入されていくものと考えているところであり、

本町におきましては、スマート農業に繋がる先進技術等の導入や活用について、「瑞穂の郷づくり事業」や「農産所得拡大支援事業」等により、今後とも、農業者の積極的な先進技術の導入と経営強化を支援してまいりたいと考えています。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、順を追って再質問させていただきます。

先日、みかわ幼稚園・保育園にお邪魔した際も、たくさんの園児たちが元気よく遊び回っていたわけです。これは町長や町当局が推進してきた今までの子育て支援施策というものが実を結んでいるのだなというふうにも実感してきたところであり、同時に、やはり開所当時の園児推移予測であったり、施設自体は平成13年に建設しているわけですが、運用の許容範囲と申しますか、途中で増設はしているものの、そういった許容範囲に乖離が生じているのではないかと申します。ある意味賑わっていたというような状況でした。

先程来同僚議員から一般質問もありますけれども、人口ビジョンということで減少傾向にある中において、本町によっては児童数が留まっていると申しますか、微増しているような状態ではないかと。また、ニーズも変化してきているわけであり、そういったことも踏まえて、まずは今後の児童数と申しますか、そういった推移。また、保育園・幼稚園の受け入れ対応というところの見通し。3年スパンであったり10年スパンであったりというところが必要になってくるのではないかと申しますが、その辺、当局としてはどういった状況になっているのか。まずは1点お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） みかわ保育園・幼稚園の園児数の今後の推移予測という内容でありました。町長の答弁でもありましたが、0歳から2歳児までの未満児については、やはり近年の雇用形態、社会情勢、それから核家族化といったような様々な要因により増加傾向にあるというふうに見ております。ただ、具体的にこちらにつきましては、それぞれの家

庭の状況により毎年推移するものでありますので、増加傾向とは見ているものの、将来どこまで伸びるかというものについては、そこまで精査していないところであります。一方、3歳から5歳までの部分であります。3歳は保育園ということですが、三川町内においては、ほぼ100%に近い子どもたちが現在入園しているような状況にあります。4歳、5歳については、幼稚園無料化という政策によりまして、こちらもほぼ100%に近い数字で入園している状況となっております。

これを考えますと、近年の子どもの出生数が、この3歳、4歳、5歳の部分については影響してくるといふふうに見ておりますが、ここ最近では、5年、10年前からの出生数を見ますと、その年その年で推移はあるものの、ほぼ現在の出生数があまり変わらない状況というふうに見てとれます。今後この出生数がどのように変化するかということについて、町の施策として住宅地開発等も誘導しております。そういったことを考えると、日本全国的には子どもの出生数が減少というふうによくの自治体では見られているわけですが、三川町にとっては横ばい状態が続くのかなというふうに感じているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった横ばい状態というのが、どのスパンで見るかというところが今後重要になってくるのではないかなと私は思うわけであります。

先程の町長答弁にもありました、3歳児の希望者が増加するというので、一時保育室を普通保育室に改修するというのでありますけれども、幼稚園の空き部屋の使用とか、そういったところの検討を今後していくというような説明が先の補正でありました。その部屋を具体的にどのように改修していくのか。例えば、今の一時保育室のような機能を持たせるために畳を変えるのか。また、子育て支援センターの方も空いているというような認識で、そこも一時的に使えるというような当局の見解ではありましたが、その利用をどのようにしていくなどの具体的な検討というところはどの辺までしているのか。また、今の3歳児が幼稚園の方に上がっていった場合、その対応で教室的に問題はでないのか。その辺の見解をお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 今後の対応策として、具体的な検討というようなことであります。先の補正予算の際に、一時保育室を普通保育室に変える工事を行う補正予算を可決いただきまして、現在その工事を進めているところであります。

議員の質問の中で、子育て支援センターの部分の利用という内容の質問がありましたが、子育て支援センター部分については、平日の午前、外部から子育て支援センターに来る子どもや保護者等がおりますので、そちらが常時使えるかといいますと使えない状況にあります。その代わり、その一時保育室の代わりという部分では、先程の質問の中にもありましたが、幼稚園の方に現在1室の空き室がありますので、それらの部屋を利用しながら、保育園と幼稚園の中で何とか上手く対応しているというところであります。

今後につきまして、具体的な解決策としましては、いろいろな方法があるかと思えます。実際に増築するというのも一つの方法であろうかと思われまして、または、現在三川町内に



は民間保育園としていこの保育園がありますが、そういった民間の保育園がさらに三川町内に進出してくるようであれば、そういった部分も解消できるのかなというふうに思っているところであり、そういった将来的な部分については、今後の検討課題というふうに認識しているところであります。

また、3歳児が幼稚園になった場合というような質問内容もあったかと思われま。これも対策の一つとして認識しているところであり、みかわ幼稚園・保育園、3歳児を幼稚園にし、保育園部分については、民間の方に委託するなり、そういった考え方の一つとして、教育委員会としても検討材料の一つとして持ち合わせているものの、具体的にそういった今後の対応についてはまだ模索しているというような状況であります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 今後の対応については模索しているということで、現在の一時保育室の利用状況等を見ますと、やはり未満児であったり1歳児の方が、時間を区切って広々と使っているというような現状がありました。そこを幼稚園の空き教室に変えるということは、かなり狭くなるのではないかと思います、その対策をやはり早急に検討していただければと思います。

また、子育て支援センターということが先程来出ておりますが、子育て環境の充実についてと大きな枠でお伺いすると、平成32年度の一応予定では8月開所予定の子育て支援施設においては、その子育て支援センターも移動になるわけでありま。現在幼稚園の方に併設している子育て支援センターでは、本来は慣らし保育といった意味合いが強いというわけで認識しておりますが、新施設に移行するにあたり、慣らし保育対策をいかにしていくか。以前もお聞きしましたが、そういったところを分離するといいますか、そういったところにデメリットが生じてきているのではないかと思います、当局としてメリットとしてはどこを捉えているのか説明願います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 現在の子育て支援センターにつきましては、保育園棟の一室を使っているということで、現在利用者が増えてきている状況で、狭くなっているというデメリットの部分はありますが、一方、将来保育園に入園する児童にとっては、保育園の環境を感じることができ、保護者としても園の雰囲気を感じながら、子どもたちの将来を想像することができるという現在のメリットはあろうかと思いま。

新たに建設します子育て交流施設の中に新たな子育て支援センターを移転する計画であります、こちらにつきましては、さらに広いスペースで、平日のみならず土日等についても利用できる環境を整備するというで考えており、この点は現在の子育て支援センターにない機能であり、メリットの部分であるというふうに捉えております。

また、慣らし保育という部分の観点からいいますと、確かに現在の状況のように、すぐに保育園の雰囲気といったものを感じることはできないわけでありま。一方、入園後に慣れないお子さんについては、やはり保育士等の丁寧な対応により、4月以降初めて入ったときの保育対策として現在も当たっているところであり、新たな子育て交流施設完了後につい

ても同様に対応していく予定であります。その点については、十分対応できるものというふうに認識しているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今後対応するというので、十分検討していただきたいと思いません。

本町においては、児童数が増加傾向ということでありまして、それに伴って職員数も増加しているわけでありまして。やはり施設全体が狭隘になってきているということで、町長答弁にもありました職員室の机も一部併用しているというようなことでありました。また、ロッカー等の設備もまだまだ小さいものだと聞いております。また、今後予定される桜木地区開発においては、さらに子育て世代が増加する可能性が十分考えられるわけでありまして。やはりそういった中で、児童ののびのびとした環境での健やかな保育と、職員の方々の業務環境の改善に資するためにも、みかわ幼稚園・保育園の増築を検討するべきだと私もそのように思います。

次に、学童の質問に移らせていただきます。

現在の0歳児保育というのが、幼稚園の話からつながるわけでありましてけれども、そのニーズの高まりというのが、そのまま学童保育ニーズに直結していくと考えております。学童保育所の予算規模が町の補助だけでも1,100万円を超えております。保護者からの保育料等を含めると、2,000万円を超えてきているということで、単年度ごとに変わる運営協議会の役員であったり、それを補助する支援員においては、やはり事務負担も増加している聞いております。これだけ大きな予算を動かすということで、今は様々なリスクも出てくるのではないかと懸念するところでありまして。やはり学童保育に大きな影響を及ぼす事案が発生する前に、それらの負担を軽減するべきではないかと考えておりますが、見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 議員が言うように、みかわ学童保育所運営協議会につきましては、毎年人数が増加してきているような状況であり、平成31年度については89名ということで、今年度の人数は手元に資料が見当たりませんが、今年度よりまた増加傾向にあるというところでありまして。

ただ、この学童保育所につきましては、運営協議会が開設当初から民営ということで運営されてきた組織であり、町としてはこの運営組織に補助金として支援してきたところでありまして。近年この運営組織自体の体制がなかなか強化されないという内容については聞いていますところでありまして、やはり民間の組織ということで、ご相談には町としても乗りますが、運営体制については運営協議会の方で強化していただく。また、この学童保育所につきましても、平成32年子育て交流施設が完成しますと、そちらに場所を移すということになっており、その新たな場所に移った後の体制というものについても、現在その運営体制をどのようにすべきか、どのようにあるべきか等も含めて検討しているところでありますので、そういった部分もご理解願いたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 平成30年度の学童保育所の利用者は84名、平成31年度は89名ということで年々増加している状態です。新施設を開所するにあたり体制等を含め検討するというものでありますので、運営自体は保護者の責任を持った協議会という形を尊重しつつも、事務負担という部分においてはかなりリスクが出てくると思われま。毎年役員が変わる中で、初めて会計をする親御さんであったり、そういった人たちが適切な管理をしていけば問題は出ないと思いますが、その辺のサポートも町の方からしていただければというふうに思うわけでありま。ぜひ体制を検討する際に、その辺を汲んでいただければと思いま。

次に、定員適正化計画についてお伺いま。

先程来出ていま子育て新施設の件でありまが、こちらの管理運営経費資料というものを先にいただいております。そちらの資料によりますと、子育て支援エリアの正職員2名は、適正化計画の91名体制での配置換えを検討するという説明がありま。現状の保育園・幼稚園の体制で、そこで分離して職員2名を施設に配置した場合、現在の保育体制に支障は出ないものか。町としてはどのように認識しているのかお伺いま。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 子育て交流施設及び子育て支援センターの完成後の職員体制について、以前、全員協議会の方にお示した資料で、定員適正化計画の91名の中での配置換えというふうにその資料の方に掲載してあります。しかしながら、その部分につきましては、現在この子育て支援センター及び学童保育、さらには地域交流エリアも含めた3エリアすべての運営方法を現在検討しているところでありますので、その検討結果によっては、正職員2名の配置換えということが、必ずしも実現しないといいまるか、必要でなくなる可能性もあるということで、現在はその検討を進めているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） その検討を現在しているということでありま。先程の町長の答弁の中にもありまが、働き方改革の中においては、事務部門といいまるか、そちらの方は時間外というものが減少傾向にあるという説明でありま。しかしながら、保育に関しましては増加というところで認識しているということでありま。時間外勤務の取扱規程によりますと、主管課長は云々というふうにあります。「時間外勤務命令はできるだけ行わないように努めなければならない」とか、「やむを得ず時間外勤務命令を行う場合は、職員の健康及び福祉を害しないよう考慮しなければならない」というふうにならあります。しかしながら、この規定の中で問題といいまるか、ニュアンスとして難しいところが、「日常反復、継続して行う業務にあつては、原則として行わない」というふうにならあります。個々の業務量が増加しているという中で、当局としては時間外に行う業務をどのように捉えているか。かなり判断が難しい材料だと思いまが、「日常反復、継続して行う業務にあつては」というところがネックにならくるのではないかと思いま。その辺をどのように捉えているのか伺いま。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいまの質問については、保育現場ではなく事務部門の時間外ということで捉えてよろしいでしょうか。そういった形であるとする、ただいま質問ありましたとおり時間外勤務取扱規程がございます。その中で、日常的に反復して行う業務、例えば8時30分から17時15分までの間に通常行うべき業務を、それぞれ事務分掌として定めております。それは係の中で、その配置された職員がそれぞれの業務を分掌するかというような観点で、年間を通して業務を行っているわけでありまして。そうした中で、部門によっては年間の中で繁忙期、あるいは閑散とは申しませんが、ある一定のリズムで行える時期等もあるわけがございます。そういった繁忙期について、特定の業務の締め切りが必ず来るだとか、そういったものを通常の時間で行えないもの。あるいは、イベント等といったものについては、所属長が判断をいたしまして、事前に時間外命令を発し、時間外をしているところがございます。そういった意味では、通常の業務とみなされるものについては、時間外としての事前命令は行っていないところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 時間外ということで、想定外の業務もやはり庁舎内で散見されるわけでありまして。そういった業務も含めて、時間外に行う業務として捉えていくというのは、なかなか難しい現状にあるのではないかなというふうに考えております。時間外手当、数値的な比較でいいますと、1人当たりの平均支給年額、こちらは平成28年度の決算の給与定数管理等の資料の数字であります。三川町で17.9万円となっております。全国的に同規模の町では22.2万円。参考にはならないかもしれませんが、県職員においては57.1万円ということでありました。

行政業務全般にかかわることでもありますけれども、職員一人ひとりに対する当町における業務量というものが増加と、もしくは偏りが出てきているのではないかと認識しております。適正な業務管理においては、この中でも病欠者などが出にくく、適正管理計画が実行されてから、そういった病欠者というものはどのぐらい出ているのか。また、病欠者と業務量との関係はどのように町としては把握しているのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 病欠者の推移ということでございました。基本的に業務との関連での質問でありますので、いわゆるメンタルヘルスでの病欠というふうに捉えているところがございますが、基本的に過去のどこと比較すればいいか分かりませんが、ここ近年、メンタルヘルスによる病気休暇を取る、あるいは休職するという事例は出ております。これについては、これまでも特別休暇としての病気休暇から、さらに休職というような扱いをし、さらに退職した事例もございました。それが単純に業務との繁忙の関連がすべてかと言われますと、その一つひとつのケースを見ると、家庭の事情であったり、本人の性格であったり、いろいろなものが絡んでいるものですから、業務とその病欠を直接結びつけることはなかなかできないところであります。ただし、メンタルヘルスについては、本町においても全国と同様に例としてあるということではございます。

さらに業務量の関連ですが、これについては、職員労働組合とも労使交渉の中で話し合い

をしているところでございますが、基本的には事業が多い、事務量が多い、それに対する人員が不足しているというふうな話は共通認識としては持っているところでございますが、それを解決するために事務事業の見直し、あるいは、不足している部門への一般職非常勤職員の配置、そういったもので対応しているところでございます。この定員適正化計画が平成32年度までとなっておりますので、先の一般質問でありましたけれども、見直しの考えはないのかということもございましたが、現状を踏まえながら、この人員についてはなお調整が必要と考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） こういった定員適正化計画に関しましては、やはり検討していかねばならない時期に来ているのかなと私も思う次第であります。いくら一般職を配置したからといっても、やはり一般職の方ができる範囲というのが、非常勤とはまた別のものだというふうに考えておりますし、事務量の負担という部分がやはり大きくなってきているのかなと思われま。

事務軽減としての「RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）」の導入を、やはり総務省でも推進しているようでありました。定型的な作業であったり、手作業の業務プロセスを自動化するものとして推進しており、例としては、住民異動手続きであったり、戸籍謄本等の交付などの窓口業務、そういったものの事務手続きの軽減というものも考えられているようでありました。また、仙台市においては、ふるさと納税の統計資料作成や、雇用保険料の集積などの6業務でRPAを施行し、すべての業務でそれぞれ7割以上業務軽減したというふうな報道もありました。今後さらに幅広い業務で導入の検討を進めるということでありました。やはり職員の業務負担というところを軽減するうえでも導入を検討すべきではないかと思います。

日本経済再生本部の「未来投資戦略2018」においても、AI、RPAを活用した業務改革が謳われているわけであります。その中で、民間企業の負担軽減や地域課題の解決、地方公共団体の業務システムの標準化。業務効率化のため、平成32年度末までにAI、RPA等の革新的ビックデータ処理技術を活用する地域数を300実現するというものであります。総務省でもその導入にあたって補助事業もあるようでありました。本町においてもやはり導入に向け情報収集するとともに、調査・研修をするべきと思われまますが、その辺の見解をお伺します。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問ありましたとおり、ロボティック・プロセス・オートメーション、業務をロボット化して自動的に処理することで、職員の負担軽減になると。その理念はそのとおりだと思っておりますし、これまでもICT活用、そういった意味ではパソコンの導入だとかそういったものを進めてきたわけでございます。その効果については期待するところではありますが、先程の導入事例もありましたとおり、仙台市であったりつくば市であったり、やはり人口が多いところ。人口が多く同じ業務を多数処理するというところで効果が上がるのだというふうには考えております。その一方で、私どもの方ではふる

さと納税5億2,000万円予算を計上し、その処理にあたりまして、一般職非常勤職員も4名雇用いたしまして、その処理にあっております。

ただ、私どもはすべてアナログで、書類で行っておりますので、これをロボット化するためには、その書類を読み込んで、さらにデジタル化をしないと、そのデジタル処理をしないと軽減が進まないという現実がございます。そういった意味では私どもの今の行政がまだまだデジタル化されていない部分が多いので、まずはそこに取り組むことと同時に、他自治体の動向を見ながらというのが一番大きいのですが、結果が出れば、そのシステムはどんどん廉価になっていくと思います。そういった意味では遅れないで、その負担軽減のための取り組みを進めていく必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 他市町村を注視するといった町長答弁にすべて集約されるのかなというふうに思いますけれども、そういったプログラムというのが、RPAのみならず、さらに身近に広がってきているというのが現実だと思います。行政区分でいえば、静岡県焼津市などでは「チャットボット」、AIなどの人口知能を使って人間との対話やメッセージのやり取りを行うコンピュータープログラムであります。そういったチャットボットを導入して、子育て情報を提供する。また、他の自治体では、対話型案内サービスということで、町民からの、いろいろな要望をAIが回答するというようなサービスが、業務改革が進んでいるようであります。RPAというところを構えずに、そういった今広がっているICTの活用を視野に入れて、職員の業務負担、軽減につながればというふうに思われますので、ぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

やはりICT技術で、町長の施政方針にもありました、行政事務の効率化を図るためにICT技術を活用するという方針がありました。やはり軽減できる業務を軽減し、マンパワーが必要な部署に人員配置するというように検討していくべきと思います。やはり職員の方々が健康だと、仕事に対する情熱が生まれ、町と双方に成長することによって、町民の利益につながるというふうに考えております。ぜひ、今後そういった技術を注視しながら検討していただければと思います。

続いて、農業振興策についてお伺いします。

水稲に対する振興カウントということで、こちら以前は収量格差を是正するためといたしますか、そういった部分で設けられたカウントでありました。有機で水稲を作付けする場合は20%余計に面積が植えられると。直播きにおいては10%、特別栽培においては5%というふうに設定しているカウントでありました。しかし、今はこだわりの米づくりということで、振興カウントに変わっているということでありました。農業振興推進会議の場では、やはり当初、直播きのカウントを10%から5%へ変更したいというふうなお話もありました。理由としては、直播きの町内における作付面積が、平成26年度70haであったものが、平成30年度は181haまで拡大し、収量ともに目標に達したためということでありました。その10%から5%に減らした分、慣行栽培に振り返るということで、そういった考え方は大変理解できるものでありました。しかしながら、振興するといった観点のうえでは、町の

施策が体系的にリンクするべきものと考えております。今後こういった方向性で稲作を推進するのかというところが重要だと考えております。

瑞穂の郷事業で直播きや色彩選別に特化してきたわけでありまして、これからは、例えば先進技術導入、ドローンによる診断であったり防除というものにカウント配分するであったり、慣行米においても、前年実績を食味値などで区分して、一定以上の成績の農業者に配分するなど、やはりそういった特色あるカウント配分というのが、今後求められてくるのではないかと。そこは、町がこういった稲作をしていくかということが大事だと思いますが、その辺の考え方を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまご質問にありました振興カウントの持ち方ですが、議員が言われるように米の生産調整のやり方の一つとして設定しているものです。ですので、その部分について、町として振興カウントという考え方を持ちながら、今後どのように進めていくか、考えを持っているのかというようなご質問かと思えます。瑞穂の郷づくり事業を推進するうえで、農業者とともに進めようとしているのが、この地域の農業の中心の作物は米であり、この米の経営がなかなか大変だという状況はありますが、それでも将来に向けてこだわりの米づくりを進めながら取り組んでいこうということで、瑞穂の郷づくり事業を進めておるわけでございます。

その方向の中で、今言ったとおり、その方向性についてはブレることなく、一定の成果が出るまで成果を求めて進めていくわけでございますが、その中の一つが有機栽培であり、特栽米だと。瑞穂の郷づくり事業でお示したのは、例えばその一つですが、有機栽培は化学肥料や農薬を使わないと。いわゆる、本当に安心安全な食料につながるわけです。特別栽培米は慣行栽培に比べて、科学肥料、農薬の使用料を半減させるという栽培方法です。二つ合わせて三川町では、栽培面積の半分の50%近くがこの有機米と特栽米の栽培になっています。そのことをこだわりの米づくりにつなげていって、消費者に示していこうと。いわゆる、安心安全な米づくりをしている町ですよ。

具体的には今申し上げたとおりの二つの栽培で、作っている米の半分以上がそういった形で栽培されていますと、いわゆるこだわりの米づくりに取り組んでいるわけですが、今議員が言われるとおり、さらに、例えばこれから進むであろうスマート農業といわれる最先端技術を導入。こういったものについても、振興という視点で今のようなカウントに加えたらどうかと。また、品質面についても、さらに突っ込んで、そういったことにこだわりを持って取り組むやり方に対してもカウントを設定してはどうかという新しいご提案がございました。正直に言いますと、今の2点については、これまで出てこなかった視点かと思えます。

併せて、農業振興会議の場でもこのカウントについていろんな意見が出ているわけでございますが、今の新しい視点でのカウントの考え方も踏まえて、農業振興会議の方でいろいろ協議され、判断されていくものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 新しい感覚といいますか、町がどのような稲作を推進していくか

ということが大事だと思われま。やはり有機、特裁というが50%までに来たということ、では、町としてはその目標に達しているのかどうかということなんですが、以前の話では、50%というのは、町としてはそれ以上を望めないのではないかなという話もあったわけでありま。そうした中で、瑞穂の郷事業というのが、先進技術などに補助するというこ、時代のニーズと施策が少しずつ来ているのかなという感じがしてあります。ですので、そういった施策とカウントという考え方は一つではあるわけですが、そちらも併せて推進していくべきではないかと思、質問させていただきました。

最後になりますが、ICT化を後押しする政策が重要ではないかということでありま。先程来出ておりますスマート農業の関係でありまが、やはり国としてもスマート農業の実装を推進すべく、農業新技術の現場実装推進プログラムというようなものも考えているようでありま。やはり本町においても、そういったスマート農業を推進していくためにも、そういった新技術の実装によって実現する農業経営の将来像というものを明確にし、各技術の実証、普及をどのように進めるかといったロードマップの作成。また、技術、実装を推進するデータ連携といった仕組みや、経営者教育等の取り組みをやはり進めて、スマート農業を推進する必要があるのではないかというふうと思われま。

そういった施策を推進するうでは、職員の方々のマンパワーというものが必ず必要になってくるということでありまので、業務の効率化も含めて、そういった充実した施策ができますよう十分検討していただければと思、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時46分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- |                           |  |
|---------------------------|--|
| 1. 施設介護事業の今後のあり方について      | 1. 三川町民による町内外の介護施設入所状況と入所待機者の現状を伺います。      |
|                           | 2. 各種介護施設サービスでの、利用負担の現状と負担軽減の方策について伺います。   |
|                           | 3. 団塊世代が後期高齢者になる、2025年に向けて施設介護事業の方向性を伺います。 |
| 2. 農産物を原料とした特産品開発のあり方について | 1. 町が主体となって実施している特産品開発の現状について伺います。         |



2. 「田から（宝）もの」逸品開発事業の利用実績について伺います。
3. 農産物生産者と加工事業者との連携の実情と課題について伺います。
4. 特産品開発のために関係者同士による協働組織の必要性について伺います。

平成31年第2回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

第1点目、施設介護事業の今後のあり方についてであります。

三川町民による町内外の介護施設入所状況と入所待機者の現状を伺います。

また、各種介護施設サービスでの、利用負担の現状と負担軽減の方策について伺います。

最後に、団塊世代が後期高齢者になる2025年に向けて施設介護事業の方向性を伺います。

第2点目、農産物を原料とした特産品開発のあり方について伺いたいと思います。

町が主体となって実施している特産品開発の現状について伺いたいと思います。

「田から（宝）もの」逸品開発事業の利用実績について伺います。

農産物生産者と加工事業者との連携の実情と課題について伺います。

特産品開発のために関係者同士による協働組織の必要性について伺いたいと思います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の施設介護事業につきまして、1点目の入所状況、待機者の現状に関するご質問であります。本町においては、現在80名を超える方々が町内外の施設に入所し、日常生活上の世話や機能訓練、健康管理、及び療養上の世話などを受けております。また、待機者については、明確に把握することはできないところでありますが、町が入所検討委員会の委員になっております特別養護老人ホームなの花荘においては、概ね100名で、うち半数近くが三川町民となっております。

次に、2点目の利用者負担に関するご質問であります。施設サービスを利用した際の負担は、原則1割ですが、介護保険制度においては、1ヵ月に支払ったサービス利用料が、基準額を超えたときに償還払いされる高額介護サービス費や、食費・居住費に係る費用負担の軽減など、世帯の課税状況や所得金額等に応じた方策が講じられているところであります。

3点目の2025年に向けての施設介護事業の方向性についてのご質問であります。団塊世代の方々が、すべて後期高齢者となる2025年を見据えて、介護保険法等の改正や介護保険事業計画の策定が行われてきているところであり、少子高齢化が進んでいく状況の中で、健

康寿命の延伸や地域包括ケアシステムの推進を図っていくことが重要であります。介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自立した生活を穏やかに送ることができるよう、介護サービス付きの高齢者住宅や、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等を含めた住まいも視野に、人生をどこで、どのように過ごしていくか、本人の状況に合わせた選択ができるよう、地域包括支援センターを中心に、関係機関と連携を図りながら支援をしまいたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の農産物を原料とした特産品開発のあり方について、1点目から3点目につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におきましては、現在、特産品開発に向けた農産物としては、米、麦、菜の花などがあり、特に明治時代に育種された米の「イ号」につきましては、酒造米として生産・加工・販売までのシステムの確立が可能となったことから、「穂のかおり」に続き、三川産米による日本酒の醸造に取り組んでいるところであります。また、大麦については焙煎した「麦のお茶」が首都圏を中心に消費者の高い評価を得ているところであり、ふるさと応援寄附金の返礼品としても大変喜ばれているところであります。さらに、現在は、「田から（宝）もの逸品開発支援事業」により、大麦を練りこんだ「大麦きり」の商品化や、大麦入り「いとこ煮」、「大麦クッキー」など、町内事業者との連携により大麦を使った特産品開発にも取り組んでおります。町内産大麦への原料転換には様々な課題がありますが、今後とも、消費者からの高い評価の得られる特産品化に向け、食品加工事業者等と原料となる農産物を提供する農業者との連動した取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えているところであります。

4点目の特産品開発のために関係者同士による協議組織の必要性に関するご質問ですが、特産品開発についての全体的な方向性を共有する場として意義のあるものと理解できるところであり、特産品開発に取り組む関係者の意見等を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に施設介護事業について再質問させていただきます。

ただいま三川町では町内外の施設に入所している人数が80人と、それから入所待機者ということで、これは特別養護老人ホームであります、なの花荘においては100人ぐらいというふうなお話がありました。その施設に入所されている人数は80人とお答えいただきましたが、その推移をお伺いしたいと思います。併せまして、入所待機者の推移といたしましうか、増えてきているのか、減ってきているのか。直近の推移についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 三川町の被保険者の方が介護福祉施設に入所しているという人数の推移でございますけれども、介護保険法でいいます施設入所となりますと特別養護老人ホーム、地域密着型の老人福祉施設、介護老人保健施設、これらに三川町の方が入所しているという状況でございます。先程80人ほどの方と町長が答弁しましたけれども、保険

者として把握できる最新の情報でいきますと、80名を少し超えていました。特別養護老人ホームと特別養護老人ホーム以外の老人保健施設になるわけですが、そこに入っている方が85名ということで、少しずつ増えてきているという状況でございます。

また、待機者の方につきまして、先程な花荘の待機者の方につきましては100名ほどということで申し上げました。そのうち三川町民の方が申し込みをしている方が概ね半分というふうに、こちらの方では把握をしているところでもあります。その待機者の方についても半分ということで50人ほどなわけですが、少しずつ増えてきているようでございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 高齢者の人数は現状として少しずつ増えているのに伴って、介護認定を受けている方の中で施設等に入所される方も少しずつ増えているというふうな話でありました。また、特別養護老人ホームにおいては、ここも三川町民が半分くらいということで増えているという話でありました。

町で作られました高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等がございますが、今後についてはどのような予測を立てられておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 施設入所の方は確実に増えているという状況だけではなく、やはり三川町の方が必要な医療であったり介護であったりというところで、その方にとって適切な過ごし方ということで選択をしていたりなどもありますので、必ず増えているというものではございませんけれども、直近の状況というところでは増えているというところでございます。

今後につきましてというところでございますけれども、実は介護保険で規定しております施設サービスというものは先程申し上げましたけれども、それ以外で有料老人ホームということで、介護保険の対象ではない、そういう住まいに住みながら介護保険の居宅サービスを受けながら過ごしているという方々もいらっしゃいます。現に三川町の中だけを考えても、そういう有料老人ホームといいますか、高齢者の方々がサービスを受けながら過ごす場所というところも今は3カ所あるわけでございますので、高齢者の方々の生活をしていく場所というところでは、一つの大きな過ごす場所になっているのではないかと把握しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今後についてはまた後程お伺いいたします。実は、私がこの介護について質問をしようと思った一つの動機として、今は、いわゆるグループホームに入所していると。ただ、それも空きを探してやっと入りましたということです。そこも有料のグループホームですが、介護も付いていて、当然保険のサービスも受けておられるわけですが、民間なので、結果としてはかなり高額な負担が迫られているということで、何とか特別養護老人ホームに入ることができないかというふうな話があったんです。ただ、その特別養護老人ホームは現状で100人ほどの待機者がいるということで、簡単には入れないとお伺いしまし

た。

先程、三川町の待機者は50人ぐらいというふうな話がありまして、どのような入所条件で入所決定されているのかをお伺いしたいと思います。これは施設そのものの考え方などもあると思いますが、介護保険としてのいろいろな考え方もあると思いますので、あえてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 介護保険で提供されるサービスというのは、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスというものがございます。

先程、芳賀議員がおっしゃいました「グループホーム」という名前で呼ばれているものも、地域密着型サービスの中に軽度、中度の方が共同で生活をする認知症対応型共同生活介護、いわゆるそれを「グループホーム」と呼んでいます。もし、そのサービスであれば、介護保険の一つの地域密着型サービスでございまして、介護にかかる費用、介護報酬の1割を自己負担していただくほかに、管理費というようなことで、そのグループホームによって多少の金額の違いはあるようではございますけれども、介護保険が適用されない部分での光熱水費だったり部屋代だったりというような意味合いがあるかと思っておりますけれども、そういう管理費の部分で3万円ほどかかるようではございます。その他に食費ということで、食事を朝・昼・晩に食べるというところにつきましては、やはり1日3食で1,000円少しというところではございますので、月に換算すれば3万円を超える金額になるかと思っております。グループホームにつきましては、食費の部分についての軽減措置もございませんので、まったく自己負担になってしまうということがあると思っております。

その方がそのグループホームを選んだ理由というのもまたあると思っております。認知症対応型の共同生活介護というのは、軽度・中度の方々が9人という、一つのユニットが9人でございますけれども、そういう少人数で、自分のできることを行いながら、例えば配膳の準備をしたりとか、ゆったりコーヒーを飲みながら新聞を読むとか、そういう自分の過ごしやすい、できることをやりながら過ごすというところがグループホームでございまして、そういう選択のもとで入居をなさったのではないかと思うところであります。

また、今後に備えてというところではございますけれども、特別養護老人ホームにつきましては、確かに住所を移しますので、非課税世帯と見られる入所者の方が多いところでございます。そうなりますと、高額介護サービス費の限度額の設定も課税世帯よりは低く抑えられますし、居住費の減額の制度もありますので、長く過ごしていくというようなところでは、最終的には特別養護老人ホームを考えているという方もいらっしゃるようではございます。

ただ、特別養護老人ホームは先程言いましたように法の改正などがありまして、平成27年4月から新規の入所者の方については、要介護3、4、5の重度の方が入所する施設ということになったところでございます。それにつきましては、やはり介護度が重いというだけではなくて、在宅での生活が困難であり、また、施設で持っているリハビリテーションだったり、療養・看護という部分のサービスを受ける必要がある方が利用する施設だと、私どもとしては認識しているところでございます。

- 議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。
- 6番（芳賀修一議員） 特別養護老人ホームの入所で待機者がおられると言いましたが、入所可能になるときは、必ずしも順番ではなくて、必要度というふうなことをお伺いしたのですが、その必要度といいたいまいしょうか、それをどういうふうな判定でなされるのかという質問でした。
- 議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。
- 説明員（菅原和子健康福祉課長） 大変失礼をいたしました。特別養護老人ホームに入所するという場合は、それぞれの施設ごとに入所の判定する指針というものを県の方で作っているようですけれども、その中でどういう方をメンバーとして、どういう判定でというところでは、それぞれの施設で判定基準というものを持っているようでございます。大体その概ね、介護の度合いとか、認知症による問題行動の大変さがどうかとか、居宅サービスなどの利用が限度額いっぱいまで使っていたかどうかというような割合だったり、どのくらい介護の期間があったかとか、そういうようなことを加味しながら決めていくというところで、申し込み順ではないというところでございます。
- 議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。
- 6番（芳賀修一議員） 所得は判定の中でどのように勘案されますか。
- 議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。
- 説明員（菅原和子健康福祉課長） 例えば、ご本人の収入がどのくらいあるかというようなところについては、皆さんその判定の項目に含まれていないと思います。ただ、その方の特別な状況というようなところで、例えば、年金収入の金額だったり、例えば預貯金もなくて、なかなか家の環境も整っていないとか、そのような特別な項目というようなところも、その入所判定会議の中で、それぞれの立場の方が情報を出し合って判定をしていくのであろうというところでございます。
- 議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。
- 6番（芳賀修一議員） 私も細かく判定については存じ上げなかったわけですが、所得が少なく、グループホームに入れている家族についてはとても負担が大きくて、何とか特別養護老人ホームに入ることができないか。しかも、三川町なので三川町の施設に入れないかというふうな相談を受けていました。その場合に、今は100人の待機者がおられるということですが、それも少しずつ増えているということで、今後その特別養護老人ホームについては、増設といいたいまいしょうか、増床というふうな考え方はないのでしょうか。
- 議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。
- 説明員（菅原和子健康福祉課長） あくまでも第7期の計画の中でというお話にさせていただきたいと思います。例えば、なの花荘につきましては、特別養護老人ホームの入所定員が60人、そして、地域密着型ユニットの特別養護老人ホームが20人となっております。その中で、三川町の方がどのくらい入所されているかというところを介護保険の給付費の方から見てみたところ、7割ほどの方が三川の方でございました。これは直近というところで、その変動はあるところでございますけれども、そのようにわりと三川町の方が入所できていま

す。それから、ハード面での施設というところで、さらなる増床というようなところにつきましては、今現在では考えていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 介護についてはかなり難しい課題がたくさんありまして、私も具体的にこうするべきということが言いづらいことがあります。実際に第7期の計画を見まして、高齢者のこれからの推移といたしまししょうか、それを見ますと、一時期増えていかない、むしろ減っていくふうな資料が出ておりまして、そういう意味では簡単に増やすということとはできないなど。

今の介護に関しては施設介護、それから居宅介護、デイサービスとか様々な形がありますがけれども、現在、三川町全体でいろんなサービスを受けられている中で、それぞれ選択して行われると思いますけれども、いわゆる介護難民というふうな話があります。介護を受けられないで困って、その結果、孤独死などになる。孤独死はあまり三川町ではないようですけども、全体の充足状況といたしまししょうか、現状として介護難民はないというふうにご考えておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 確かに介護老人福祉施設の待機者の方はいらっしゃいます。

例えば、病院から退院ということで、介護老人保健施設にまず一旦入所して在宅に向かっていこうという考えの基でも、なかなか空きがないというような話は聞きます。例えば、介護老人保健施設ですとよく言われるのが「越冬」ということで、冬の期間そこで過ごしますというような話も聞きます。そのタイミングがいつかというところで、待つ必要のある期間も違ってくると思います。また、これは料金にもかかわってくるわけですけども、施設になりますと個室と多床室という形がございまして、やはり個室は部屋代が高いということで、総じて1ヵ月の利用料金が高くなってしまいうところもあります。そういうところで、例えば安い多床室を望みますとなると、やはり待機期間がまた長くなるというような状況もあるようでございます。

三川町全体の介護サービスの充足率というようなところでございますけれども、施設については、まずそのように待っていただく期間はありますけれども、グループホーム、認知症対応型の生活共同介護につきましては、地域密着型でありますので、2ヵ月に1回の運営推進会議に町の方でも出席しているところでもあります。その中で、待機者がどのぐらいいるかというような話も聞いてくるわけですけども、やはり1人とか2人というようなお話を聞いておりますので、どれもとても待機者が多いという状況ではないのではないかと受けとめているところであります。

また、居宅サービスにつきましても、例えば、ある小規模のデイサービス事業所については、もっと受け入れが可能であるけれども利用している方が少ないとか、小規模多機能型居宅介護という事業所につきましても、登録人数が上限に達していないというようなところもあります。そのようにまだ受け入れられるという部分もあると把握しているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 現状としては、町としてもかなり努力なされておりますし、民生委員とか町内会も含めまして、一応見守りもされているという意味では、ほぼ介護については面倒が見られているという感じはします。ただ、やはり費用負担が高くて困っているというふうな世帯もあるということ、それは当然認識しておられると思いますけれども、その辺も考えていただきたいと思います。

それから、自分で選ばないといひましようか、はっきり言えば、一人住まいの老人の方で、歩行はなかなかできないし、膝で歩かなければいけないというような状況の中で、でも施設には行きたくない、サービスは受けたくないという人も中にはいるので、その辺はどうしたらいいのか。その辺のところはまた別の対応かと思ひますけれども、それも検討していくべきではないかと思ひます。

それから、2025年問題ということで提示いたしました、まさしく私どもの世代、団塊の世代がすべて75歳以上になって、介護の認定を受けるといふふうな時代になります。2025年といひますと、かなり遠い話ではと思ひながら見ますと、あと6年ということになりました、もうすぐだなどいふふうに思ひています。町の方の福祉計画そのものは3年ごとなので、ですから、平成37年といふふうになります。そうしますと、第9期に入るといふ計画なので、町として飛んだ計画になってしまうかと思ひますが、ただ、その2025年の問題といふのは大きくマスコミでも報道されていると思ひますし、介護を受けるといふふうに心配されているといふ意味では、それなりに早めの対応が必要かなといふ意味で少し伺いたいと思ひます。

先程一つの対応の方法として、今の政策でも言われております、いわゆる地域包括ケアシステムといふことで、施設とか、そういう行政頼みではなくて、地域の中で、いわゆる自助や互助とかいろいろな方法の中で、自分たちで面倒を見たり見られたりといふふうな関係の中で、みんなで介護をこれから迎えていこうといふ、それも含めながらやっいていこうといふふうな考え方があるようです。その今の関連で、老人の住宅とか、それからグループホームも含んで、施設の増設みたいな話が 長の回答の中でありましたけれども、そのような考え方はあるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 施設の増設については、町の方では今の段階では考えていないところであります。ただ、今までの変遷を見ても、三川町の中に介護保険制度ができ上がったときは、施設となりますと特別養護老人ホームの50床だけでした。その後にもそのような介護付きの有料老人ホームであったり、サービス付き高齢者住宅であったり、認知症対応型のグループホームができたこと、一日の中のこの時間に出かけてサービスを受けますとか、この時間に訪問を受けてサービスを利用しますといふだけではなく、一日の中で、その方の生活、住まいも含めた形で考えられるといふような形のものも増えてきているところでございます。

三川町の方のこれからを考えるとといふときには、やはり町長の答弁にもありましたように、

健康寿命の延伸というところが一つの大きなポイントとなってくると思います。確かに団塊の世代の方が後期高齢者に入り終えるということで、今の第7期の中では、前期高齢者の方は増えますが、後期高齢者の方の人口は増えないということで、認定者も増えていかないだろうと見ておりますけれども、2025年からは増えていくと見込んでおりますので、認定を受けられる方も増えていくと思っております。

そういう中で、その方その方の状況に合わせて、どういうものを使いながらどこで生活をしていくのかと、よりよい形を考えて一緒になって支援をしていくというところでは、本当に若いときからの生活習慣病の予防であったり健診だったり、高齢期を迎えるにあたっての介護予防であったり、また、今は町外福祉サービスとの共生型サービスというところも謳われてきておりますので、健康福祉課の中にあります障害福祉、そして、介護保険の保険者としての部分、そして、健康の部分、そして、高齢者の第一の相談窓口であります地域包括支援センターが健康福祉課の中にまとまっているという強みをこれからも発揮していきながら、一人ひとりのそのときの状況、そして、将来も見据えながら丁寧に対応していくというところがますます必要になってくると思っておりますのでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 私どもの課題ということになりますので、迫った課題なのでありますが、ただ、特徴的に人数は間違いなく増えますが、その中でたぶん一人住まいの高齢者の方が増えると。これが一番大きい課題ではないかなと思います。

今でも、要するに健康な方でも行き場がないといいましょうか、農家などはいくらでも仕事がありますので、わりと行き場がないということはないんですけれども、そうではない方に関しては、サラリーマンを退職された方などは行き場がないと。今日はどうしたらいいかというふうな方もおられるわけです。そういう意味では、近くに寄り合い場といいましょうか、町としては「サロン」というふうなものも定期的に行われているところもありますが、それだと少し離れる面もありますので、近くの集落の隣近所のところに、例えば空き家を利用したようなそういう集まり場所とか、そのようなものがあればなと感じるわけです。それに対して、特別介護保険が使えるかどうか分かりませんが、集まり場所を開設するという意味での支援といいましょうか、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 芳賀議員がおっしゃったように、まだ介護サービスを受けるほどではないけれども介護予防というようなどころでの方策というところは、とても重要だと私たちも認識しているところでございます。平成29年度から取り組みました地域支援事業の中に、介護予防生活支援サービスの総合事業という中では、認定を受けていない方で、この総合事業の対象者になっているという方への予防事業も取り組んでいるわけでございます。例えば、その中の一つで訪問型の理学療法士などのリハビリテーションの専門の方が訪問をして、悪化防止だったり、自宅の中でリハビリを受けるというようなものも取り組んでおります。

そういった中に、例えばその地域の中にそういう事業対象者の方、あるいは認定を受けた



方を含めて、地域の中で、例えばあるところでは家を借りて、そういうサロンのように運動しながらというところがございますけれども、そういう事業を行っているというところがございます。鶴岡市でも始めたということで、県の方でも進めているという地域支援事業の中の事業でございますけれども、三川町の中でもそういう仕組みというのは、これから考えていかなければならないと思っているところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ぜひ、検討するべきと思います。

3年に1回、高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作られておりますけれども、3年ごとに計画していくのは結構ですが、ぜひ2025年に向けた、いわゆる地域包括ケアシステムを具体化すると。それを具体化するためには、単なる保険関係者だけではなくて、今言った老人クラブもそうですし、町内会もそうですし、教育関係もそうですし、いろんな各層を含めた中で、地域の中でどういうふうにして介護の見守りをしていくか、高齢者の生き方を考えていくかという長期的な幅広い議論が必要ではないかと思えます。そういう意味では、これから総合計画もできるわけですので、その辺も含めまして、全体の中でぜひ検討していただくということをお願いしまして、次の質問に移りたいと思えます。

農産物の加工についてのことであります。先程回答いただきました中で、米の加工についてはお酒を造っていますと。麦については、麦のお茶ということと、それから麦切り、クッキー、いとこ煮というふうな加工品が生まれつつあるというふうな話を伺いましたが、菜の花は菜の花でございますが、ただ、一つ特徴として開発の仕方に大きな差があるというふうに申し上げたいと思えます。

まず米については、はっきり言って役場の産業振興課の中の商工係の方が一生懸命行っているというふうな開発の仕方。そして、同じように大麦で行っておられる大麦きりとかクッキー、いとこ煮に関しても同じようなやり方。あと、麦茶に関しては、これはまったく民間で最初から最後まで製品化したというような経過があります。それぞれ開発の仕方の違いはあると思えますが、役場の担当者が直接加工業者と交渉しながら原料を提供して加工していくというやり方は、あまりに役場主導といいましようか、例えば原料を提供している側との話し合いもないわけで、原料は原料でくださいと、それを中間加工して加工業者に渡すというふうな仕組みで行っておられると思えます。それですと、製品としてはでき上がるのは早いかもしれませんが、町の中の特産品を作っていく全体のストーリーとしては、非常に面白みに欠けるという問題があるのではないかと思えますが、その開発手法についてお伺いしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 基本的に町の特産品という部分の捉え方から確認をしていきたいと思えます。これまでもいろんな素材を使いながら特産品を作ってきました。これは町が主導で行ったり、民間主導だったり、いろんな形で向かってきた経過があるかと思えます。その中で、特産品が特産品として定着するためには、例えば、いいものを生産して、それに加工等を加えて付加価値を付け、さらにはデザイン云々、いろんな形の中で商品化を

して、消費者が評価する。求めるものがあって初めてお金が回り、いわゆる特産品が定着するということが必要かと思います。それを前提にしたときに、これまでやはり町が主導して、いろんな形で提案しながら、これはどうだろうかという形で進めてきたものが多かったかと思います。ただ、そうして出てきた、例えば菜の花の花粉ですとか、いろんな面で可能性のあるものが出てきましたが、その次の段階までつながることが難しかったという状況がございました。

そういった状況も踏まえて、近年、町では産業振興課を構えておりまして、農政係、いわゆる農業分野、それから商工系の商工分野、さらには観光協会等、いろんな形の中での連携できる体制ができましたので、これを有効に活用しながら、素材だけではなく、加工し、それを売る人たちへつないだ形での特産開発の手法が有効であろうという判断に向かっております。その中の一つが、今議員が言われた中で、担当が目指すという部分があるんですが、商工観光係として農政系の素材等を、連携を持たせながら提案し、場合によっては、米を使った「イ号」のお酒を造るとするのは、完全にこれは提案だけではなくて町が主導して取り組んでおります。そういった方で、今現在は開発の手法として捉えておりまして、その一環として、それぞれいろんな形での特産品開発の活動を展開しているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 開発の現状はそのとおりですが、それで将来的によろしいのでしょうかという話をさせていただきます。結果としては、担当の方が仲介して、一生懸命頑張っておられるわけですが、その生産現場と加工の現場がつながっていないので、例えばその担当者が定期異動で変わりましたよと。それは誰かが引き継ぐとは思いますが、同じようなレベルで仲介する仕事ができますかという話になります。

ですから、できれば生産者と加工業者が直につながれるような仕組みを作る。ただ、現実的には生産者が、自分で今すぐ収益が上がるかどうか分からないものを原料として、製粉をして加工業者に手渡してというふうな関係を作るというのは大変なわけです。ですから、それは誰かが行わなければならないと思いますが、それを今の現状では、主導的に役場の職員が行われているわけです。それはそうではなくて、将来的には別の仲介するような仕組みを作る必要があると思います。そのような考え方はいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 役場の職員が個人的なというような発言がございましたけれども、係として、産業振興課として、町として取り組みを進めている状況ですので、これについては、その担当が仮に変わっても、その業務としては引き継ぎながら当然行っていくことになります。

私どもは新たにこういった形を取り入れたというふうに認識しておりまして、これまでは多くの関係者、関係団体の代表者が集まって、いろんな形で意見交換をするといった形もありました。ありましたが、具体的にこれとこれを作っていこうというところまでは、当然当事者が考えなければ進まないことですので、そういった意味を踏まえて、今回新たな取り組みとして、係が連携しながら町として提案、もしくは主導するというような形での取

り組みを今進めているというところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 事業の成果としては上がりやすいのはよく分かります。製品化もできます。ただ、いわゆる農産物、商品ですので、やがては独立して生産販売をするということで、必ず育てたら離れて独自に進化していかなければいけないものです。ですから、それはあくまでも役場が携わることはできないはずで、ですから、それを一つずつ作って、あとは自主的に行えばいいという話になるのかもしれませんが、やはり新しく商品を作るというのは大変ですので、私は何らかの第三者機関が必要ではないかと思っております。

昔になります、今は三川町観光協会がありますけれども、観光協会の前身は、名前は「観光協会」ではなくて、「ふるさと振興協議会」という名前でありました。これは各市町村に観光協会があつて、三川町にないのはおかしいということで、途中で名称変更したという経過がありました。ただ、名称変更したと同時に、たぶん性格も変わってきたなと私ははっきり思います。やはり観光なので、いかに集客するか。いわゆる交流人口といいますけれども、それが当然主眼にならなければいけない。ところが、ふるさと振興協議会というのは少し違うんです。もっと大きい意味で、いかに自分たちの産業を起こしたり、ふるさとをよくしようかというところが初めにあつて、それで集客しよう。そういう意味では、事業の中身が、イベントをしておりましてけれども、他の体外的な販売といいたいまいしょうか、それはそれで大変でしたが、そういうふうなことを事業としてたくさん組んでおりました。

ですから、そういう意味では、名称を変えたと同時に、産業振興の役割を少し二の次にしてしまったというところがありまして、その部分を担うところが今は役場しかないということです。それは悪いことではないですが、私は民間としてふるさと振興協会的なものがあればなど。そうすれば、それに対して役場がバックアップして、当然職員もそういう意味の仲介するような仕事をしていただきながら、そうすれば、生産者と三川町の事業者が一緒になって作ったという商品になっていくわけです。ですから、役場は影で応援するスタイルを作るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 特産品開発において第三者機関的なものを作った方がいいのではないかというようなお考えのようです。今の現状の観光協会というのは、確かにそういう変遷を経て現在に至っております。その中でたぶん、ふるさと振興協会の理念を受け継いでいるのは、みかわ振興公社だろうと思います。また、実際に今後そういったものを、機能を持っていくにしても、今現在は観光協会も、みかわ振興公社と連携を密にしながら、物産の販売、PR等に取り組んでいくということで方向付けをしております。今現在のそれぞれの既存の組織等を有機的に結びつけながら、そういった対応をしていければと今現在は考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 先程意味のあることであれば応援しますと、組織化について回答いただいたような気がしたのですが、今の話ですとみかわ振興公社という話がありましたが、

現状は無理ではないでしょうか。みかわ振興公社は自分たちの経営を守るに一生懸命なので、新しい事業をあの中で起こせますか。たぶん私は他の事業者も含めまして、特に商品開発はできるはずがないと思っています。

私たちはみかわ振興公社の構成メンバーの中には入っていませんので、それは参加できないですね。そう意味では、当事者が全員参加して、関係者といったら生産団体、加工業者、商工会、農協も含め生産団体ありますし、いろいろな協議会もあります。有機の生産協議会もありますし、それから産直を行っているところもありますし、そのようなところを全部網羅して構成員にして、出資をしてもらって、何らかの会社の形をして、事務局員が必要ですので、事務局員を入れながら、場合によっては、事務局員は今のふるさと協力隊の方もおりますので、その辺の力も借りながら、新しい組織を作るまちづくり会社ですね。そのように幅広くして、一つの独立した第三者機関を作ったらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 新しい大きな提案をいただいたと理解します。担当部署として考えているものを大きく超えた部分でのご提案でした。実際に農産品であり、それに付加価値を付けた商品化であり、やはりそういったものを作るだけではなく、本当に三川町の産品として売っていくというところまで描ける、実践できる組織が必要だということですが、それが叶うのであれば、まさにすばらしい取り組みにつながるだろうと思いますが、今現在については、まだまだそういった状況にあるかどうかも含めて、いろんな検討の余地がありますので、それはご提案として受けとめさせていただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） これからそういう意味では、新しい三川町の計画もスタート、それから総合計画を作られるということもあります。同じような話ですみませんが、町長もその産業育成のための新しいまちづくりの組織についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 三川町の特産品開発については、先程も産業振興課長が答弁しているとおり、今までもいろいろな経緯がございました。その中の一つの例からすれば、産直出前便。これは、本来は三川町の農業者を中心とした産業のいろいろな融合ということで、首都圏でこのような機会、情報があつたということから取り組んだ経緯がございました。しかしながら、この事業を推進した経緯の中においては、なかなか町内の農業者をはじめ、この商工業者の方々からも協力を得られなかったと。今までのこういう組織というものに対する理解・認識、それぞれの組織の活動という部分については、非常に頑張っていたというわけでありまして、それがさらに三川町を挙げてということになると、なかなかそういう関係者の協議組織にはなつてこなかったと。答弁を繰り返すようで恐縮ですが、そういった部分からすると、ある面においては、行政もかかわってきながらこういう結果だということからすれば、中心的な組織が周りのいろんな組織に声をかけていただいて、そのネットワークと申しましょうか、そういったものが醸成されながら、町内外に発信をするような、そういう

組織であってほしいとは思っております。

そういうことから、芳賀議員からはいろいろな面でもそういう機会に提案があるわけですが、先程答弁申し上げたとおり、いろいろと町は発信をさせていただいております。それにどう応えていただけるかというのが、なかなか今までの成果、結果に現れていないというようなことであります。今のこの状況からいたしますと、やはり例えば、この産直施設の会員の高齢化、それも一つの大きな課題として捉えているようでもありますので、そういった協議組織という部分については、芳賀議員からも積極的なこの活動の中での合意形成と申しましょうか、そういったことを図っていくように、町も一緒になって進めていければと思うところでもありますので、ご理解をお願いいたします。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 産直出前便に関しては町が呼びかけたけれども上手くいかなかったという経過に関しては、これは私なりにまた意見がありますが、それはそれとして、必要性は若干理解いただいていたかなと思います。

誰が具体的に行うかというふうな話になると思いますが、今の一番大きい物量として町外に発信しているのは、ふるさと応援寄附金の返礼品ですよね。ただ、その物量の中でも三川町の商品が足りないというふうなことがある。ただ、商品を個別に持っているけれども、組み合わせができない、個人で組み合わせするのは難しいと。そういう第三者組織があれば組み合わせができるわけです。新しい組み合わせと新しい形態が作れる。米の加工品をたくさん集めて、米の品揃えをすとか、そういうこともできる。いろんな手法がとれると思いますので、またこれからも提案を続けていきたいと思っております。今度とも検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時59分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- |               |  |
|---------------|--|
| 1. 人口減少対策について | 1. 人口減少による、地域への影響をどう捉えているか。                        |
|               | 2. 今、言われている地域での人口減少は人手不足にもつながると思われる。働き手となる若者の定住策は。 |
|               | 3. 高学歴を積んだ人の地元へ就業する機会が少ないと思われるが、その対策は。             |

2. 子育てについて	<p>1. 親による子どもへの虐待は、核家族化により子育てについて相談できる人が少ないことも要因のひとつと思われるが、それをどう捉え、その方策は。</p> <p>2. 子どもを地域で支え、育てる環境づくりの考えは。</p>
3. 学校教育について	<p>1. 今年度各小学校、中学校の普通教室に冷房設備を導入予定だが、その導入時期と効果は。</p> <p>2. プログラミングは、未来の子どもにとって新しい思考手段と言われていています。授業に使うと子どもから思わぬアイデアが出てきて、創造力も育まれるプログラミングの導入と導入後の効果は。</p>
4. 健康福祉について	<p>1. インフルエンザワクチンは生後6ヶ月以上12歳までは2回接種が効果的であるとされているが、費用は自己負担となっている。接種に助成金の考えは。</p> <p>2. インフルエンザワクチン接種は発病予防だけでなく、重症化して脳炎になることの予防になると言われているが、その啓発は。</p> <p>3. インフルエンザワクチンの効果が表れるのは接種後2週から5ヶ月程度と言われており、現在の10月より早い接種指導の考えは。</p>
5. 女性消防団員について	<p>1. 女性団員は、火災予防の啓発・地域の防災教育・応急手当等の普及に活躍しているが、消防団行事で、観閲を受ける立場にする考えは。</p>

平成31年第2回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、人口減少対策についてであります。

人口減少による、地域への影響をどう捉えているか伺います。

今、言われている地域での人口減少は人手不足にもつながっていると思われま。働き手となる若者の定住策を伺います。

高学歴を積んだ人の地元へ就業する機会が少ないと思われるが、その対策を伺います。

次に、子育てについてであります。

親による子どもへの虐待は、核家族化により子育てについて相談できる人が少ないことも要因のひとつと思われます。それをどう捉え、その方策を伺います。

子どもを地域で支え、育てる環境づくりの考えを伺います。

続いて、学校教育についてです。

今年度各小学校、中学校の普通教室に冷房設備を導入予定ですが、その導入時期と効果を伺います。

プログラミングは、未来の子どもにとって新しい思考手段と言われています。授業に使うと子どもから思わぬアイデアが出てきて、創造力も生まれるとされているプログラミングの導入と導入後の効果を伺います。

次に、健康福祉についてであります。

インフルエンザワクチンは生後6ヶ月以上12歳までは2回接種が効果的であるとされていますが、費用は自己負担となっています。接種に助成金の考えを伺います。

インフルエンザワクチン接種は発病予防だけでなく、重症化して脳炎になることの予防になると言われていますが、その啓発を伺います。

インフルエンザワクチンの効果が表れるのは接種後2週から5ヶ月程度と言われており、現在の10月より早い接種指導の考えを伺います。

最後に、女性消防団員の活動についてであります。

女性団員は、火災予防の啓発・地域の防災教育・応急手当等の普及に活躍していますが、消防団行事で、観閲を受ける立場にする考えについて伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の学校教育に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

初めに、人口減少対策について、1点目の人口減少による地域への影響に関するご質問がありますが、本町の人口は年々減少しており、また、庄内地域を含めた県全体においても、減少傾向に歯止めがかかっていない状況となっています。今後も、このような傾向が続いていった場合には、総人口の縮小とともに、少子高齢化の進行による人口構造の変化による社会経済への影響が一層深刻化し、地域にとりましても、地元産業の衰退や地域活動の停滞など、地域の活力を低下させることが懸念されることから、その人口減少対策が喫緊の課題であると認識いたしているところであります。

次に、2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

若者の定住化を促進するためには、魅力ある雇用環境が整っていることが求められます。しかし、本町を含む庄内地域におきましては、県内4地域のうち最も県内への進学率、就職率が低い状況となっていることから、現在、県庄内総合支庁、及び管内自治体等の関係機関が連携しながら、若者の地元定着率を向上するための取り組みを進めているところであります。

す。

特に、一旦地元を離れた若者がふるさとで働きたいという希望に応えるため、合同就職説明会の開催や大学、専門学校などの学生を対象とした奨学金返還支援制度による取り組みなど、地域一体となってU I Jターンの促進に努めており、今後とも、関係機関等と連携しながら、雇用環境の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の子育てにつきまして、1点目の親による子どもへの虐待についてのご質問であります。昨今の児童虐待の報道に接しますと、まさに胸の痛むところであり、また、行政の役割の重大さをあらためて痛感しているところであります。

児童虐待は、身体的、精神的、経済的などの要因のいくつかが複雑に絡み合い、その結果として生じると考えられており、親族や地域社会から孤立した養育環境は、虐待に至る恐れのある要因の一つとされております。その児童虐待を未然に防ぐためには、母子保健事業等を通じた妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、子育て支援センターの各種教室や相談機能を充実させることが大切なことであり、さらに、それらの連携を図り、妊娠や子育ての不安、孤立等の解消に、引き続き、努めてまいります。

2点目の、子どもを地域で支え、育てる環境づくりのご質問につきましては、国が進めている社会全体で子ども・子育てを支援する政策に基づき、本町におきましても、平成27年に「三川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、そして「地域の子ども・子育て支援の充実」を基本目標にかかげ、学童保育所の運営支援や放課後子ども教室の開催、自然体験事業の実施など各種事業を展開しながら、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりに取り組んでいるところであります。

次に、質問事項4の健康福祉につきまして、1点目のインフルエンザワクチン接種費用の助成に関するご質問であります。生後6ヶ月以上13歳未満の小児のインフルエンザワクチン接種については、予防接種法に基づく定期接種として規定されていない、希望者が各自で受ける任意接種であることから、本町においては、全額自己負担としているところであり、このワクチン接種に対する助成は、現時点では、考えていないところであります。

2点目の、インフルエンザワクチン接種の啓発に関するご質問であります。このインフルエンザにつきましては、毎年、10月15日に、注意喚起のチラシを全戸配布しているところであり、そのほか各種教室等において、その啓発に努めているところであります。予防接種は、感染後に発症する可能性を低減させる効果と、発症した場合の重症化防止に効果があるとされていることから、引き続き、その周知に努めてまいります。

3点目の接種の時期に関するご質問であります。インフルエンザのワクチンが十分な効果を維持するのは、接種後2週間から概ね5ヶ月とされていることや、インフルエンザは、例年、12月から4月にかけて流行し、そのピークは1月下旬から3月上旬という状況にあることから、町において設定している65歳以上の高齢者の実施時期を、10月15日から1月31日までとしていることは適切なものと判断しているところであります。

次に、質問事項5の女性消防団員に関するご質問であります。基本的に消防団員の任用



関係につきまして、消防団長は消防団の推薦に基づき、町長が任命することとしておりますが、その他の団員は団長が任用するものであり、消防団活動についても団長の指揮により、職務に従事することとなっております。

議員のご質問の内容については、理解できるものでありますが、消防団長の所管事項であることから、議員のご意見をお伝えすることとして、ご理解を頂ければと考えるところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員に、ご答弁申し上げます。

質問事項3の学校教育について、初めに、1点目の小・中学校普通教室の空調設備に関するご質問であります。今議会定例会に上程しておりました空調設備に係る工事請負費等の予算が一昨日可決されたところであり、今後、明許繰越により事業を進めることとしており、3月中には工事発注の入札を行うこととしております。なお、現場での工事につきましては、学校の授業と調整を図りながら工程を組み、夏休みに入る前までの完成を目指し、進めてまいりたいと考えているところであります。

また、導入効果につきましては、昨年のような猛暑の気象条件においても教室内で熱中症になるような事態は避けることができ、良好な教育環境で授業を行うことができるものと考えているところであります。

次に、2点目のプログラミング教育については、2020年度から全面実施されます小学校の新学習指導要領で必修化されることとなっております。しかしながら、必修化といっても新たな教科となるものではなく、算数や理科などの通常の授業の中で、児童が簡単なプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるためには、どのような動きが必要で、どのような組み合わせが必要なのかといった「プログラミング的思考」を育てることを狙いとするものであり、自ら考え、それらを形にしていく「考える力」を身に付けるための教育であります。

本町といたしましては、文部科学省で作成しているプログラミング教育の手引を参考にしながら研修を行い、2020年度から各教科等において取り組んでいくこととしているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 初めに、人口減少対策であります。町でも、やはり社会経済の影響を懸念しておりますが、私も、先程質問であつたとおり、今、人手不足と言われておりますが、これは高度成長期の様な人手不足ではなく、人口が減ったから人手不足になっていると解釈しております。例えば、この間も話題になりましたけれども、自衛隊員の募集でさえ、防衛白書の2018年版で隊員募集の対象となる18歳から26歳の人口は、25年前の1,700万人から1,100万人と4割近く減り続けているというのが現状であります。若い人がいない、つまり人口減少をたどっていけば、社会変化によって、逆に高度成長期は昼夜を問わず働い

て、昨日より今日、今日より明日ということで頑張ってきた経過がありますが、今は、さほど給料も上がらずに、共働きしなければ生活していけない。そして、子どもへの養育費が多くかかるということから、子どもを育てる人数を考えてしまっているという状況があります。やはり福祉行政にもありますけれども、このような環境づくりのために、子育ての町としてはどういう考えでしょうか。伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 質問にもありました人口減少の問題で、特に、質問の趣旨としては、生産年齢人口の縮小が、やはり一番大きな課題ではないかと思えます。特に地元出身者の回帰と定着のためには、やはり雇用機会の確保も重要でありますけれども、さらに、U I Jターンで働いている方が生活環境、それから、子育て環境も含めた総合的な雇用環境の充実を図っていくことが必要であります。本町においては、Mターン戦略、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、四つの大きな基本目標の中で人口減少の抑制対策を図ることとしておりまして、特に子育て支援については積極的に取り組みを進めるとしたところでありまして、今般進めております子育て交流施設を核としました子育て支援の充実、さらには、子育て世帯に応える環境の創出のソフト的な充実、それから、雇用環境では、企業誘致等の積極的な推進等々、そのような総合的な施策をこの総合戦略の中で引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そのように、当町においては人口動態、つまり自然動態のほかには社会動態ということで、統計、国勢調査で見れば、平成22年に比べて、平成27年でわずか5人減っているという現状でした。やはり、今、課長から答弁あったとおり、子育て施設等、子育てしやすい町ということで、三川で子育てをしたいということ、逆に若い世帯が入ってきているということで、やはりそういう今の環境を進めていくべきと私は思っております。手をこまねいては、ただ人口が減るだけです。

そして、私、高学歴と言いましたけれども、町のMターンでもその辺の指摘はしているんです。やはり大学や就職等で県外へ転出したあと、地元になかなか戻ってこないという復元力の弱さが課題となっていると。特に女性の場合は、離れるとなかなか帰ってこないという現状があります。

それで、私は、その中で受け皿として、合同の就職説明会はいいんですけれども、受けられる企業、優良企業の誘致を広げるといような考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 特に、高学歴の中でも、女性等が働く機会の確保が重要であるという視点でありますけれども、この部分については、まずは先程、町長答弁の中でお話ありましたように、庄内全体で地元定着率が低いといった状況がありまして、これを受けて、現在、関係機関等によりまして、庄内若者定着促進会議といったものが昨年の7月に庄内総合支庁を中心とした関係機関との機関設置、それから、新しいところでは、今年1月において、U I Jターンを促進するための民間企業を中心としました、やはりこれも庄内総合

支庁と5市町が協定を結んだ連携協定が、そういったU I J ターン促進のための協定を結んだところがございます。こういった中で、高校向けに庄内の中に優良企業がたくさんあるわけでありましてけれども、まずは、その優良企業を知ってもらうといった取り組みを進めていく必要があるということで、こういった協議会等活動が行われていると聞いているところがございます。こういったことと合わせて、先程の就職説明会等、あらゆるそういった情報等を提供する機会を増やししながら、地元定着率の向上を図ってまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 時間の配分を見て、また再質問できればしたいと思います。

次に、子育てについてであります。この間の千葉県野田市の小学4年生の女の子が亡くなったという痛ましい事件等を受けまして、厚生労働省も児童福祉法等、改正案の骨子ができて発表いたしました。その中で、解釈ですけれども、今までは親の権利を持つ親権者や児童福祉施設の所長らが、しつけとして体罰を行うことを禁止するとあります。やはり今まで逆にこういうことがあったという、よくニュースで見ても「しつけの一環です」という答弁がニュース等で流れておりました。やはり国では、骨子の中では体罰を行うことを禁止しておりますが、今までの解釈としてどうだったのか。このしつけが、逆に言うと、認められてきたという経過が、ああいうニュース報道になっているのではないかと私は受けとめましたけれども、今までそういう意味でのしつけということで求められたというより、権利としてやったという意識もあったと思えますけれども、その辺の今までの解釈はどうだったのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 子どもが親から、しつけという名目のもとに、親の思いだけで叩かれて育つというところは、また悪影響ということで、今の親御さんが叩くというのは、自分もそのようにして育ったという悪循環に陥っているのだというようなところは、テレビ等の報道でも言われているところがございます。ですので、今回、児童福祉法の改正の中で、しつけという名のもとに体罰をするというところは禁止するという考えになってきていると思っております。まず児童虐待というのは、そういう体罰だけではなく、身体的虐待だけではなく、心理的虐待であったり、いろいろあるわけがございますけれども、それぞれのケースの内容に従って、まず町としては、児童相談所やいろんな関係機関と連携を取りながら対処をしていきたいと考えているところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） その体罰の中で、先程言った千葉県の野田市の例、結局お母さんも逮捕はされました。その他にも、ある切実な訴えで、西日本に住む4人の子どもの母親、30代ですけれども、この方が再婚をした相手に、「子どもに対してお前のしつけが悪いから俺は怒っているんだ。お前はだめな女だ」と言われながら、血縁関係のない長女や次女に長時間正座させ、失禁すると怒った。「お前も殴れ」と言われたということであります。それを拒むと夫から強く殴られ、「従わないと子どもが殺されると思った」ということであります。

ところが、離婚したくても、先程の社会経済と同じで、離婚後1人で育てるお金も力もないということで離婚にも踏み切れなかったということでもあります。やはり中には、そういう現状もあるわけですので、ただ一片を見ながらという行政の指導ではなく、やはりそれらのものもよく見据えた相談等をしていくべきではないかと思えますけれども、そのような考えはどのようにでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） もちろん、先程町長の答弁にもありましたけれども、子どもの虐待ということにつきましては、いろんな要因が複雑に絡み合っているというところがございます。志田議員がおっしゃいました例にありますように、子どもが体罰の対象となるだけではなく、目の前でお母さんがお父さんから殴られたりするということも子どもにとっては大きな心の傷になりますので、それも心理的虐待だと捉えられております。

また、経済的な部分につきましては、国の制度で児童扶養手当とか、いろいろあるわけですが、ぜひ自分の心の中の判断だけではなく、いろんなところに駆け込んでいただく。そこから、いろんな関係者への支援が広がる。また、地域の中での見守りというようなところでも、何か声が聞こえてきたと。それが事実でなくても、こうなのではないかという疑いでも、町、行政とか児童相談所の方に通報してもらおうといいますが、連絡をしてもらおうというところからきっかけが生まれるというところもありますので、そういうところにつきましては、本当に日本の中で周知を図っていかなければならないという事柄だと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の質問にも関連しますけれども、どうしても旧集落においては、子どもが県外に行ったら帰ってこないということで、高齢者世帯や一人暮らし等が増えて、地域の関係が危うくなっている。前は、田舎の良さで、皆が逆に干渉をして、あそこの子ども、あそこの家族はとやってきたわけです。その環境が、先程言った、子どもが帰ってこないために高齢者だけになっている、外出がないと、よその家庭環境を見る場が少なくなってきたということで、地域で育てるという環境がなくなってきたので、私は、この田舎の良さ、こういう現状の中で関連して質問しているわけですが、やはり中には、家族の人数が多い家もありますので、そういうものをどう捉えて、こういう危険な状態を回避する方策と、この地域の状況を良くする方策の考えがありましたらお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 児童の健全な、健やかな成長というのは、まず、その親御さんだけでなく、周りの方、また、地域にとっても喜ばしいところでもありますので、そういう思いのもとで見えていくというところは、とても大事なところだと思っております。個々の子育てをしている家庭につきましては、健康係、そして、子育て支援センターのいろんな事業を通じて孤立を防ぐというような手立ては行っておりますけれども、例えば、子育て支援センターの事業に参加すると、他の親子の方々と一緒になって、そこでまた輪が広がったりというようなところで、それも一つの地域を知るというようなところに繋がっていくのではないかなと思っております。

ですので、親子に対応する部分と、親子同士の繋がりだったり、町との繋がりだったりというものを、そこに繋がっていくような取り組みというところも、とても大事なものだと思っています。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程、三川の人口は横ばい状態、あるいは若干の減ですけれども、世帯数は増えております。ということは、ますます核家族化となっておりますので、それらを、やはり地域でお互い見ていくという環境づくりが必要ではないかと。やはり若い世代だけでは、子育ての経験が少ない。あるいは、同居していれば姑に相談、あるいは姑が見てくれるということもありますけれども、そういう相談相手が少なく、悩みからもこういう現象が起きる要因の一つとっておりますので、今後そういう点を重視して行政展開をしてほしいと思います。

続いて、学校教育であります。空調設備ということで、3月中に入札を行い、夏休み前には設置完了したいということでしたけれども、今年の猛暑で起きた痛ましい事件は、野外活動を行って、教室に冷房設備がなかったということがありました。夏休み中の運動部、野外での運動のあとの対応として利用できるのか。それとも、こういう設備利用はできないのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問の野外での活動に関して、この空調設備を利用できないかということでありました。まず、今回町の方で整備を考えておりますのは、普通教室への設置ということで考えております。それ以外の部分、例えば、特別教室、集会室でありますとか保健室等については、すでに建設当初から空調設備が付いているところであります。例えば、運動部活動、グラウンド、さらには体育館という部分もありますが、そういった部分、当然、学校の部活動顧問としては、熱中症を考慮しながら活動を進めていくということは当然であると思いますが、中には、そういった対応の中でも熱中症になってくる子どももあらうかと思っております。そういった場合については、当然、保健室なり、そういった空調を十分使いながら対処していくものというふうと考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、プログラミングについてであります。やはり先生方も対応ということですが、専門家に指導を仰いで、先生方が勉強する、それ以降、授業に用いるということであろうと思いますが、先生方の勉強する機会、予定はどうなっているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 教育長の答弁の中でも申し上げましたが、プログラミング教育につきましては、通常の授業の中で応用される考え方という部分のものであります。2020年度からの導入に向けて、31年度におきましては、町の教育研究所の中でも、教師の資質向上といいますか、研修の機会を予定しているということ聞いております。具体的には、民間のプログラミング教育に使うためのソフト的なものといいますか、そういったものが出

ておりますので、研修の方法の一つとしては、そういったソフトの開発業者から実際に指導を受けるですか、または、国におきましては、無料ソフトというのも出ておりますので、それらについて、先生方同士で、どのような活用をした方が有効的に使えるかというような勉強会になろうかと思われまます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そのプログラミングというのは、表現する手段を知ってもらうということでもあります。そのことによって、子どもたちが作ることの楽しさ、体験が将来的に活かされるということですので、豊かな人間教育に繋がっていくということで、文部科学省も進めていることでもありますので、その辺の、子どもにいろんな体験をさせるということを進めてほしいと思います。

続きまして、健康福祉についてであります。先程の答弁であったとおり、インフルエンザは生後6ヶ月から12歳、13歳以上からまた別になりますので、2回が適当と言われております。ということは、最初の方は、子どもはインフルエンザワクチンの効き目がなかなか現れない、免疫の未熟さからワクチンの効果が効きにくいということでもあります。それで、わずかな量ですけれども、2回接種、そうすると、2回目は免疫が増強されるという事があります。その間、やはり約1ヶ月間空けなければ2回目の接種はできないということでもあります。それも親としては、先程言ったとおり、実費ですので、経験のある方は分かると思いますが、医者によってインフルエンザワクチンの接種料金が違うんです。それで、少しでも安いところを探して打っている。普通の内科では、子どもの接種はあまり積極的ではないのではないかと。小児科とか、どうしてもそういうところに行かざるを得ないというのが今の現状だと思います。そういう、親が子どものためを考えて少しでも安いところを探しておりますので、少しでも助成できれば親の負担も軽減されて、安心して子育てができるということでもあります。今のところは考えていないということですが、やはり子育てしやすい町、医療費無料の町とか、そういうことで、先程言ったとおり、三川町に転入して家を建てたり暮らしておりますので、それらの対応の考えをもう一度伺います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） インフルエンザワクチンにつきましては、予防接種法の中で、まず定期の予防接種というところで、高齢者の方とかは、罹患すると重症化になりやすいというような理由で、町の方で助成をして予防接種をしておりますけれども、子どもについては、その予防接種法において、2次接種となっていることから助成をしていないところでもあります。その考えにつきましては、やはり町としては、法に基づいた定期接種として規定されている、例えば、その範囲が、対象者が拡大されれば、拡大された対象者の方に広げていくという基本的な考えを持っていることから助成の考えは持っていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程から言っているとおり、大人は1回の接種で料金もいいわけですけれども、子どもの場合、12歳までは、やはり2回の料金が発生するということですので

で、それに少しでも手助けできるような方策を、子育てしやすい町づくりを目指す本町で導入するべきではないかと私は思って提案しているわけですので、今後考慮いただければありがたいと。よその町より先導して、今までも三川町はいろんな面で、お祝い金とか医療費無料とかをアピールしてやってきて、先程の人口の流入もあるんだと思います。やはり三川町から先導してやれば、医者に行けば、三川町の人は助成を受けているので、負担が少なく予防接種できているということも広がると思います。やはりその辺から先手を打ってやるべきだと思います。先程言ったとおり、私もあまり知識なかったんですが、予防接種をしないためにインフルエンザにかかって脳炎を起こして、何年もそういう状態が続いているという映像を見ました。やはりその辺、インフルエンザを甘く見てはだめというより、予防しながらやっていく必要性を感じたので、その辺も広く啓発していくべきではないかと思っております。

それで、今出ました65歳からの助成でありますけれども、その通知が10月中旬から1月31日までという助成の解釈でいくわけですがけれども、先程言ったとおり、効き目が2週間後からですので、それが10月中旬からですと、11月から効いてくる。そして、5ヶ月間ですので、3月頃までは大丈夫ではないかと思われま。これを、よその町では、1月31日を12月31日までという指導を行っているところもあるという情報も得ました。やはりこれを受け取った人は、1月31日まで行けばインフルエンザの予防接種ができるという状態で、インフルエンザがピークになった状態で行ってしまう可能性もあります。65歳以上の人は。これが、12月31日までと書いてあれば、この助成を受ける、ワクチン接種を12月中まで終えるということになるかと思えます。その辺どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 65歳以上の方の予防接種につきましては、10月15日から1月31日までの実施期間としておりまして、10月に入ると対象者の方にはがきで通知をしているところでございます。予防接種の効果というのが接種後2週間後から概ね5ヶ月程度、また、その流行といいますか、流行り始めるのが11月頃からで、ピークが1月下旬から3月上旬というようなところで、今その実施期間というものにつきましては、10月15日からしているところでございますけれども、結構皆さん、そのはがきが届くと医療機関に行っているようでございます。志田議員がおっしゃった、その実施期間の終わりの見直しというような点につきましては、実際1月に受けたことによってインフルエンザにかかったとか、そういうような方の情報というのはいないわけですが、その終わりの部分について、もっと検討する必要があるのではないかと。早く終わるよというところは、私どもの方も考えていく必要もあるかなと思ったところでございますので、検討していきたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 前向きな考えがありましたけれども、私が言っているのは、その部分ともう一つ、先程から、1月ピークとかなるわけですがけれども、その2週間前には接種しなければならぬ。昨年も若干あって、一昨年なんかいい例ですけれども、その時期に行っても、どこの医者にもワクチンがない。接種できないと。医者を回っているという現状もあ

ります。それが、早めに行けば、早めに予防すれば、ワクチンがあって、いろんな医療機関で接種できます。ここ数年の経過を見ると、打つところでワクチンがなかったという現状が起きました。やはりそのためにも、こういう早めからの、逆に終わりの部分は65歳の補助は分かりましたけれども、やはり10月中旬より若干早めの対応をすべきではないかと思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 2017年にインフルエンザワクチンの不足が発生したというようなところがあったようでございます。それにつきましては、国の方では、次の冬に流行ると見込まれるワクチンを作るわけですけれども、2017年は、その決定に少し時間を要したというようなところで、必要量のワクチンが出回るといところが少なかつたというようなことがあったようでございます。それと、一部の医療機関が大量に購入をしてしまったところがあって、なかなかワクチンを手に入れるということが難しかった。そのためにワクチン不足の医療機関が出たというところのようでございます。インフルエンザの流行の時期が終わってから、その医療機関から大量に購入したところは、その返品をしたというようなところで、そういう事態は招かないようにということで、国の方では通知を出しているところのようでございます。そのワクチンにつきましては、培養に6ヶ月近くかかるというようなところでありまして、10月には必要量が、今は生産できているというような話でございましたので、不足するので早く行かなければというような懸念というのはないものと受けとめているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 前は、例ですけれども、A型を作っていた場合、B型が流行ってというような現象で、そういうこともあったかと思いますが、今は四つのものに対応できるインフルエンザワクチンになっております。ですので、早めにやるべきと思いますし、今冬の、この間までのピークでも、やはりワクチンを打っていた人は、インフルエンザにかからないことはないです。かかっても軽症で済んでいると。でも、体温を測ったら36度いくらで、医者に行ったらインフルエンザにかかっていた。でも、ワクチンを接種していたので軽く済んだという例が今回多くありました。やはり四つのタイプに対応したワクチンとなっているから、そういう現象が起きたんだと思います。ワクチン接種の啓発はこれからも、65歳以上だけではなく、普通の年代にも、その重要性、重症になった場合の怖さなんかも進めていく、広めていくべきと私は思います。

それで、次ですけれども、女性消防団員についてですけれども、消防団長の管轄ということでありました。でも、女性団員募集というチラシを全戸配布いたしました。そこでは、消防団のチラシではなく、三川町役場総務課危機管理係ということになっております。その中の募集で、仕事内容、心肺蘇生や、そういうこともありますけれども、消防団の行事への参加協力ということで、四つの行事があります。我々も、あるいは警察署長等、来賓が来た場合はお茶なんかが出るわけですけれども、女性消防団員が制服を着て行っているわけでありまして。やはり女性消防団員というものは、前はきちんと整列して観閲を受けていた。人数も



もう少しいたわけですが、そういうことをやっていたわけですが、今の感覚では、ただこういう行事の補佐、例えば、反省、懇親の場の材料買い、あるいはお茶出しだけが女性消防団員募集で良いのかという考えであります。団長にも伝えるということでしたけれども、前は、きちんと女性消防団員という待遇で募集をかけて活動をしていたのではないかと思います。

そこで、どういう考えで変わったのか分かりませんが、その辺を確認して、他の消防団員活動等も見ての対応の協議をしてほしいと思います。よそで言えば、女性の消防団の操法大会、全国大会を目指しているところもあるわけですし、こういう中で、三川の消防団員募集では、そういうことは到底できないわけですので、その辺の女性消防団員に対しての考え方、趣旨をやはり今後話し合っていくべきではないかと思っておりますので、もう一度考えを確認したいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 女性消防団員に関しまして、先程チラシありましたけれども、消防団の事務局を総務課の危機管理係が持っておりますので、消防団の依頼を受けてチラシを全戸配布させていただいたものでございます。その結果としては、残念ながら問い合わせもございませんでした。

ただ、先程あったように、観閲という話でございましたが、これについては、志田議員から質問がありましたことを、事務局を通して団長の方にも伝えてあります。実態を見ますと、平成27年度、平成28年度については、分列行進もしていたというふうなこともございました。現在は、春演習については、服装点検を兼ねまして、町長の観閲を女性消防団員も一緒に受けております。ただ、分列行進をしない。あるいは、来賓等への対応をしているということも仕事として一部ございます。それも団長から見ると、やはり事務局体制が不足しているので、女性消防団員に協力をお願いしているんだというような話ではございました。今回の件を受けまして、一つは、行事・イベント等での女性消防団員の業務内容についての見直しが必要であろうと考えております。また、先程、消防操法大会、全国大会の出場というお話もございましたけれども、団長にとっては、ぜひ女性消防団の操法大会への出場をまたしたいという思いもあるようでもございましたので、今回の全戸配布のチラシとなりました。そういった意味では、チラシだけではなく、団長はじめ、団員もそういった女性消防団の確保に向けて、今後動く必要があると考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） これで終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって散会とします。

（午後 3時19分）

平成31年第2回三川町議会定例会会議録

1. 平成31年3月22日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
菅原和子健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 12 日            3月22日（金）        午前9時30分開会

- |       |      |     |  |
|-------|------|-----|--|
| 日程第 1 | 議第   | 16号 | 三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について    |
| 日程第 2 | 議第   | 17号 | 三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 3 | 議第   | 18号 | 三川町税条例の一部を改正する条例の制定について                  |
| 日程第 4 | 議第   | 19号 | 三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議第   | 20号 | 三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 6 | 議第   | 21号 | 三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 7 | 議第   | 22号 | 町道路線の変更について                              |
| 日程第 8 | 議第   | 23号 | 財産の交換について                                |
| 日程第 9 | 議第   | 24号 | 三川町教育委員会委員の任命について                        |
| 日程第10 | 議第   | 25号 | 三川町固定資産評価審査委員会の委員の選任について                 |
| 日程第11 | 議第   | 26号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                         |
| 日程第12 | 発議第  | 3号  | 三川町議会傍聴規則の一部を規制する制定について                  |
| 日程第13 | (別紙) |     | 三川町議会議員の派遣について                           |
| 日程第14 | 発委第  | 1号  | 閉会中の所管事務調査について                           |
| 日程第15 | 発委第  | 2号  | 閉会中の所管事務調査について                           |
| 日程第16 | 発委第  | 3号  | 閉会中の所管事務調査について                           |
| 日程第17 | 発委第  | 4号  | 閉会中の所管事務調査について                           |

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） これから、本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「予算審査特別委員会付託事件の審査結果報告」の件を議題といたします。

予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 予算審査特別委員会付託事件の審査について報告いたします。

### 予算審査特別委員会付託事件の審査報告書

#### 1. 開会の日時及び場所

平成31年3月11日午後2時49分から2時56分まで、14日午前9時30分から午後3時28分まで、18日午前9時30分から午後4時03分まで、三川町役場議場において委員会を開催し、審査を終了した。

2. 出席委員 3月11日 9名、3月14日 9名、3月18日 9名

3. 欠席委員 3月11日 0名、3月14日 0名、3月18日 0名

4. 出席要請者 三川町長 監査委員 教育委員会教育長 農業委員会会長

#### 5. 審査事項

議第10号 平成31年度三川町一般会計予算

議第11号 平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算

議第12号 平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算

議第13号 平成31年度三川町介護保険特別会計予算

議第14号 平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算

議第15号 平成31年度三川町下水道事業特別会計予算

#### 6. 審査の経過

◎ 年長委員 芳賀 修一 委員司会のもとに委員長の互選を行い、その結果、委員長に 梅津 博 委員が当選した。

そのあと委員長のもとに副委員長の互選を行い、副委員長に 志田 徳久 委員が当選した。

◎ 審査の方法は、委員全員により議場において慎重審査し、委員会としての結論を得た。

#### 7. 審査の結果

付託された各予算案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

本委員会においては、以上のとおり決定しましたので報告いたします。

平成31年3月22日

三川町議会議長 小 林 茂 吉 殿

○議 長（小林茂吉議員） 委員長報告に対する質疑ではありますが、今回は議長を除く、全議員による特別委員会であり、審査中に質疑は、十分尽くされたと思いますので質疑を終結します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。  
次に、原案に賛成者の発言を許します。  
2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 平成31年度会計予算に賛成の立場で討論します。

一般会計予算では、町の財政運営が厳しい中でも、人・環境・産業でのまちづくりを実施するために、第3次三川町総合計画で重点的に実施する事業を効率的に進めようとしています。歳入・歳出57億2,000万円で、重要事業である子育て交流施設整備事業の建設着工、かわまちづくり推進事業や安全で安心な環境の構築、魅力ある産業の創出、交流人口の拡大を基本として、消費税が10月1日から消費税率引き上げを見据えての対応です。歳入では、財政調整基金などの基金の繰り入れを行い増額しました。今後も社会情勢の変化に対応し、行政課題に取り組むことを望みます。

国民健康保険特別会計予算では、県から示された国民健康保険事業納付金額を基に、安心して医療を受けられるよう計上しております。

後期高齢者医療特別会計予算では、75歳以上の高齢者等の医療保険制度で、予算では山形県後期高齢者医療広域連合が実施する医療給付事業等の計画を踏まえて編成しております。

介護保険特別会計予算では、高齢化が進むと見込まれることから、介護予防の推進体制の充実、強化を図り、利用者や家族の希望に沿ったサービスを安心して受けられる介護保険事業の円滑な運営を目指した予算編成であります。

農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算では、年々老朽化する施設に対し、予防的修繕等を行い、安定的な運営に努める予算、そして、快適な生活環境の確保、水質保存を図る予算で編成されております。

以上の観点から、平成31年度予算に賛成いたすものであります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決を行います。

各会計6件を一括して委員長報告が行われましたが、採決は区分して行います。

なお、念のため申し添えますが、本件に対する委員長報告は、「可決すべきもの」として決定されております。

初めに、議第10号「平成31年度三川町一般会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第10号「平成31年度三川町一般会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第11号「平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第11号「平成31年度三川町国民健康保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第12号「平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第12号「平成31年度三川町後期高齢者医療特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第13号「平成31年度三川町介護保険特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第13号「平成31年度三川町介護保険特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第14号「平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第14号「平成31年度三川町農業集落排水事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 次に、議第15号「平成31年度三川町下水道事業特別会計予算」の件を採決します。

お諮りします。本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求

めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第15号「平成31年度三川町下水道事業特別会計予算」の件は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第2、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただ今上程されました、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、人事院規則の一部が改正されることとなったため、地方公務員法の均衡の原則に基づき、本条例の一部を改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、民間労働法制において時間外労働の上限規制が導入され、平成31年4月から施行されることとなったところであります。

このことを受け、国家公務員においては、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとなり、地方公務員についても国家公務員の措置を踏まえ、平成31年4月から上限規制を適用できるように条例改正すべきとの技術的助言があったことから、その内容を規則に委任すべく条例の一部を改正いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番(佐久間千佳議員) こちらの条例改正ということで、働き方改革に柔軟に対応するものというふうにとめております。しかしながら、条項の中に「規則で定める」ということで、議会の議決を必要としない規則ということになるわけですが、こちらの規則を定める場合のチェック機能といいますか、そういったところはどこにあるのか。チェック機能が機能するののかも含めてお聞きしたいと思います。

○議長(小林茂吉議員) 本間総務課長。

○説明員(本間 明総務課長) 規則への委任関係の質問でございました。基本的に条例に関しましては、原則として「市民に義務を課し、または市民の権利を制限する場合には、原則として条例によらなければならない」となっております。さらに、首長の権限に属することにつきましては、「法令に反しないこと」、「その権限に属する事項であること」、「他の執行機関の権限に属する事項でないこと」、これを含めて、条例の委任または実施のための細目に関する事項について定めるものであり、先程言った市民以外、町民以外について、特に自治体の行政組織への内容については規則で定めることとなっております。

そういった意味では、条例そのものは議会が定める条例でございますので、先程チェックというようなお話がございましたけれども、基本的には行政組織の内部の定めというような形でございますので、町長の権限の中で執行する規則でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 今の総務課長の答弁の中では、地方自治法第14条の中身の説明なのかなというふうに思いました。性善説でいえば、確かに職員のために働き方改革を推進していくということで、性善説に伴う規則の改定であれば十分推進するべきというふうに思います。また、あってはならないことでもありますけれども、その逆の場合が生じたとき、どのようなチェックができるのかというところが疑問に思うところであります。

また、この規則に関しましては、職員労働組合などの意見聴取などもされるのかどうか。その辺も踏まえて、もう一度答弁願います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 規則につきましては、特に今回の条例の改正につきましては、人事院規則が改正されまして、国家公務員がその対象となり、この4月1日から施行されるものでございます。この国家公務員との均衡を図るために、地方公務員についても同様にその規則を定めるべきであるというような技術的助言がございましたので、今回、条例改正、さらには、その委任に基づき規則の制定を行ってまいります。内容的には、例えば今回は勤務時間の上限の関係でございますので、いけばチェック機能としては、監査委員の監査によるチェックは当然あるかと思えます。

それから、組合との関係につきましては、この条例改正、そして、規則で制定する内容について過日説明を行ったところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 働き方改革という国の大きな流れの中での今回の条例制定と受けとめます。もともと民間の働きすぎを制限するという観点で、この働き方改革というものが出てきたと思います。聞こえがいい言葉ですが、実質的な公務員の職務というものに、どのようにこの働き方改革の推進というものが影響してくるのかというものが、なかなか漠然とした形で見えないということです。当局としてはどのようにその点を捉えていますか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今回は人事院規則が改正されまして、主な内容といたしましては、超過勤務命令の上限が原則として1ヵ月について45時間、かつ1年について360時間の範囲内で必要最小限の超過勤務命令を出すというふうな内容となっております。これに準じまして、本町においてもその規則改正を図ってまいりたいと考えておりますが、組合と交渉中でもありますけれども、単に時間を制限するのではなく、やはりその働き方を考えていく、事務事業を考えていく中で、本当に超過勤務を必要最小限のものとするための目的が必要であろうという話し合いをしておるところでございます。

また、この上限は定めましたが特例もございまして、大規模災害、あるいは緊急処理することを要する業務については、上限時間を超えて超過勤務を命じることができるとしております。この場合についても、ただ、その超過勤務についても必要最小限とし、その超過勤務の上限を超えたものを命じた場合については、その要因の整理、あるいは分析、検証を行うこととなっております。そのときに命じた職員への超過勤務の内容が適切であったのか、そ



の後の大規模災害、あるいは緊急を要する事業に役立てていこうというような趣旨でございます。そういった意味では、私どもにとっても今回の人事院規則、あるいは、これに伴う規則改正は、考え方をもう一度見直すいい機会というふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 超過勤務に関する今回の整理なわけですが、働き方改革という中身、内容に関していえば、もっと大前提の中での同一賃金、同一労働というものも私はあるのかなと思います。今回はそれには触れていないようです。

町の中で課題というのは、今の超過の部分もありますが、正職員と非常勤職員の整理といえますか、非常勤職員の方々に非常に多くの仕事を頼っているという問題もあります。その辺の整理についてはこれからなのかなと思いますけれども、現時点でその点について町の方ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 一般職非常勤職員の賃金等の雇用の関係につきましては、2020年4月から会計年度任用職員が改正地方公務員法に基づきまして対象となります。それに合わせて見直しをしていこうと考えておりますが、なかなか全国的な今の進め方を見ていると、同一労働、同一賃金というのは難しいのかなという面はございます。なお、制度の構築を進めてまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第16号「三川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第17号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第17号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の特別職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、平成31年度以降の6月期、及び12月期の期末勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、すでに改正している三川町一般職の職員の給与に関する条例に準拠し、それぞれの支給月数を100分の160.25とするものであります。

併せて、本条例別表3の特別職の報酬を定める規定において、産業医の年額報酬の規定を削除するものであり、新年度以降は業務委託の方法により引き続き産業医を配置してまいります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第17号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第17号「三川町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、スポーツ基本法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、スポーツ基本法の改正に伴い文言の整備を行うものであります。

また、今般、本町税規則の全部改正を予定しているところであり、改正後の規則においては、町税における個々の災害被害者等の救済対策を適切に取り扱うことができるよう減免措置等について規定することとしていることから、税条例の「町民税の減免」規定について、整合性を図るために改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 文言等の改正というものは分かるのですが、新旧対照表において少し分かりにくい点がありますので伺います。

町民税の減免について、第51条の第1項「公私の扶助を受ける者等」ということですが、改正前は、生活保護法という法の規定というものがはっきりしているわけですが、「公私の扶助を受ける者」の「公」についてはある程度はっきりしているはずですが、「私」の私的な扶助援助というものはどのように判断するのか。この辺が少し分かりにくいのですが、これはどういった内容なのでしょう。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 規則の中身の方になりますけれども、まずは生活保護法の規定による「生活扶助の適用を受けている者」というところがございまして。さらに、生活保護法の規定による「生活扶助以外の扶助の適用を受けている者」ということで謳っているところがございます。具体的には、そういった部分での想定というのはなかなか難しいところがございますけれども、まずは生活保護法までにはいかないまでも、生活保護に至る直近といった部分、そういったところでの適用等が考えられるということがございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 今までの「生活保護法の規定による保護を受ける者」から範囲を広げたということだと思います。その広げた部分について、今の課長の答弁にもあったように、この文面では具体的なものが我々としても頭に浮かばないということで、曖昧な表現というふうな判断しかできない内容だと思うのですが、この辺はもう少し改良すべき点があると思います。なお、具体的な説明があればお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 具体的には想定というものはなかなかしづらいということで、事務を進めるうえでは話し合いをされていたところですが、ただ、どうしてもやむを得ない場合等については、「町長が認める者」ということ。近隣の市町村でもこういった条文があることから、同様の条文を設けるべきという考え方のもとで、こういった表現にさせていただいたところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 近隣の市町村の例もあってということですが、今言った町長の判断というものが、何を基準にどう判断するのかと。その辺が曖昧なのではないかということで感じるわけです。この辺を整理する必要はないのかどうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） こういった表現ではありますけれども、そういったところで、この条項、条文を規定した際も、係内でだいぶ議論はされたところですし、今後具体的にこういった施行がされた後には、そういった申し出もあることから、考え方の整理をきちんとしていく必要があらうかと思っております。また、そういった部分でも近隣市町の取り扱い等も十分参考にさせていただきながら進めていきたいというふうに考えます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） ただいまの同僚議員の質問の答弁では少し分かりにくいのかなと私も聞いておりました。きちんと「公」と「私」、この区別がはっきりしないと、やはりここに載せるのも少し無理があるのかなと思ったところです。

その第51条の条文で少し伺いますが、「該当する者」を「該当するもの」と平仮名に変えているわけですが、漢字の「者」は人を指すものと理解をしております。平仮名になりますと「しなもの」、いわゆる「くだもの」、あるいはいろんな「しなもの」も「もの」に入るわけですが、この問題もはらんでいてこういう平仮名にしたのか。もし、その辺が分かればお知らせ願いたいと思います。

それから、もう一つ。第142条第4号の規定は、平成35年1月1日から施行ということですが、これはなぜ平成35年なのか。この説明をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 第1条につきましては、町民税の減免を謳っている条文でございます。町民税につきましては、個人または法人の両方がございます。各号で両方とも謳っている関係から、この漢字の「者」から平仮名の「もの」に変えたというものでございます。

それから、第142条の改正でございます。このスポーツ基本法の改正の国民スポーツ大会の施行につきましては、この名称の法律の施行が同じく平成35年1月1日からというふうになってございますので、同様の取り扱いということでございます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 最後のスポーツ基本法の関係で、平成35年1月1日施行ということで分かりました。当初は「国民体育大会」になっておったわけですが、これは今述べられたスポーツ基本法にのっとって平成35年から変えると。なぜこれは「国民スポーツ大会」というふうに変えたのか。もし、理由が分かればそれも一つお願いしたいと思います。

先程の課長の答弁の中で、やはり「もの」というのは分からないわけではないですが、本来ここで言う「もの」というのは、現行の「者」の方が当たっているのではないかと私は思うのです。やはりこういう平仮名にしますと、ほとんど今まで平仮名にしてきた条文が相当ありますけれども、やはり相手に対して言い方が非常に悪いというか、申し訳ないような、そういう文面もあったわけです。ここで言う「もの」は税金の減免の関係ですので、該当する「もの」というのは漢字の「者」だと思います。やはり平仮名にする信憑性というのは私はよく分かりません。もし何かあればお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） まずスポーツ基本法の改正理由でございます。大変申し訳ございません。その部分の資料を持ち合わせていないものですから、頭の方にも残っていないものですから、後程お願いしたいと思います。

それから、「もの」の表現、字ですが、個人にかかわる部分ということであれば漢字の「者」ということで理解しますが、ここの条文には法人格等も入ってございます。

ので、そういった意味合いからということで、ご理解をいただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

9 番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） ただいま上程されました議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場で討論いたします。

改正案において第51条の1項「公私の扶助を受ける者等」への改正について、この内容の説明を受けましたけれども、内容について不明確であるという印象を拭えません。私の扶助を受けるというのは、誰がどのような基準で判断するのか。その点について明確でないということで、この条例については、さらに検討を要するものと判断するところであります。

以上の理由で、議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」については反対するものであります。議員諸兄の賛同を求めたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） ただいま上程になりました議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」について、賛成の立場から討論いたします。

改正文の中での「公私の扶助を受ける者等」についての改正につきましては、今現在、具体的な内容はないというものの、今後この条例の改正施行と同時に実施されると思われまます三川町税条例施行規則の別表第1に謳っておりますとおり、「生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助の適用を受けている者で、町長が必要と認める者」、この「町長が必要と認める者」につきましては、先程の答弁にもありまして、周辺市町村の動向等を勘案するというございですが、そもそもが税条例改正そのものが国の方針に基づいての改正ということから類推しますと、この町長が認めるべき、いわゆるNPO法人、あるいは個人的に扶助活動を行っている者というようなことで、具体的な例が示されてくるものと考えられるところをござい。

そういったことから広い観点での改正が必要ということをお認めまして、賛成といたします。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第18号「三川町税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時12分）

- 議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時35分）
- 議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長から先程の8番 成田光雄議員に対する答弁で答弁保留があり、このことにつき答弁したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。
- 議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。
- 説明員（五十嵐礼子町民課長） スポーツ基本法の改正に伴う「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」に改正された理由でございます。平成32年、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機とし、世界各国とさらに協調するためということで、「スポーツ」の語を基本的に用いることとして、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改めるということでありましたので、ご報告させていただきます。
- 議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。
- 説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。  
本案につきましては、利用扶助費の支給を月単位から年単位に変更し、前月までの未使用分の利用券も当該月に使用できるようにすることで、障害者のさらなる社会参加を図るため、所要の改正をいたしたく提案するものであります。  
以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。
- 議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。
- 7番（鈴木淳士議員） まず最初に提案理由で説明ありました、この議案書にも載っておりますが、「当該月に使用できるようにする」というこの「当該月」という部分でありますけれども、どの部分を指し示しているのか説明を求めたいと思います。通常、「当該」という場合は、前の文章に何らかの表現があって、その表現を繰り返すことのないように「当該」という文言を使うのが一般的です。これから見ますと、月を表現するものは「前月」ということとなりますので、当該月が前月になるということでは、いささか制度の運用について疑義が生じるということでの質問であります。  
それから、もう一点。改正文が扶助費の支給を月から年に変えるということから、「月4回」を「年48回」に改正するという内容であります。そもそもこの福祉タクシー利用扶助費支給条例の目的というものが、積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるために料金の一部を扶助するということからしますと、おそらく月4回というのは、1ヵ月はおおよそ4週ということで、週1回は外出の機会を設けるべきというような観点から当初の条例が設定されたものというふうに理解されます。となりますと、年間に直しますと52週あるわけですので、正月、年末年始は家にいらっしゃるというようなことから考えますと、年回50回という数字の方が妥当性あるように感じます。あえて48回という、単純に4掛ける12ヵ月が48というふうに類推しているところではありますが、48回に特定した根拠をお伺いした

いと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） まず1点目、提案理由の「当該月」という表現の仕方についてでございます。この心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の中に、利用券の様式が定まっております、この有効月が何月というふうに定めてあります。その月を「当該月」というように表現したというところでございます。

2点目の年間で考えれば48回ではないのではないかとということで、年間48回と定めた理由ということでございました。月4枚というような利用の仕方につきましては、実際に今利用している方にも浸透しておりますので、できるだけ混乱を少なくという意味合いから、前月までの利用券が残っている分については、今月も利用できるようにという考えから48回としたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） まず1点目の利用券の中に有効月が何月という表現があるために、「当該月」という表現をしたということでありまして、せっかくの改正がもとに戻るということになるわけですので、当該月に使用できるということは、その特定された月に使用できるということですから、狙いとすれば、その月以外の翌月以降も使用できるように改正したいというのが、この改正趣旨というふうに理解しているところで、そういった点では、この提案理由は不適切な表現と言わざるを得ないところであります。

併せて、改正文も「月4回」から「年48回」、残った枚数を翌月以降も使用できるようにしたいということであれば、本来の改正は「月4回までとする」という今現在の条文に、ただし書きで「翌月以降も使用できることとする」というような改正が本来の改正目的ではなかったかというふうに感じるところでございます。その点についての見解を求めたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） この改正の内容につきましては、担当の係とも十分協議をいたしまして、今回の改正内容にしたところでございます。細かな部分につきましては、先程言いましたように、条例の施行規則の中で改正していくということで、今検討しながら準備を進めているというところでございます。議員がおっしゃいましたように、ただし書きで定めるかというようなところも検討した内容の一つではございますが、最終的に規則の中で定めていこうということで、この条例につきましては「年48回」としたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 以前から身体障害者の方からの要望があった条例の改正だと思いません。その関係で、今回の改正には入っていませんけれども、条例の文面にあります「1回につき一般乗用旅客自動車運送事業運賃料金初乗料金（基本料金）相当額の扶助費を支給する。」というのがありますが、その1回という解釈ですけれども、これはあくまでも1回乗るといふことの基本料金という話で、では、降りた後に、帰りに乗ればそれも1回というふ

うな解釈でよろしいのでしょうか。また、今の改正になりますと、往復に限らず、1日2回も往復する、別のところに行く可能性もありますので、そういう意味の使用も可能かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 1回につき初乗料金相当額の扶助費を支給するというところでございますので、一旦降りて、また別のタクシーに乗るとなれば、そこでまた初乗料金というのは発生するでしょうから、同じ日であろうと2回目というふうになると、私どもも協力企業の方も理解しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） いろいろ文言等、解釈についてはあると思いますけれども、その辺は規則というところで、もう少し分かりやすく説明していただくということ。また、長年にわたって身体障害者の方からも要望があった件なので、利用をますます進めていただくように、告知の方法といたしましょうか、その辺はどのようにお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 具体的な取り扱いにつきましては、今までよりも複雑になるかと思っております。今考えている条例の施行規則の中の利用券につきましては、先程も言いましたように有効月ということで、利用できる月を限定しているわけですが、これからは何月から翌年3月までというように、その月と、あと、前まで使うことができた利用券につきましては、今までは町に返還していただくしか方法がなかったわけですが、それも手元にあれば使うことができるようにとしたわけです。

その利用者の方への周知につきましては、この利用券の申請の取りまとめから利用券の配布までは民生委員を通じてお願いをしておりますので、まず第一には民生委員にこの内容についてしっかりと周知を図るということ。あと、利用者の方から問い合わせ等がありましたら丁寧に説明をしていくこと。さらに、協力をお願いしております、協定を結んでいるタクシーの会社の方にもしっかりとこの改正の内容について説明をして、現場の中でトラブル・混乱が発生しないように、丁寧に説明をしていかなければならないというところは努めていく考えでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 福祉タクシーの利用費補助ということでありました。利用者の方からも、また、今ありました民生委員の方からも、無効になる部分があったいなというような声を聞いております。

利用状況についてお伺いしたいのですけれども、対象者数はどのくらいおられるか。また、これまでの月4回としたとき、無効になる部分はどのくらいあったのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） すみません、平成30年度の状況というところ、今までの



状況というところでは資料を持ち合わせておりませんが、平成29年度の状況につきましては、事業報告書の中にも載っているところでございます。交付者数が40人というところで、利用率が21.5%です。これは月4枚ということで、年度の途中でも申請はできるわけですので、年度の途中で申請があったときは、その月以降、年度末までの利用券を交付してまいりました。その交付枚数を分母といたしまして、利用枚数を分子として利用率を出しますと21.5%で、残念ながらここ数年、だんだん下がってきていたというところでございます。

このたび、平成31年度に向けての申請書を民生委員から取りまとめをお願いしているわけですが、そのお願いの際には、使うかもしれないという部分については、いつでも申請できますということで、まったく48枚が無駄になるというようなことはないようお願いをしたというところはございます。そして、今現在、平成31年度の申請書をいただいている枚数というのは、今週聞いたところによりますと、21人というように係の方では今現在申請していたようでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 利用者の方からお話を伺いますと、やはり冬期間外出を控えるようになりまして、障害者ゆえの環境ということに合わせての対応が求められているのかなど思ったところであります。なかなか利用率も21.5%となっているということでもあります。また、初乗料金の支給、支援ということになっていると思います。中には、超過料金も対応できないかというような声もありますけれども、福祉タクシーの利用の課題について、どのようにお考えか。また、利用率向上に向けてどのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） この事業についての課題というお話でございました。この事業に協力してくれるタクシー会社、この事業が発足した当時は確か1社だったと思いますけれども、利用実績がほとんどないという会社もありますけれども、今協定を結んでいる会社は9社ございますので、そのように住民の利用者の方々が利用しやすいようにというところでは、配慮をしながらこれまできているというところでございます。

さらに、今回このように改正をしたというところが、利用者のアンケートの中では、月単位ではなく、年間使える枚数にしてほしいとか、前の月に残ったものは使えるようにしてほしいというような要望がございました。この事業の目的は外出支援ということで、その外出がある月に過度に集中しすぎないようにという配慮も大事かと思われますので、このたびはこのような改正内容としたところでございます。ただし、この扶助費の支給については、三川町独自で、他のところも行っておりますけれども、やり方というのはそれぞれ違いがあるようございますので、他の状況も確認をしながら、来年度の改正を受けて、利用状況がどうなっていくのかという状況も踏まえながら、必要な場合はまた内容について検討していかなければならないと思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先程同僚議員も質問されておりましたが、確認の意味でお聞きしたいと思っております。

まず提案理由においては、「前月までの未使用分の利用券も」というふうに載っております。しかし、条文の中には「年48回まで」ということで、未使用分のみならず48回を本人の裁量で使用できるのかどうか。この辺が少し曖昧になっているのかなと思われます。その辺をはっきりと教えていただければと思います。冬期間の利用がなかなか少ないのではないかというような意見の中で、やはり春から秋にかけての利用というところで、本人の裁量において、前月の分を先に使うなど、そういった利用が可能なのかどうかお聞きしたいと思います。

また、今は9社が協定をしているというような説明でありました。今回の改正において、その9社と協定を結ぶ際にトラブル等はなかったのか。今までのサービスが継続できるのかどうか。事業実施の中には、「介助等、親切丁寧に接する」というような文言も一文入れられておるわけであります。例えば、利用者が偏った場合の対応等は協議されているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今回の条例施行規則の改正の検討段階であるわけですが、今の状況で考えていることにつきましては、この規則の中に利用券という様式が定まっております。有効月ということで「何年何月」ということで明記しております。それを新しい規則の中で、「何月から翌年3月まで」という表現にしてはどうかと考えております。例えば、4月の4枚分は4月から翌年3月までとします。5月につきましては、5月から翌年3月までとします。ですので、その5月に利用する方は、5月から翌年3月までの利用券4枚のほかに、もし、お手元に4月から翌年3月までという有効期間の利用券が残っていれば、それも使えるようにすると。ただし、5月については、6月からとか7月からという表示のある利用券は使うことができないということです。残っている部分はあくまでも前月までの未使用分というところを利用者の方にも、そして、タクシー会社の方にも分かるように説明をしながら、適切に使っていただきたいと思っております。

2点目の利用者の方が偏っているというところにつきましては、この利用券を受けた方の利用状況ということでよかったですでしょうか。中には、毎月4枚使うという方もいらっしゃいますし、1枚であったり2枚であったりという方もいらっしゃると思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 利用に関しては、前月分を使うというようなことで理解しました。やはりこの事業を促進するうえにおいては、現状の21.5%という利用率をどのぐらいまで上げるかという当局の見込みだと思われますが、半年サイクルであったり、ある程度大きいスパンで利用できるような、本人の裁量でもっと自由に利用できるよように変えていくべきではないかと思われます。その利用実績を踏まえて事業検討というところに向かわれるべきと思われますが、そういった協議を今後されるのかどうか。

先程の質問の中では、利用者が偏った場合という言い方をしましたが、当局において利用率を高めるという目的を持った場合、タクシー会社の方でサービスが行き届かなくなるのではないかという懸念があるのではないかというところで、タクシー会社との協議の状況。今

後、町がどのぐらい利用を増やしていくのか、目標を持っているのか。そういったところも踏まえた協議がされているのかどうかというところをお聞きしたかったわけなので、もう一度お願いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今回改正となった内容で、もし来年度していくことになれば、当然その利用状況がどのように変化したかというところは把握していく必要があるわけですので、その中でこの事業のやり方、そして、この目的に達するためによりよい方法があるのかどうかというところは、検討していく必要はあろうかと思っております。

また、タクシー会社の対応につきましては、今の部分、丁寧にといいますか、介助が必要な場合はその部分も手助けをしてというようなところで、タクシー会社の方にはお願いをしております。今回このように町の方で改正を考えているというところにつきましては、今協定を結んでいる事業所の方とやり取りをしているところでございます。特に、その中で異議だとか仕事がやりにくいというような反応があつてというようなところは聞いていないところでございます。

それから、月という単位ではなく、半年とかもっと大きなスパンで考えていくべきではないかというようなお話でございました。私どもといたしましては、社会参加の支援ということで、何度も申し上げますが、ある月に過度に集中しないようにというようなことを考えて、月4回までということで今までしてきたところでございます。これにつきましても、これからの利用実績等を見ながら、必要な場合は考えていかなければならないとは思っているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 一つだけお聞きします。

利用率が21.5%ということが平成29年度にあったみたいです。ただいま同僚議員も言ったとおり、やはり利用の仕方ということでは、一つの月に偏らないようにというふうな意味があつたとは言いながら、やはり4月はお祭りがあつたりと、いろいろその月で、冬はなかなか天気が悪くて出かけられないということもあります。実際に今まで月ごとに返還されたデータというのは取っているのでしょうか。その辺を見て、利用状況を上げるようにした方がいいと思うのですが、今までの利用券の返還の月ごとのデータというのはあるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今、手元には資料を持ってきてございませんけれども、タクシー会社からの請求書と同時に、利用者の方が運転手に渡しました利用券も役場の方に戻ってきます。それを担当係の方が集計をしまして、請求書の内容と合っているかどうかを確認しまして支出をしております。その辺につきましては、今まで扶助費として支出した内容については、月ごと集計をしているところでございます。

今回は、例えばその方が月5回を超えて利用した場合も、私どもの手元には月4回までの利用券しか届いておりませんので、どのくらい利用券を使わずに、まったくの自己負担でタ

クシーを利用したかというような状況については、把握できていないというところがございます。ただ、1年前に取りましたアンケートの内容で、年間の枚数にしてほしいとか、前の月まで使うことができなかつた分も、この次に利用できるようにしてほしいとか、そういうような回答がご希望としてあったものですから、まずそれに応えていこうということで、今回はこのような改正について提案をさせていただいたところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） この身障障害者福祉タクシーの関係は、相当前に言ったのかなということで、この制度を利用している方にとっては、大変ありがたい制度になったのかなと私は思います。

先程同僚議員より質問がありましたけれども、やはりこれを利用される方は、そもそも年金暮らしで、ほとんどお金のない方が多いと。支払い能力は、家の家長がほとんど払っているというふうになるわけでございます。やはり今現在年金暮らしで、しかも、こういう大変な状況にある方は収入がないので、そこは何かならないかという質問があったようであります。

そこで少し伺いますが、こういうタクシーの補助は福祉の方が所管になるわけでございます。北部・南部自立定住圏というものがありますが、その構想の協定書というのがあります。確か、平成24年の10月6日だと思いましたが、その協定書の中身に、お互いに協力し合って、例えば人を動かす、運ぶという、いわゆる「交通利用ネットワーク」、これをやはり話し合っておくのではないかとということで明記されております。ですから、年金暮らしの方は大変です。ですから、この協定書を利用して、それで協議をして、お金だけを出す。このお金だと少し不足なので、やはりもう少し多めに出す。確か、大きい市には800万円とか、金額ははっきり分かりませんが、これを活用した場合、それぞれの制度を活用した場合にお金が入ると。市に入るわけですので、その辺が町にもそういうことを少し利用できないのかなと。そういうことで、この所管は企画の方になるわけですが、いわゆる協定書の事務レベルでそのような話し合いはなされたことはあるのかどうか。私はこれから、この協定書の中身を話し合っ、今はウーバー（Uber）の時代が来ようとしています。ですから、やはり町も市も協定書がありますから、それを活用して、やはり前へ進めるというふうなことを考えられませんか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） ただいま質問がありました南部定住自立圏構想の中で、そういった交通体系の枠組みの連携を図るといったものもでございます。さらに言えば、北部定住自立圏においてもやはり同様の形で、そういった交通のネットワークについては連携を図っていきましょうという協定内容で、それぞれ行っております。具体的な中身としましては、例えば、南部定住自立圏におきましては、庄内交通のバス路線の維持でありますとか、そういった部分が、今現在行っているような事務の大きな流れとなっております。今のような庄内管内における、どこの市・町でも抱えている、そういった交通体系の枠組みに関しましては、昨年度も庄内総合支庁に音頭取りをさせていただいて、庄内の5市町が集まって、そ

ういった課題を話し合うといった機会は、昨年度も何回か実施したところでございます。

具体的なそういった課題解決までには、まだそういった協議が必要だと思っておりますけれども、先程議員が申されました定住自立圏による財政措置については、すでに本町の場合、上限額が1,500万円ということで、その部分についてはすでに他の事業で上限額に達しているような状況でございます。全体の枠組みの中で、そういったことも今後は、南部・北部に限らず、庄内全体の中で協議がされていくものと認識しております。

○議 長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） ぜひ協議を前に進めていただきたいと思います。

やはり鶴岡市とはいろいろな面で、施設を建てるにしても、三川町と一緒にあって、印鑑を押して、そして、同意をして、数億円というお金も入っているわけですので、その辺は、やはり前へ進めるということが大事だと思います。やはりいつもこういう意見ばかり出ますけれども、足のない年金暮らしの方々、しかも、足が不自由である。やはりいち早く手を打つと。これから団塊世代の方がますます増えるわけですので、需要という言い方は非常に悪いですが、今後はそういう数が多くなると思います。

ですから、町長もその辺、鶴岡市といろいろ話し合う場合、この9社と協定を結ぶ場合もそうですけれども、やはりその辺の補てんができればすごく助かるのではないかと思います。何とかこの交通ネットワークを考えて、前へ進めるということ。あと、65歳、70歳になれば運転免許証を返上している方もいますし、その辺の対策も今後非常に重要な課題の一つになると思います。市町会もあるようですので、その辺で少しお話をしてもらえれば前に進むのかなと思います。もし、その辺で所見がありましたらお願いします。

○議 長（小林茂吉議員） 今の質問内容をお聞きしておりましたが、福祉タクシーと、いわゆる全体的、庄内の広域的な公共機関と少しかけ離れている部分がございますので、答弁を却下いたします。

質疑を続けます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議 長（小林茂吉議員） まず初めに、原案に反対者の発言を許します。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ただいま上程されております議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」について、反対の立場で意見を申し上げます。

改正内容としましては、「月4回」を「年48回」に改めるという内容でございますが、そもそものこの条例の制定目的が、積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるために一部を補助するという観点から、幅広く年間にわたって外出等、社会参加を促すという観点から、今現在、第3条に「月4回までとする」という規定になっておるところでございます。これまで同僚議員からも質問がありましており、偏ったタクシー扶助を利用することはなく、

年間にわたって機会を確保すべきという観点があるという当局の説明等を踏まえて、この改正を目指すところは、別途条例施行規則に定めてある利用券に表示されております有効月、これを翌月以降も利用できるように規則の方で改正するというところでございますので、この条例の改正については不要という観点から反対の意見を申し上げます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） ただいま上程されております議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」に関して、賛成の立場で討論を行います。

文言として「月4回」を「年48回」に改めるという、この文言等にこだわっておられると思いますけれども、今までとにかく不要になったりして使えないタクシー券がたくさんあったというようなことも伺っておりますし、何よりも身体障害者の協会の会員も含めて、身体障害者自身が非常に使いづらいというような声があって、それを役場、当局にも申し上げた経過もありますし、それなりに検討して出された結論だと思います。

なお、その細かな使いやすさを進めるうえでは、規則等で十分に検討いただき、また、一度実行してみまして、不具合な点があったらまた改正するというような形で、利用率を高めていく必要があると思います。とりあえずといいたまいますか、この段階での条例改正については賛成いたします。

○議長（小林茂吉議員） 討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立多数であります。したがって、議第19号「三川町心身障害者福祉タクシー利用扶助費支給条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたことから、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、三川町道路占用料徴収条例に準じて、法定外公共物

における占用料を改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） まず最初、この改正条例文中にあります、別表備考中2を次のように改めるの2についての表現であります、「0.01平方アール」という表現が2カ所ほど出ておりますけれども、「平方アール」という面積の単位が理解できなかったものから、説明を求めたいと思います。通常は「100平方メートル」を「1アール」という面積で表現になるはずですが、「アール」の前に「平方」というものが入るとするのは、どういった面積単位なのか説明をお願いします。

それから、この改正文については、先程提案理由にもありましたとおり、道路占用料徴収条例を見ますところ、平成30年、昨年4月1日に改正、施行されたのを基にした改正内容かと思いますが、この道路占用料徴収条例の取り扱い説明においては、「0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき」、または「これに端数が付いている場合については、切り捨てて計算する」という表現になっておりますが、この改正文では、「未満であるとき」という表現がどこにも出てきていない状態です。果たしてこれで、提案理由にある道路占用料徴収条例と整合性が図れるのかどうか。

この2点をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ご質問の別表2の「0.01平方アールとあるとき」という表現にいたしておるところですが、「平方」につきましては誤記入でございました。申し訳ございませんでした。新旧対照表の方を見ていただければと思いますが、占用面積が「0.01アール未満であるとき」ということになってございますので、改めさせていただきたいと思えます。

2点目の「未満」という部分についてでございますが、確かに占用料徴収条例の方では「未満」という記載になっております。こちらの方、記載の部分として準ずるといっていただいていたものですから、この記載については記載していなかったところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 今の誤記入の部分をもう少しきちんと正確にお伝えください。加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 申し訳ございませんでした。占用面積が「0.01平方アールとあるとき」ですが、「平方」という部分については誤記入でございました。削除をお願いしたいと思います。また、その面積に同じく「0.01平方アール」とございますが、この「平方」についても誤記入でございました。改めて訂正いたします。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時24分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議長（小林茂吉議員） 先程町長提出されました議第20号「三川町法定外公共物の管理に関

する条例の一部を改正する条例の制定」の件について、町当局より議案の文言の一部を訂正したい旨の申し出があったことから、この取り扱いについて議会運営委員会の開催を要請いたしました。議会運営委員長よりその結果をご報告願います。3番 佐藤栄市議員。

- 3 番（佐藤栄市議員） 先程議長の要請により、議第20号の審議等の件について、議会運営委員会を開催しましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会に町長提出された議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件については、休憩の際、町当局より議案の文言の一部を訂正したい旨の申し出があったことから、この取り扱いを審査・協議いたしました。その結果、その訂正については、町当局の説明を受け、付帯資料等を参考にしながら審査・協議したところ、軽微なものであることと判断されたことから、当該議案を町当局からの申し出のあった訂正を許可し、議案審議を継続することが妥当であるとの結論に至りました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

- 議 長（小林茂吉議員） お諮りします。議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件については、ただいまの議会運営委員会の報告のとおり、町当局からの議案の文言の一部訂正を許可し、審議を続行したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

- 議 長（小林茂吉議員） ここで訂正内容について、当局より説明を求めます。石川副町長。

- 説明員（石川 稔副町長） ただいま上程されております議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、修正をお認めいただき誠にありがとうございます。

それでは、今回訂正いたしました内容についてご説明申し上げます。

まず議第20号、別表備考中2を次のように改める。第2項中、「0.01平方メートルとあるとき」を「0.01メートル未満であるとき」に、「0.01平方メートル」を「0.01メートル未満」に、次に、第3項、「0.01平方メートルとあるとき」を「0.01平方メートル未満であるとき」に、「0.01平方メートルの端数があるとき」を「0.01平方メートル未満の端数があるとき」に改めるものでございます。

また、新旧対照表についても1カ所訂正をお願いいたします。備考第3項2行目でございます。「0.01平方メートルの端数」というふうになっていたものを「0.01平方メートル未満の端数」ということで、「未満」を挿入させていただきたいというものでございます。

お詫びして訂正いたします。

- 議 長（小林茂吉議員） 質疑を許します。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）



○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第20号「三川町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特定の消防団活動に参加する機能別団員制度を新たに設けるため、本条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正の概要を申し上げますと、これまでの消防団員を基本団員と機能別団員に種類分けすることとし、機能別団員については町長が定める特別の任務に従事する消防団員として位置付けるものであります。

現在想定している特別の任務といたしましては、消防操法の指導や大会における審査員、さらには消防行事でのラッパ隊員などを想定しているところであり、機能別団員には、災害発生時の出動や任務以外の消防団活動への参加を義務付けしないこととして考えているところであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま町長の提案理由の説明の中に、災害時には機能別団員というものが出動を義務付けないというような言い回しだったかと思えます。機能別団員ということで、OBの方々が主だって構成するわけでありまして。義務付けないという表現ですが、もし災害等に遭遇した場合、例えば水防活動であったり、消火作業などにあたって万が一災害に遭った場合、こちらの補償の方が一般の団員と違いますか、普通団員、基本団員と同じ補償に入っているかと思われまして。補償としては、その辺はカバーできるのかどうかお伺いします。また、機能別団員ということで、新たな制服等の区別はされるのかどうか。装備はどのようなふうな装備になるのかお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 2点ございました。

1点目の災害時に関しましては、条例の新旧対照表の第9条にあります。改正後につきましては、「消防団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、

基本団員は、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない」としております。基本的にこの内容につきましては、基本団員と機能別団員に分けてございますので、水火災等の災害の際には、基本団員については、いち早く駆けつけていただきたいというものでございます。

先程の提案理由の中で、水火災の出勤を義務付けしないというような言い方をさせていただきましたが、ここにあるとおり、この条文では「団長の招集によって出勤する」、これは例えば、訓練等の支援団員については、「招集し出勤する」というようなものにあたります。ですので、災害時においては、機能別団員は災害の対応を行わないということは基本にございます。ただし、災害補償制度に入っておりますので、もし、団長からこの救助による出勤の命令があった場合については、基本的には先程言ったとおり、災害の出勤の義務付けはございませんけれども、対象にはなるものでございます。

それから、2点目の服装につきましては、今考えているのが、中間審査だったり操法大会の審査なわけでございますので、その際にこういった服装で行えばよいのか。それについては、団の方とも調整してまいりたいと考えております。

もう一つの、先程具体的に町長からありましたとおりラッパ隊につきましては、現在は団員がラッパ隊になっておりますので、その団員以外から応募があったときにどのようにするのか。これについてもまだ決定しておりませんので、今後は団の方と調整してまいりたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 団と今後協議していくというようなお話でありましたが、主要行事への参加はラッパ隊以外もあり得るのかどうか。法被等、略帽等といろいろ装備あるわけですが、この辺もまたこれから協議をしていくということによろしいのかどうかというのをお聞きします。

先程の災害時というようなお話がありましたけれども、他市町村の動向などを調べてみますと、ホースの延長であったり、機械の補助といった部分まで機能別団員が機能しているというような例がありました。資機材の搬送、あとは行事の運営補助といたしますか、そこまで機能別団員が担っているというような自治体もあったようであります。消防の団員数300名ということで、その中の概ね15名程度を検討しているということで、今後の消防力といたしますか、そういった総合的な力が低下していく中においては、機能別団員をそういった補助的などころまで担ってもらおうというような考え方があるのかどうか。その辺の見解をお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 機能別団員の主要行事への参加というお話がございましたが、行事等の支援団員については、そのような方たちの主要行事への参加があるかと思えます。それから、訓練等の支援については、基本的には先程申し上げている操法の分野になりますので、服装についても訓練服は当然のように着るかと思えます。訓練服を着たうえで法被

ということもございましたが、法被についてはその対象にならないのかなというふうに考えているところでございます。

また、活動の補助的な立場ということでございましたが、現在は操法と行事支援ということで、消防団の方が想定しているようでございました。その意を受けて今回の条例整備を図るものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 機能別団員の報酬額ということで、操法等指導員が1万円、また、訓練等支援団員が6,000円ということで、この報酬の値段の算定の根拠というか、これはどのようにしてこの値段を出したのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 機能別団員の報酬額につきましては、基本的には近隣の市、町の状況を見ながら、特に鶴岡市の状況を勘案させていただいたところでございます。鶴岡市においては、機能別団員が6,000円ということでございました。ただ、本町においては、その操法を今後とも円滑に進めていくためには、その回数も含めて6,000円では厳しいであろうということで、操法等指導員については1万円としたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 1点お聞きします。三川分署との今後のかかわり方についての考え方ですけれども、操法の練習等は、これまで三川分署の方々から熱心な、また、熱血的な指導を受けまして、庄内大会等では上位の成績を収めてきたというような経緯があったかと思えます。操法等指導員ということ設けるにあたって、操法の指導はこの方たちだけに頼るのか。そこら辺を含めまして、三川分署とのかかわり方についてお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 消防三川分署とのかかわりの中では、これまで三川分署の署員の方から操法の早朝での練習、あるいは中間審査等での指導、操法大会の審査、そういったものにかかわっていただいたところでございますけれども、鶴岡市消防署そのものが署員の負担軽減というようなこともございますし、あるいは、災害時の出動の遅れ、そういった練習等で離れていたことで出動が遅れるという事態もございます。そういったことを踏まえて、基本的には各消防団がそれぞれにおいて、そういった指導、審査をすべきというふうなスタンスに変わってきております。昨年もそういった面では、やはり分署員の協力がなかなか難しくなっていることから、こういった機能別団員として操法を指導する団員をOBの皆さんから担っていただきたいというのが、この趣旨だというふうにお伺いしております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今、審議しているのは機能別団員ということですが、それに関して1点。消防の規則の中で、出勤等区分ということで災害警戒等の費用弁償の規定がありますけれども、これに機能別団員はまったく該当しないのかどうかということ。あとは、これ似ているようで違うかもしれませんが、消防団協力員という制度がありますけれども、その協

力員に関しては、条例にも規則にも一言も載っていないようですが、その辺、今後ともどのように扱っていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 機能別団員の年報酬については、年間どの程度出ていただくのかということ踏まえて、それぞれ6,000円と1万円に設定しております。そういった関係では、規則にある出動手当てについては、対象にならないものと考えております。

それから、活動協力員につきましては、三川町消防団活動協力員設置要綱を定めておりますので、要綱については例規記載がないので、内部規定として定め、お願いをしているものであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 規定に関しては、原文をもらったことがなくて拝見をしたことがないのですが、実際に消防団活動、消火等、災害等の出動に関していいますと、正規の消防団員に関しては、日常は勤めておるということもあり、出動できない場合も結構あると思います。そういう意味では、活動協力員の方が自宅におられる方が多いので、もしかしたら実践力を持つというふうに思いますので、今後の課題として、何らかの形で例規集に載せるような、条例ないし規定のところできちんと身分を定めて、報酬は分かりませんが、何らかの報酬と補償といいましょうか、その辺のところを検討するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 予算審査特別委員会の際にも質問があったかと記憶しておりますけれども、鶴岡市においては、そのOB団員を機能別団員として位置付けております。そういった意味では報酬もございませぬ。芳賀議員がおっしゃられたような方法も考えられるところでございますので、今後そういった内容については、消防団の方と協議してまいりたいと思っております。ただ、この協力員を設置する際に、基本的には消防団と活動は別ということで三川町消防団の方から言われておりますので、そこは踏まえたくて協議してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第21号「三川町消防団条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第21号「三川町消防団条例

の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） お諮りいたします。日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8及び日程第9、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

日程第8、議第22号「町道路線の変更」の件、及び日程第9、議第23号「財産の交換」の件、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今一括上程されました、議第22号「町道路線の変更」並びに議第23号「財産の交換」について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議第22号「町道路線の変更」につきましては、株式会社板垣鉄工所において、所有地を二分している町道天神堂工業団地1号線の代替路線工事の完了に伴い、交通体系の整備、及び生活道路の確保のため、町道路線を変更するものであり、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

次に、議第23号「財産の交換」についてであります。本案につきましては、町道天神堂工業団地1号線における路線の変更に伴い、道路用地の交換をする必要が生じたものであり、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいます。ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町道路線の変更ということでありました。変更の時期について伺いたいです。現在、堤防側の坂路を建設中かと思えます。いつから変更しようとするものなのか。計画をお聞きしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 町道路線の変更に伴う供用開始の時期ということでお伺いいたしました。今議会により承認を受けた後、状況、工事の完了を見まして、区域の変更、供用開始をかけたいと思っております。今年度中に工事については完了予定となっておりますので、その完了をみまして、直ちに供用開始を行っていきたくと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ坂路完成後の変更ということをお願いしたいと思えます。

次に、安全対策について伺いたいです。既存の道路ですと幅員も広いためにT字路の部分、左右の見通しはかなりいいものかと思えますが、新しい道路の付け替えの部分を見ますと、電柱及び木が植えてありまして、左右の見通しがかなり悪いものになっているかのように見受けました。中学校の通学路にもなっているわけでありまして、一時停止、また、路面表示等が必要ではないかと思えますけれども、そのような計画はないのか。また、今までなかったところに新しく道路ができるということで、T字路があることを示すような看板

の設置等が必要ではないかと思えますけれども、そういった安全対策の計画については、どのようにお考えかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 道路の位置の変更に伴う安全対策というご質問でございました。安全対策については、現況工事の中でも行っておりますし、もらい受けた後の道路維持関係、または安全対策費用をもちまして、万全を期していきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから採決します。

ただいま上程案件2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。  
初めに、議第22号「町道路線の変更」の件を採決します。  
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第22号「町道路線の変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、議第23号「財産の交換」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第23号「財産の交換」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第10、議第24号「三川町教育委員会委員の任命」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第24号「三川町教育委員会委員の任命」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたび、本町の教育委員会委員であります石川修一氏が平成31年3月31日をもって任期満了となることから、再度、石川氏を教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

改めて石川氏の経歴を申し上げますと、昭和26年7月のお生まれで、昭和50年3月山

形大学農学部を卒業後、同年4月に山形県庄内経済農業協同組合連合会に入会されております。その後、上部組織である全農の組織再編に伴い同会を退職し、平成9年10月からは、庄内地区4農協の出資により誕生した株式会社エーコープ庄内に入社され、平成19年7月に常務取締役、平成21年7月に代表取締役に就任され、農協組合員や利用者の暮らしに役立つスーパーマーケットの経営に取り組みれるとともに、社業の発展に大きく貢献されました。

社会活動の分野におきましては、平成2年に三川トピア創造委員会委員として、町への提言や全国方言大会の開催にご尽力いただくとともに、平成9年から11年までは山形県立鶴岡北高等学校PTAの副会長、会長を歴任し、地域活動にも積極的に参画されております。

さらに、個人としては剣道錬士6段の段位を取得されており、三川致道会の会員として武道の振興に寄与されるとともに、平成24年からは三川中学校剣道部の指導にもあたられており、教職員並びに生徒、保護者からの人望も厚く、人格・識見ともに優秀な方であります。

平成27年11月に教育委員就任後は、学校教育や社会教育活動に対する確かな指導・助言をいただくとともに、総合教育会議や教育委員会の会議の場においても建設的な提言等を行い、教育委員の職務に精励されております。

このように、石川氏は、企業経営やPTA活動、武道の指導などにより培った豊富な経験を活かし、本町の教育行政の発展にご尽力いただけるものと確信しており、本町の教育委員として最適任者であることから、何卒、ご同意を賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（小林茂吉議員） これから議第24号「三川町教育委員会委員の任命」の件を採決いたします。

この採決は、先例により無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小林茂吉議員） ただいまの出席議員数は、議長を除いて9名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に4番 佐久間千佳議員、5番 町野昌弘議員、以上2名を指名いたします。

職員に投票用紙を配布させます。

（投票用紙配布）

○議長（小林茂吉議員） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票は「否」とみなします。

配布漏れはありませんか。

（配布漏れなしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 配布漏れなしと認めます。

職員に投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(小林茂吉議員) 異常はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

職員に点呼させます。

(点呼により、順次投票)

○議長(小林茂吉議員) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

4番 佐久間千佳議員、5番 町野昌弘議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

○議長(小林茂吉議員) 開票の結果を報告します。

投票総数9票。

これは投票者総数と一致しております。

うち、有効投票9票。

有効投票のうち、賛成9票、以上のおり、全員賛成であります。

したがって、議第24号「三川町教育委員会委員の任命」の件は、原案のおり可決されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場解除)

○議長(小林茂吉議員) 日程第11、議第25号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議長(小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員(阿部 誠町長) ただ今上程されました、議第25号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、3月24日をもって固定資産評価審査委員会の阿部 昇委員、佐藤英之委員の両氏が任期満了となることから、再度、阿部氏、佐藤氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

まず、阿部昇氏は、昭和39年3月山形県立農業試験場庄内分場研修生を卒業後、専業農



家の後継者として農業に従事し、昭和61年から平成8年までの10年間、庄内中央農業共済組合総代を務められたほか、平成8年からは中川土地改良区総代を経て庄内赤川土地改良区総代を歴任され、本町の農業振興に大きく貢献されるなど、人格・識見ともに優れた方であり、平成22年3月からは、本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。

続きまして、佐藤英之氏は、昭和46年3月東北振興研修所含翠学院を終了後、専業農家の後継者として農業に従事され、昭和55年から庄内たがわ農協「受委託者協議会」役員を経て、平成23年度からは副会長に就任されております。また、昭和61年からは「三川町農業青色申告会」役員に就任され、平成16年度には副会長、さらに平成21年度から平成24年度までの4年間青申会会長として、本町の農業振興並びに農業者の経営指導に尽力される一方、平成25年3月からは本町の固定資産評価審査委員会委員としてご尽力いただいております。

以上、申し上げましたとおり、阿部氏、佐藤氏の両氏とも土地の評価に関しても精通されている方々であり、固定資産評価審査委員会委員として最適任者であることから、再度選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（小林茂吉議員） 本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。  
○議長（小林茂吉議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。  
これから、議第25号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件について、これを選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第25号「三川町固定資産評価審査委員会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。  
○議長（小林茂吉議員） 日程第12、議第26号「人権擁護委員候補者の推薦」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

- 議長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

- 議長（小林茂吉議員） 本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第26号「人権擁護委員候補者の推薦」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この度、本町の人権擁護委員であります佐藤功夫氏が、平成31年6月30日をもって任期満了となることから、再度、佐藤氏を推薦いたしたく、ご提案申し上げる次第であります。

佐藤功夫氏は、平成2年3月に駒澤大学仏教学部を卒業されておりますが、それまでの間、大本山永平寺別院長谷寺において修行なされたほか、大学卒業後は、北海道にあります禅照寺に、平成16年からは曹洞宗山形県第三宗務所に勤務なされ、平成19年8月からは、天神堂にあります宝積寺の住職として、さらに、地域住民の相談役として貢献される一方、平成25年7月からは本町の人権擁護委員として、住民からの相談や人権啓発活動等地域貢献につきましても誠意をもってご尽力いただいております。

このように、佐藤氏は人格・識見ともに優れた方であり、人権擁護委員候補者として最適任者であることから、再度推薦いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本案は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている他人、すなわち候補者の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） この際、討論は行わず、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、直ちに採決いたします。

これから、議第26号「人権擁護委員候補者の推薦」の件について、これを推薦することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第26号「人権擁護委員候補者の推薦」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第13、発議第3号「三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3番（佐藤栄市議員） ただいま上程されております、発議第3号「三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定」について、提案理由を申し上げます。

このたびの改正につきましては、個人情報保護の観点から、議会傍聴人の住所、氏名を現行の傍聴人受付簿に記載する方法から、傍聴人受付票に記載し、受付箱に投函する方式に改めたく提案するものであります。

議員各位の賛同をお願いし、提案理由といたします。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 以上で質疑を終了します。

○議 長 (小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 討論なしと認めます。

○議 長 (小林茂吉議員) 以上で討論を終了します。

○議 長 (小林茂吉議員) これから発議第3号「三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「三川町議会傍聴規則の一部を改正する規則の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第14、別紙「三川町議会議員の派遣」の件を議題とします。職員に議案を配布させます。

(書記配布)

○議 長 (小林茂吉議員) 職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議 長 (小林茂吉議員) 本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第128条の規定に基づき、議員を調査及び研修等へ派遣するときは、あらかじめ議会の議決を得て行うこととなっております。したがって、別紙のとおり議員を派遣することについて、議決を求めるものであります。

お諮りします。本件は、別紙のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

議 長 (小林茂吉議員) 日程第15、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2 番 (志田徳久議員) ただいま上程されております閉会中の所管事務調査について説明申し上げます。

#### 閉会中の所管事務調査

総務文教常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

## 記

### 1 調査事項

(1) 第3次及び次期三川町総合計画に関することについて

### 2 調査期間

平成31年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

### 3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

### 提 案 理 由

総務文教常任委員会が、閉会中においても所管事務調査を行いたく提出するものである。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第16、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員）

閉会中の所管事務調査

産業建設厚生常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

## 記

### 1 調査事項

(1) 第3次及び次期三川町総合計画に関することについて

### 2 調査期間

平成31年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

### 3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。  
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第2号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第17、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員）

## 閉会中の所管事務調査

広報常任委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

## 記

### 1 調査事項

- (1) 広聴広報活動の充実について
- (2) わかりやすい広報紙作りについて

### 2 調査期間

平成31年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

### 3 理 由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。  
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、発委第3号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第3号「閉会中の所管事務  
調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第18、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を議題とし  
ます。

本案について、提案理由の説明を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） ただいま上程されております発委第4号「閉会中の所管事務調査」  
について説明いたします。

### 閉会中の所管事務調査

議会運営委員会は、閉会中に下記事項の所管事務調査を行いたいので発議する。

## 記

### 1 調査事項

(1) 議会の活発な運営について

### 2 調査期間

平成31年3月議会定例会終了後から調査終了までの間

### 3 理由

閉会中も引き続き継続調査を要するため

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。  
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、発委第4号「閉会中の所管事務調査」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。  
これをもって、平成31年第2回三川町議会定例会を閉会いたします。  
大変ご苦勞さまでした。

(午後 2時06分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成31年3月22日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番